

ブルキナファソ国
学校運営委員会支援プロジェクト
実施協議報告書

平成22年2月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
人間開発部

人間
JR
10-011

ブルキナファソ国
学校運営委員会支援プロジェクト
実施協議報告書

平成22年2月
(2010年)

独立行政法人国際協力機構
人間開発部

序 文

ブルキナファソ国の基礎教育・識字省は、教育セクターの開発枠組みである「基礎教育開発 10 カ年計画 (PDDEB)」を 2002 年より実施しています。当計画は 2007 年に改訂され、「教育のアクセスの拡大」「教育の質の向上」「教育行政能力の構築」を 3 本柱とし、2010 年までに総就学率を 78.2%、成人識字率を 40%にまで高めることを 2 大目標としています。その結果、初等教育就学率は着実に改善しつつあるものの、教員数の不足や教室の過密状態の継続など、小学校における学習環境は依然として厳しいものとなっています。

PDDEB では、「教育の質の向上」を達成するため、学習環境の改善、特に学校運営における住民参画の推進が具体的活動としてあげられています。学校運営支援のための住民組織として、保護者会 (APE)・母親会 (AME) が存在していますが、組織の形骸化、また学校支援に関し複数組織が存在することによる活動の非効率などが問題となっています。そこで、基礎教育・識字省は、2008 年 5 月に、学校運営の主体となる学校運営委員会 (COGES) 設立に関する法令を發布し、2008 年 9 月の新学期より、段階的に COGES を設置しています。

しかしながら、学校運営の一部権限の地域レベルへの委譲は、ブルキナファソ国の地方分権化政策とも合致しているものの、行政からの具体的な技術・財政支援体制は整っていません。現在、基礎教育・識字省は COGES 設置に関する具体的な内容 (組織・構成・役割等) を検討しているところであり、西アフリカにおける学校運営支援の経験のある日本に対し、学校運営についての政策策定・実施についての技術支援を要請しました。

同要請を受けて当機構は、2009 年 7 月に詳細計画策定調査団を派遣し、ブルキナファソ国政府及び関係機関と協力計画策定に関する協議を行い、2009 年 10 月に同国政府と当機構ブルキナファソ事務所との間でプロジェクト実施に係る討議議事録 (Record of Discussions) を署名するに至りました。

本報告書は、「学校運営委員会支援プロジェクト」の要請背景及び案件形成の経過と概略を取りまとめたものであり、今後の本プロジェクトの実施及び類似案件の形成にあたって活用されることを願うものです。

ここに、案件形成にご協力いただいた内外の関係者の方々にあらためて深い謝意を表するとともに、引き続き一層のご支援をお願いする次第であります。

平成 22 年 2 月

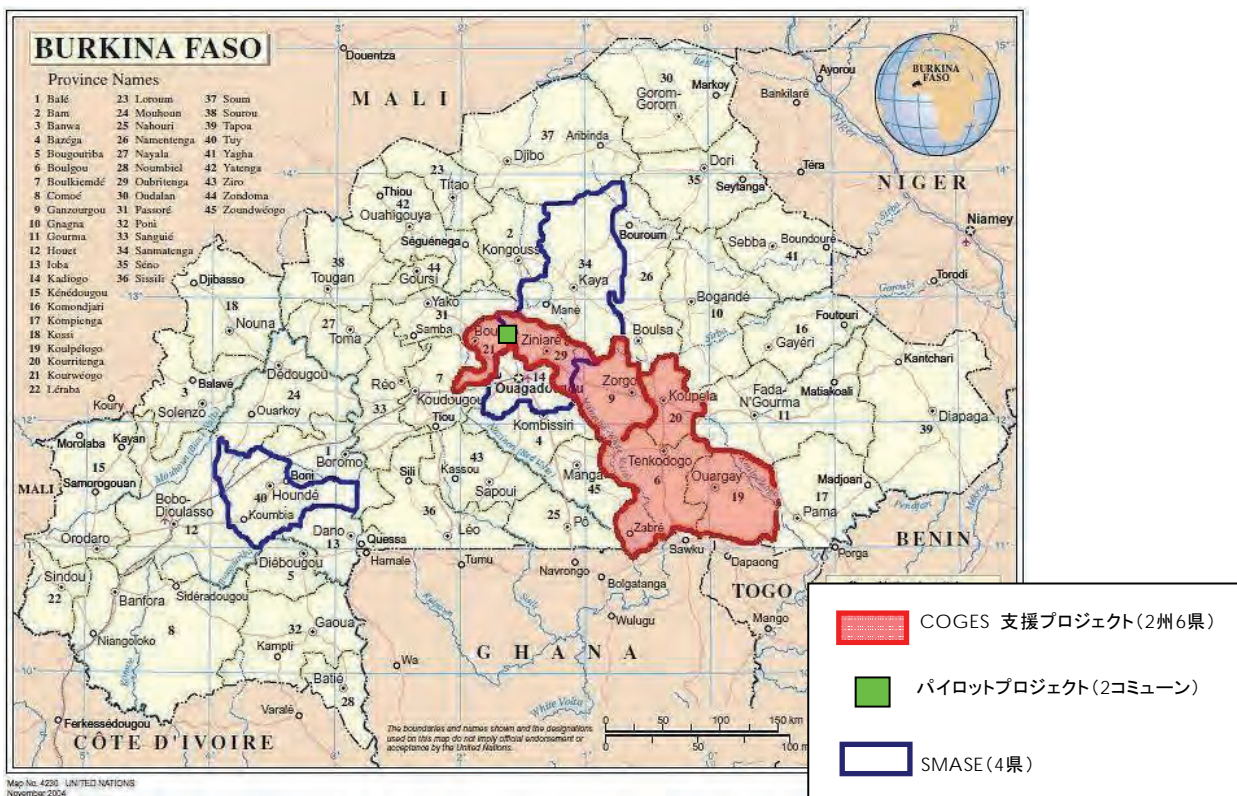
独立行政法人国際協力機構
人間開発部部長 萱島 信子

目 次

序 文
地 図
写 真
略語表

第1章 要請の背景	1
第2章 調査協議の経過と概略	2
2-1 プロジェクト形成の経過と概略	2
2-2 討議議事録（R/D）の署名	3
第3章 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）	4
付属資料	
1. 詳細計画策定調査報告書	15
2. 詳細計画策定調査ミニッツ【仏語、和文仮訳】	49
3. 討議議事録（R/D）／ミニッツ【仏語、和文仮訳】	96
4. ブルキナファソ国における地方分権化に関する調査報告	138

地図



写 真



基礎教育・識字省での協議の様子



SMASE 関係者との協議の様子



【サイト視察 1】COGES 学校活動計画により教室に設置された飲料用水がめと校長



【サイト視察 2】校長（COGES 事務局長）に対するヒアリングの様子



他ドナー対象パイロットプロジェクト成果発表セミナーの様子



詳細計画策定調査 M/M の交換（左：基礎教育・識字省基礎教育総局長、中：財務省協力総局長）

略 語 表

略語	正式名称	和訳
AENF	Direction (Directeur) Général de l'Alphabétisation et l'Education Non Formelle	(基礎教育・識字省) 識字・ノンフォーマル教育局 (長)
CEB	Circonscription d'Education de Base	基礎教育学区
COGES	Comité de Gestion de l'Ecole	学校運営委員会
DAF	Direction (Directeur) de l'Administration et des Finances	(基礎教育・識字省) 管理・財務局 (長)
DAMSE	Direction (Directeur) des Allocations des Moyens Spécifiques aux Ecoles	(基礎教育・識字省) 学校支援局 (長)
DDEB	Direction (Directeur) du Développement de l'Enseignement de Base	(基礎教育・識字省) 基礎教育開発局 (長)
DEC	Direction (Directeur) des Examens et Concours	(基礎教育・識字省) 試験局 (長)
DEP	Direction (Directeur) des Etudes et de la Planification	(基礎教育・識字省) 調査計画局 (長)
DG/COOP	Direction (Directeur) Général de la Coopération	(財務省) 協力総局 (長)
DG/CRIEF	Direction (Directeur) Général du Centre de Recherche, des Innovations Educatives et de la Formation	(基礎教育・識字省) 教育改革・研修調査センター総局 (長)
DGEB	Direction (Directeur) Générale de l'Enseignement de Base	(基礎教育・識字省) 基礎教育総局 (長)
DPEBA	Direction (Directeur) Provincial de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation	(基礎教育・識字省) 県局 (長)
DRDP	Direction (Directeur) de la Recherche et du Développement Pédagogique	(基礎教育・識字省) 調査・教育開発局
DREBA	Direction (Directeur) Régional de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation	(基礎教育・識字省) 州局 (長)
GAP	Groupe d'Animation Pédagogique	教員分科会
MEBA	Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation	基礎教育・識字省
M/M	Minutes of Meeting	会議議事録
NC	National Coordinator	ナショナルコーディネーター
PDDEB	Plan Décennal de Développement de l'Education de Base	基礎教育開発 10 年計画
PDM	Project Design Matrix	プロジェクト・デザイン・マトリクス
R/D	Record of Discussions	討議議事録
SG	Secrétaire Général	事務次官

SMASE	Strengthening Mathematics and Science Education	初等教育・理数科現職教員研修改善計画（プロジェクト）
TICAD	Tokyo International Conference for African Development	アフリカ国際開発会議

第1章 要請の背景

ブルキナファソ国（以下、「ブルキナファソ」と記す）の基礎教育・識字省は、教育セクターの開発枠組みである「基礎教育開発10ヵ年計画（Plan Décennal de Développement de l'Éducation de Base : PDDEB）」を2002年より実施している。当計画は2007年に改訂され、「教育のアクセスの拡大」「教育の質の向上」「教育行政能力の構築」を3本柱とし、2010年までに総就学率を78.2%、成人識字率を40%にまで高めることを2大目標としている。その結果、初等教育就学率は着実に改善しつつあるものの、教員数の不足や教室の過密状態の継続など、小学校における学習環境は依然として厳しいものとなっている。

PDDEBでは、「教育の質の向上」を達成するため、学習環境の改善、特に学校運営における住民参画の推進が具体的活動としてあげられている。学校運営支援のための住民組織として、APE（保護者会）・AME（母親会）が存在しているが、組織の形骸化、また学校支援に関し複数組織が存在することによる活動の非効率などが問題となっている。そこで、基礎教育・識字省は、2008年5月に、学校運営の主体となる学校運営委員会（Comité de Gestion de l'École : COGES）設立に関する法令を發布し、2008年9月の新学期より、段階的にCOGESを設置していく予定である。

しかしながら、学校運営の一部権限の地域レベルへの委譲は、ブルキナファソの地方分権化政策とも合致しているものの、行政からの具体的な技術・財政支援体制は整っていない。現在、基礎教育・識字省はCOGES設置に関する具体的な内容（組織・構成・役割等）を検討しているところであり、西アフリカにおける学校運営支援の経験のある日本に対し、学校運営についての政策策定・実施についての技術支援を要請した。

第2章 調査協議の経過と概略

2-1 プロジェクト形成の経過と概略

本プロジェクトの形成にあたり、以下のとおり詳細計画策定調査団を派遣した。

期間	2009年6月28日～2009年7月10日 (佐藤団員のみ6月28日～7月13日)
団員構成(所属)	団長／総括：原 雅裕 (JICA 国際協力専門員) 協力企画：森下 拓道 (JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二課) 学校運営：佐藤 恵美 (JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二課ジュニア専門員)
派遣の目的	ア. 関係機関(中央及び地方)及びパイロットプロジェクトのサイト訪問、並びに関係者との協議を通し、ブルキナファソの基礎教育に係る制度と実態を把握する。 イ. ブルキナファソ関係者と要請内容の確認を行い、プロジェクトの枠組及び実施体制について協議のうえ、合意する。 ウ. 合意した枠組を踏まえ、先方及び日本側の投入を検討する。 エ. プロジェクト開始までに行う作業及びそのスケジュールを確認する。 オ. 日本側、ブルキナファソ側双方で同意した事項をミニッツとして取りまとめ、署名交換をする。
調査結果概略	ア. プロジェクト目標については、機能する COGES に関する全国普及可能なモデルをめざすことで合意した。 イ. 協力期間について、4年間とすることで合意した。また、中央プラトー州、東部中央州の2州、約1,400校を対象とすることで合意した。 ウ. プロジェクト実施体制については、基礎教育総局が実施機関となることで合意した。 エ. モニタリングについては、基礎教育学区(Circonscription d'Education de Base : CEB)の視学官の通常活動の一環として行われている巡回型モニタリングを基本としながらも、COGESメンバーが定期的集まることで経験共有、情報収集を図る集会型モニタリングの試行も含め、今後、プロジェクト実施中にブルキナファソ側の財政事情や人員体制にかんがみ、適切な仕組みを構築することが必要であるとの認識を共有した。費用については、2010年まではJICA側負担とし、2011年以降はブルキナファソ側負担とすることで合意した。 オ. 全国展開に必要な経費については社会開発基金(JSDF)の活用も可能である旨、基礎教育・識字省及び世銀と共有した。 カ. 実施中の初等教育・理数科現職教員研修改善計画プロジェクト(Strengthening Mathematics and Science Education : SMASE)との連携に

	<p>つき、JICA 及びブルキナファソ側がともに最大限の努力を行っていくという姿勢について合意し、今後、プロジェクトの進捗に応じて両プロジェクトが緊密に連携しながら具体化することとなった。</p> <p>キ. JICA 研究所によるインパクト研究（プロジェクトの成果を客観的、科学的に把握する手法開発に関する研究）をブルキナファソで実施することについて、基礎教育・識字省の快諾を得た。</p>
--	---

2-2 討議議事録（R/D）の署名

詳細計画策定調査の結果を踏まえ、JICA ブルキナファソ事務所を通じてプロジェクトの詳細について先方とさらに協議を重ね、プロジェクト実施について合意に至った。合意内容は討議議事録（Record of Discussions : R/D）にまとめられ、2009年10月15日に JICA ブルキナファソ事務所長、ブルキナファソ国基礎教育・識字大臣及び財務大臣の三者の間で署名が交わされた。

第3章 事業事前評価表（技術協力プロジェクト）

1. 案件名 ブルキナファソ国学校運営委員会支援プロジェクト
2. 協力概要 (1) プロジェクト目標とアウトプットを中心とした概要の記述 本プロジェクトは、ブルキナファソ国内2州（中央プラトー州、東部中央州）において、州・県・CEBレベルの基礎教育・識字省関係者、校長、学校運営委員会（COGES）代表者などを対象とした学校運営委員会設立研修、計画策定研修を実施するとともに、県・CEBレベルの行政官によるCOGES活動のモニタリング体制構築を支援することにより、機能する学校運営委員会モデルを構築することをめざす。 2008年5月のCOGES設立に関する法令の発布に基づき、ニジェール「みんなの学校」プロジェクトにおける経験を活かして、ブルキナファソ事務所のイニシアティブにより2008年10月より35校を対象としたパイロットプロジェクトを実施した。その結果、民主的選挙によるCOGESの設立、COGESによる学校活動計画の策定についてモデルの有効性が裏づけられた。本プロジェクトはその成果を踏まえて実施するものである。 (2) 協力期間 2009年11月上旬から2013年11月上旬（4年間）とする。 (3) 協力総額（日本側） 約3億円 (4) 協力相手先機関 ブルキナファソ基礎教育・識字省 (5) 国内協力機関 特になし (6) 裨益対象者及び規模、等 裨益対象者：基礎教育・識字省カウンターパート5名 COGES担当行政官約120名：2州計55CEB×各2名＋州・県担当官 校長1,400名（対象州内1,400校） COGES代表約2,800名：1校×2名×1,400校 対象地域：中央プラトー州、東部中央州
3. 協力の必要性・位置付け (1) 現状及び問題点 基礎教育・識字省は、教育セクターの開発枠組みである「基礎教育開発10ヵ年計画（PDDEB）」を2002年より実施している。当計画は2007年に改訂され、「教育のアクセス

の拡大」「教育の質の向上」「教育行政能力の構築」を3本柱とし、2010年までに総就学率を78.2%、成人識字率を40%にまで高めることを2大目標としている。その結果、初等教育就学率は着実に改善しつつあるものの、教員数の不足や教室の過密状態の継続など、小学校における学習環境は依然として厳しいものになっている。

(2) 相手国政府国家政策上の位置付け

上記のような状況の下、PDDEBでは「教育の質の向上」を図るため、学習環境の改善、特に住民参加を通じた学校運営の改善の必要性が指摘されており、2008年5月に学校運営の主体となるCOGESの設立に関する法令が公布された。しかしながら、COGESが期待される役割を果たすための具体的な戦略を明確にするには至っていない。

(3) わが国援助政策との関連、JICA 国別事業実施計画上の位置付け（プログラムにおける位置付け）

わが国の対アフリカ支援の基軸である「アフリカ開発国際会議（Tokyo International Conference for African Development : TICAD）」プロセスにおいては、教育は優先項目のひとつとされており、2008年5月に採択されたTICAD IV 横浜行動計画の中では、西部アフリカにおいて「みんなの学校（School for All）」モデルを基礎とした学校運営改善のためのプロジェクトを1万校に拡大することが言及されている。本技術協力プロジェクトはその達成に向けたプロジェクトのひとつとして位置づけられる。

また、ブルキナファソにおいて基礎教育分野は重点支援分野のひとつとなっている。これまで4次にわたって無償資金協力による小学校教室建設が実施されており、2009年度にはサヘル州において「初等教員養成校建設計画」の実施が予定されている。加えて、現在、小学校教諭を中心に派遣されている青年海外協力隊員（JOCV）についても本プロジェクトとの連携強化を検討しており、教員や行政官の能力強化を通じた教育の質の改善を目指した技術協力プロジェクト「SMASE」（2008年1月開始）と併せて、ブルキナファソの教育の質の向上に総合的に貢献していくこととしている。

4. 協力の枠組み

〔主な項目〕

(1) 協力の目標（アウトカム）

① 協力終了時の達成目標（プロジェクト目標）と指標・目標値

【プロジェクト目標】

機能するCOGESに関する全国普及可能なモデルが確立される

【指標】

- ・ 対象校のうち75%以上のCOGESが学校活動計画¹を策定し、計画の75%を実施する
- ・ 対象校における学校運営への住民の貢献度（参加人数、提供金額）が増大する²
- ・ 国家ワークショップにおいてCOGESモデルが承認される

¹ 学校運営委員会は学校の改善に係る年間活動計画を策定することになっており、その中では、例えば、トイレの設置、仮設教室の建設、地域における女子の就学促進活動などが含まれているケースが多い。

² 基準値及び目標値はベースライン調査に基づいて設定する予定。

② 協力終了後に達成が期待される目標（上位目標）と指標・目標値

【上位目標】

機能する COGES モデルが全国で展開される

機能する COGES を基盤として児童の就学状況が改善される

【指標】

- ・ セクター計画における COGES モデルの採用
- ・ 学校活動計画で実施された活動の数及び実施された活動の種類
- ・ 教育統計（総就学率、総入学率、総出席率他）の改善
- ・ 学校運営に対する住民の貢献度の向上
- ・ COGES を設立した学校数
- ・ 財務報告書を年間 2 回作成した学校数
- ・ 住民総会を年間 3 回以上開催した学校数

(2) 成果（アウトプット）と活動

【成果 1】 COGES が民主的に設立される

【活動】

- 1.1 COGES の機能度に関する調査を実施する
- 1.2 上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する
- 1.3 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する
- 1.4 地方行政官に対し、民主的な COGES の設立に関する講師研修を実施する
- 1.5 地方行政官から校長に対し、COGES の民主的な設立準備のための研修を実施する

【指標】

- ・ 対象校のうち 80%以上の COGES が住民集会によって選出され、承認される
- ・ 対象校のうち 80%以上の COGES がメンバー選出選挙についての報告を提出する

【成果 2】 住民参加を通じた学校活動計画が実施される

【活動】

- 2.1 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する
- 2.2 地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する
- 2.3 地方行政官から COGES 委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する

【指標】

- ・ 対象校のうち 85%以上の COGES が、学校活動計画を策定する
- ・ 対象校のうち 75%以上の COGES が、少なくとも 1 年間にひとつ以上の学校活動計画を実施する
- ・ 対象校のうち 70%以上の COGES が、1 年間に最低 3 回の住民集会を開催する
- ・ 対象校のうち 70%以上の COGES が、住民集会で発表する財務報告書を 1 年間に

最低 2 回策定する

【成果 3】 COGES への支援体制が確立される

【活動】

- 3.1 集会モニタリングに関する調査を実施する
- 3.2 研修モジュールを改訂する
- 3.3 地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する
- 3.4 地方行政官から COGES 委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する
- 3.5 COGES モニタリング月例会議を開催する
- 3.6 基礎教育・識字省州局 (Direction (Directeur) Régional de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation : DREBA) において経験共有のための会議を開催する

【指標】

- ・ 1 年間に 2 回以上、CEB 事務所の COGES 担当官が COGES 活動のモニタリング・評価を行う
- ・ 1 年間に 2 回以上、CEB の COGES 担当官と COGES 連合の間で定期会合が開催される
- ・ 3 ヶ月に 1 回、COGES 報告書が提出される (校長→CEB→DPEBA→DREBA→DGEB)
- ・ COGES 活動のモニタリング・評価のための月例会議が DPEBA で開催される

【成果 4】 モデル普及のための評価、経験共有が行われる

【活動】

- 4.1 COGES モデルの評価・分析を実施する
- 4.2 関係者による経験共有ワークショップを開催する

【指標】

- ・ COGES 活動に関する内部評価の報告書が作成される
- ・ 国家レベルで経験共有ワークショップが開催される

(3) 投入 (インプット)

① 日本側

長期専門家 2 名 (チーフアドバイザー/学校運営、COGES 能力強化/業務調整)、短期専門家 (必要に応じ)、モニタリング用車両・バイク、事務用機器 (コピー機、コンピュータ、プリンタ、電話/FAX 等)、研修実施・マニュアル作成等にかかる費用

② ブルキナファソ側

カウンターパート人件費、プロジェクト執務室及び執務室維持経費、モニタリング経費

(4) 外部要因（満たされるべき外部条件）

➤ プロジェクトの前提条件

学校運営に関する政策が継続される

➤ プロジェクト実施上の外部条件

プロジェクト目標を達成するための外部条件は次のとおりである

- ・ 学校運営に関する教育地方分権化政策が継続される
- ・ ドナーの介入に関する協調及び調和が悪化しない

期待される成果が達成されるための外部条件は次のとおりである

- ・ 研修を受講した教育行政官が異動しない
- ・ 研修を受講した **COGES** 委員が任期終了前に免職にならない

なお、上位目標達成のための外部条件は設定していない。

5. 評価 5 項目による評価結果

(1) 妥当性

本案件は、以下の理由から妥当性が高いと判断される。

- ブルキナファソ教育セクターの開発枠組みである「PDDEB」において、「教育の質の向上」を図るために学習環境の改善、特に住民参加を通じた学校運営の改善の必要性が指摘されており、2008年5月に学校運営の主体となる **COGES** の設立に関する法令が発布された。しかしながら、**COGES** が期待される役割を果たすための具体的な戦略を明確にするには至っておらず、本プロジェクトによる支援に対する期待は高い。
- ブルキナファソでは依然として総就学率が 60%（2009年：EFA グローバルモニタリングレポート）程度ときわめて低い水準にとどまっており、アクセスの改善に対するニーズが高い。学校運営の強化を通じてアクセスの改善や教育の質の向上につながることを期待される本プロジェクトは、同国のニーズに合致している。
- 対象州となる中央プラトー州は首都ワガドゥグに近く、農村部ではあるが都市部の側面も併せ持っていることから、モデル性が高く、全国展開を見据えたパイロット地域として適切である。一方、東部中央州は他州に比べて女子の就学率が低く、本プロジェクトのアプローチを試行する効果が発現しやすい地域であることから、対象地域としての妥当性は高い。
- 2008年5月に開催された TICAD IV の横浜行動計画の中で、西部アフリカにおいて「みんなの学校（School for All）」モデルを基礎とした学校運営改善のためのプロジェクトを1万校に拡大することが言及されており、本プロジェクトはその達成に寄与するプロジェクトのひとつである。

(2) 有効性

本案件は、以下の理由から有効性が高いと判断される。

- プロジェクト目標は、2008年5月に **COGES** の設置が法令で定められたものの、その役割・機能などは必ずしも明確にはなっていないという現状に基づいて設定されたものである。プロジェクトで設定された成果1から4はプロジェクト目標を達成するために必要不可欠であり、成果と目標の整合性は明確である。すなわち、民主的選挙により **COGES** が設立され（成果1）、その **COGES** が住民参加によって学校活動計画を

策定し（成果 2）、行政による COGES への支援体制が確立されることで（成果 3）、機能する COGES モデルを確立し、それが評価・共有される（成果 4）ことによって、プロジェクト目標の達成につながる事となる。

- ブルキナファソでは地方分権化政策が進められており、学校運営に関する権限が教育省からコミューンへ順次委譲されることが見込まれる。この場合、教育省の県局およびコミューンレベルに設置されている（CEB）事務所には、コミューンに対して専門的な見地から技術的な助言をすることが期待されている。本プロジェクトでは、CEB レベルの行政官が COGES 支援に関する役割を果たせるよう、CEB 行政官による研修・モニタリングを COGES 支援策の中核に位置づけており、地方分権化の進展への対応能力強化をプロジェクト内部に取り込んでいる。
- 本プロジェクトは学校レベルで効果が発現するシステムを構築することを目指しており、これを担保するために行政官による COGES の活動状況のモニタリングの実施も含まれている。これによって、研修の成果が広く確実に学校レベルに届くよう配慮されている。

(3) 効率性

本案件は、以下の理由から効率性が高いと判断される。

- 仏語圏アフリカ諸国における学校運営委員会支援案件は既にニジェール、セネガル、マリで実施されており、これらのプロジェクトを通じて開発されたアプローチや研修マニュアル、モニタリング実施方法などを活用することが可能である。
- 本案件を含めた上記 4 案件は西アフリカ地域における広域案件群を構成しており、域内における経験共有などを進める体制が整いつつある。近隣国の専門家やカウンターパートが蓄積してきた経験を学びあうことで新しいアイデアが生まれる可能性があり、そのような機会を積極的に活用することが可能である。
- 本プロジェクトでは新しい組織を設置することなく、すべて既存の枠組を活用することとしている。既存の仕組みが機能することを目的として補完的な技術支援を行うという位置づけであるため、効率性は高い。

(4) インパクト

本案件は、以下の理由からインパクトが高いと判断される。

- 本プロジェクトの実施を通じて住民が学校運営に積極的に参画することで COGES が機能するようになれば、学校教育に対する保護者や住民の意識が変わり、インフラ整備も含め学校の抱える諸課題を解決する基盤が構築される。
- 本プロジェクトの実施を通じ、学校運営の改善という目標の下、コミュニティの組織化が促進される。組織化されたコミュニティが自らの課題を自ら解決するという主体的な問題解決能力を身につけることで、学校運営という本プロジェクトの枠組を超えて地域的な開発課題に取り組んでいく能力を高めることが期待される。
- 本プロジェクトの実施を通じ、対象州、対象校で COGES 設立研修、学校活動計画策定研修、モニタリング研修など、COGES が機能するためのモデルの構築が図られる。プロジェクトでは、全国を対象とした経験共有セミナーの開催等を予定しており、こ

れらを通じてブルキナファソ政府関係者、世銀、フランス等の財政支援を実施している他ドナー等の理解を促進し、対象州以外の全国でも同様の事業が展開されることが期待される。

- 初等教育の質の向上を図る観点から、ブルキナファソでは既に「SMASE」が実施されている。本プロジェクトにおいても教育の質の向上は重要な視点となっており、両プロジェクト間で対象サイトを重ね合わせたり、一部の活動を共同で実施することなどを通じて相乗効果が発揮されることが期待される。

(5) 自立発展性

本案件は、以下の理由から自立発展性が見込まれる。

- 本プロジェクトではコミュニティが自らの課題を自ら発見、解決できるよう計画策定・実施能力を身につける戦略をとっている。その際、コミュニティが自ら資源を動員して学校環境の改善に取り組むことをめざしており、行政の支援がなくても持続的に学校環境の改善に取り組んでいくことが見込まれている。
- 本プロジェクトでは既存の枠組みを活用して研修やモニタリングを実施することを計画しており、その主要な実施主体は（CEB）事務所の COGES 担当官である。CEB の年間予算には、金額は少ないものの、管轄内の学校に対するモニタリング経費（燃料費）が既に計上されていることから、プロジェクト終了後もこれら関係者が適切に研修やモニタリングを実施できるよう能力強化を図ることで、プロジェクト終了後も継続的に活動が実施されるように配慮している。
- 本プロジェクトはブルキナファソの既存の制度を補完、強化するために技術支援を行うことを目標としており、技術的に複雑な支援を実施するわけではない。つまり、CEB の COGES 担当官が通常業務として実施していけば維持できる仕組みであることから、自立発展性は高いと判断される。

6. 貧困・ジェンダー・環境等への配慮

本プロジェクトでは、保護者をはじめとした地域コミュニティに対して学校運営への参画を働きかけ、その過程で学校教育の重要性を訴えていくこととしている。その結果、家庭内労働などの負担によって就学機会が阻まれている児童、特に女子の就学に関する意識の啓発が促進されることが期待されている。

また、COGES 政策においては構成員に母親会の代表を含めることが規定されているうえ、COGES の役員は選挙によって民主的に選出することにしており、学校運営における意思決定に男女とも公平な参加機会が確保されるよう配慮している。

7. 過去の類似案件からの教訓の活用

- ニジェールで実施している住民参画型学校運営改善計画（みんなの学校プロジェクト）で蓄積された成果（学校運営における住民参加を促進させるアプローチ：民主的な選挙による代表選出を通じた学校運営委員会の設置、住民による学校の問題分析、改善計画の策定、既存のリソースを活用した活動実施、及び地方教育行政官によるモニタリングの実施）を教訓とし、ブルキナファソの現状によく留意した上で活用する。
- 現在、仏語圏西アフリカ諸国ではニジェールで実施中の住民参画型学校運営計画を中心

とした案件群が形成されている³。それぞれほぼ同様のアプローチを採用しているものの、各国が置かれた状況は大きく異なっている。マリでは地方分権が他国に比較して大きく進展しており、市（コミューン）レベルの関係者の巻き込みをいかに図るかという点で先行し、また、セネガルは、政府からの学校交付金制度が進展しているため、いかに住民負担による学校活動計画との整合性を図るかという点で工夫を行っている。ブルキナファソにおいても、今後、様々な政策的な展開が想定されることから、近隣諸国との経験共有を積極的に行い、いろいろな状況にも対応できるよう備えておくことが重要である。

- ニジェールで実施されたみんなの学校プロジェクトが策定したモデルは世銀との連携の下、パイロット地域を越えて全国的に展開されている。その理由として、プロジェクトのアプローチをミニマムパッケージ（民主的選挙による学校運営委員会設置研修、学校運営計画策定研修、モニタリング研修）としてわかりやすく整理したこと、現地 NGO やニジェール国教育省関係者などを効果的に巻き込み経験の蓄積を図ってきたこと、プロジェクト実施過程で成果を広報、共有することで他ドナーの理解を促したこと、などが指摘されている。ブルキナファソにおける本プロジェクトの実施過程においても、教育の地方分権化の進展に留意しながら効果的なモデル形成を進め、先方政府のみならず世銀をはじめとした他ドナーに対してもプロジェクト成果を積極的にアピールしていくことが重要である。

8. 今後の評価計画

ベースライン調査：	2009年11月頃
中間レビュー調査：	2011年11月頃
終了時評価調査：	2013年5月頃
事後評価：	2018年10月頃

³ ニジェール「住民参画型学校運営改善計画フェーズ2」、セネガル「教育環境改善プロジェクト」、マリ「学校運営委員会支援プロジェクト」が現在実施されている。

付 属 資 料

1. 詳細計画策定調査報告書
2. 詳細計画策定調査ミニッツ【仏語、和文仮訳】
3. 討議議事録（R/D）／ミニッツ【仏語、和文仮訳】
4. ブルキナファソ国における地方分権化に関する調査報告

1. 詳細計画策定調査報告書

目 次

第1章 調査団の派遣

- 1-1 調査目的
- 1-2 調査団構成
- 1-3 調査日程
- 1-4 主要面談者

第2章 調査結果

- 2-1 プロジェクトフレームワーク
- 2-2 実施体制
- 2-3 主要協議・検討事項
 - 2-3-1 プロジェクト対象地域
 - 2-3-2 研修・モニタリング実施方法
 - 2-3-3 全国展開へのロードマップ
 - 2-3-4 経費分担
 - 2-3-5 SMASE との連携
 - 2-3-6 インパクト評価の実施

第3章 調査総括（団長所感）

- 3-1 パイロットプロジェクトの成果
- 3-2 ブルキナファソ側のプロジェクト経費負担とモニタリングモデルの持続性
- 3-3 予想される課題
 - 3-3-1 SMASE との連携
 - 3-3-2 COGES と保護者会、母親会との関係

別添

面談録

第1章 調査団の派遣

1-1 調査目的

ブルキナファソの基礎教育・識字省は、教育セクターの開発枠組みである「基礎教育開発10年計画（PDDEB）」を2002年より実施している。当計画は2007年に改訂され、「教育のアクセスの拡大」「教育の質の向上」「教育行政能力の構築」を3本柱とし、2010年までに総就学率を78.2%、成人識字率を40%にまで高めることを2大目標としている。その結果、初等教育就学率は着実に改善しつつあるものの、教員数の不足や教室の過密状態の継続など、小学校における学習環境は依然として厳しいものになっている。

このような状況の下、PDDEBでは「教育の質の向上」を達成するため、学習環境の改善、特に住民参加を通じた学校運営の改善の必要性が指摘されており、2008年5月には学校運営の主体となるCOGESの設立に関する法令が公布された。

しかしながら、COGESが期待される役割を果たすための具体的な戦略を明確にするには至っていないのが現状であることから、ブルキナファソ基礎教育・識字省は、ニジェールをはじめとした西アフリカにおける学校運営支援の経験のある日本に対し、機能するCOGES設立のための技術支援の要請を行ったところである。

本要請を踏まえ、JICAは2008年10月より、ニジェール等で展開されているCOGES設立研修、学校活動計画策定研修といった学校運営支援のアプローチを活用したパイロットプロジェクトを首都近辺の35校を対象に試行的に実施した。その活動成果は基礎教育・識字省からも高く評価されていることから、JICAは、ブルキナファソにおける本格的なCOGES支援を図るための詳細計画策定調査団を派遣することとした。調査方針は以下のとおりである。

- 1) 関係機関（中央及び地方）及びパイロットプロジェクトのサイト訪問、並びに関係者との協議を通し、ブルキナファソの基礎教育に係る制度と実態を把握する。
- 2) ブルキナファソ関係者と要請内容の確認を行い、プロジェクトの枠組及び実施体制について協議のうえ、合意する。
- 3) 合意した枠組を踏まえ、先方及び日本側の投入を検討する。
- 4) プロジェクト開始までに行う作業及びそのスケジュールを確認する。
- 5) 日本側、ブルキナファソ側双方で同意した事項をミニッツとして取りまとめ、署名交換をする。

1-2 調査団構成

担当分野	所属	氏名
団長／総括	JICA 国際協力専門員／人間開発部課題アドバイザー	原 雅裕
協力企画	JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二課 職員	森下 拓道
学校運営	JICA 人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二課 ジュニア専門員	佐藤 恵美

1-3 調査日程

日程	時間	総括/協力企画	学校運営
1	6月28日 (日)	東京発	
2	6月29日 (月)	パリ着発ワガドゥグ着	
3	6月30日 (火)	8:00	教育省大臣・次官表敬
		11:00	事務所表敬・打合せ
		15:00	財務省表敬
		16:30	大使館表敬
4	7月1日 (水)	終日	ウブリテンガ県サイト視察 (小学校、住民総会、月例会議の視察など)
5	7月2日 (木)	終日	教育省協議 (基礎教育総局長、フォーカルポイント)
6	7月3日 (金)	8:30	教育省協議 (基礎教育総局長、フォーカルポイント)
		15:00	会議議事録 (Minutes of Meeting : M/M) ドラフト作成
7	7月4日 (土)	AM	資料整理/団内打合せ
8	7月5日 (日)	15:00	国際協力キャリアセミナー
9	7月6日 (月)		資料整理/団内打合せ
8:00		教育省M/M協議① (基礎教育総局長、フォーカルポイント)	
10	7月7日 (火)	15:00	ドナー表敬・協議(世銀)
		8:30	教育省M/M協議② (基礎教育総局長、フォーカルポイント、財務局)
		15:00	外務省表敬
		16:00	SMASEプロジェクトとの意見交換
11	7月8日 (水)	8:30	M/M署名
		15:00	事務所報告 大使館報告
		22:35	ワガドゥグ発 (AF735)
12	7月9日 (木)	パリ着発	追加調査・資料整理
13	7月10日 (金)	成田着	追加調査・資料整理
14	7月11日 (土)		ワガドゥグ発 (AF735)
15	7月12日 (日)		パリ着発
16	7月13日 (月)		成田着

1-4 主要面談者

【基礎教育・識字省】

M. ZABA Noraogo Innocent

次官

Mme. TAPSOBA K. Judith

基礎教育総局長

Mme. KINDA Emma	基礎教育開発局長
M. DIPAMA Karim	基礎教育開発局 パイロットプロジェクト担当
Mme. SEGUEDA Solange	基礎教育開発局 パイロットプロジェクト担当
Mme. TALL Fatoumata	教育 10 カ年計画室 パイロットプロジェクト担当
Mme. OUEDRAOGO Odile	事務次官 (Secrétaire Général : SG 直轄) 研究担当
M. YAMEOGO K. Ismaël	(SG 直轄) 研究担当
M. SIA Patrice	基礎教育開発局
M. KABORE Michel	基礎教育開発 (SMASE ナショナル・トレーナー)
Mme. GANOU Aïssa	管理・財務局設備担当
M. SANA Adama	試験局データ集計課長
M. OUEDORAGO Hamade	学校支援局給食プロジェクト担当

【基礎教育・識字省中央プラトー州／ウブリテンガ県】

M. OUEDRAOGO Ouindicouni	中央プラトー州局長
Mme. HAMA Binta	ウブリテンガ県局長
M. DIABOUGA Y. Joseph	州局住民参画担当
M. BARA Hamadou	県局住民参画担当
M. SOMA Abdoulaye	県局教員研修担当
M. SAWADOGO Boukary	Nagréongo 視学官事務所長
M. ILBOUDO Oumarou	Nagréongo 視学官事務所 住民参画担当
M. SAWADOGO I. Félice	Gurgou-Manéga 視学官事務所長
M. KINDA Adama	Gurgou-Manéga 視学官事務所 住民参画担当
パイロットプロジェクト対象小学校	校長、教員、APE 代表、COGES メンバー

【財務省協力総局】

M. SEBGO Léné	総局長
Mme. TOE Pauline	アジア担当
M. KABRE B. Raphaël	アジア担当
M. SOMA Daouda	

【外務省】

M. OUBIDA François	総局長
M. NANA Benjamin	アフリカ・アジア・中東・大洋州担当局長
M. OUEDRAOGO Adama	

【他ドナー】

M. KAMANO Joseph Pierre	世界銀行教育セクター担当
M. NIKIEMA Y.Emmanuel	世界銀行「地方分権化支援プロジェクト」担当
Mme. TIENDREBEOGO Yolande	UNICEF 教育担当
M. DOMBOUE Théodore	PLAN プロジェクトコーディネーター

M. SOME Bruno

Aide et Action プロジェクト支援担当

M. COULIBALY Jean Martin

オーストリア大使館プログラム担当

【在ブルキナファソ日本国大使館】

杉浦勉 特命全権大使

村田優久夫 参事官

野坂直広 専門調査員

【JICA ブルキナファソ事務所】

森谷裕司 所長

田中香織 職員

佐野恵子 企画調査員

Mme. BISSIRI Barry Haoua

在外専門調整員

M. KIBORA Ludovic

コンサルタント

【ブルキナファソ初等教育・理数科現職教員研修改善計画（SMASE）】

犀川修平

専門家

M.ZONGO Sulemane

ナショナル・コーディネーター

第2章 調査結果

2-1 プロジェクトフレームワーク

本プロジェクトの位置づけについて、基礎教育・識字省（Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation : MEBA）関係者と協議をし、MEBA が推進する COGES 制度を、住民参加を促進することで活性化させ、学校環境の改善を行うモデルを中央プラトー州、東部中央州で構築するという目的で合意した。

プロジェクトの主なコンポーネントとしては、①民主的な選挙を用いた代表の選出等、透明性のある形で COGES を設置すること、②住民にとってわかりやすく参加しやすい学校活動計画を住民の総意で作成し、実施すること、③住民の活動を支援する中央、地方行政のシステムを確立すること、で概ね合意した。

これらの成果を達成するために、プロジェクトでは、地方教育行政官の能力強化及び、COGES メンバーであるコミュニティの代表者の能力強化に関し、啓発、研修、活動の実践、互いの経験共有等の活動を通して行うこととした。

2-2 実施体制

基礎教育総局（Direction (Directeur) Générale de l'Enseignement de Base : DGEB）が実施機関となることで合意した。DGEB は現在実施中の理数科プロジェクトの関係機関でもあり、同じ機関が2つのプロジェクト管理に携わる体制は、両プロジェクトの相乗効果を図ることが可能になる望ましい体制といえる。ただし、同じ日本の技術協力プロジェクトでありつつも、研修実施にかかる費用負担など具体的な進め方には若干の相違があるのも事実であり、プロジェクト開始後、具体的な活動が発生する段階で混乱が生じぬよう、プロジェクト間あるいは MEBA-JICA 間で常にコミュニケーションを図ることが肝要である。

また、ブルキナファソでは、プロジェクト・コーディネーター（PC）を置き、通常業務を行う局からは切り離してプロジェクトを専属に担当する形態になっており、SMASE プロジェクトも同様の体制になっている。一般的に JICA の行うプロジェクトで PC をおくケースは少ないが、その理由は、①PC の人件費を負担することはできないこと、②プロジェクト終了後の自立発展性の確保が困難なことが挙げられる。①に関し、ブルキナファソでは PC の人件費はプロジェクト（ドナー側）ではなくブルキナファソ政府が支払うことになっており、プロジェクト間の不公平感が生じないように配慮されているなどブルキナファソ側のオーナーシップ、プロジェクト監理能力は近隣諸国に比較して高いと判断できる。SMASE プロジェクトを訪問した限り、PC には手当が支給されることもあってかやる気も高く、順調に進展しているのではないかと判断できる。一方、プロジェクト終了後には PC の手当も組織もなくなることになるため、実施期間中に終了後の実施体制の目処を立てておく必要がある。本プロジェクトの場合は、基本的には地方レベルでモニタリングが定期的に行われることが第一義的には重要であるが、全国展開を図るうえでは中央レベルの積極的な関与は不可欠であり、また、COGES 政策の将来的な発展のイニシアティブを MEBA が担う必要があることから、プロジェクト実施期間中から積極的な働きかけを行っていくことが重要と考える。

2-3 主要協議・検討事項

2-3-1 プロジェクト対象地域

本プロジェクトでは当初より全国的な普及・展開を想定している。プロジェクト期間内で機能する COGES のモデルを構築することをめざし（ただし、PDM では先方の希望を踏まえ「戦略」という用語を使用）、おおよそ 2 州程度で実施することを提案した。

これらを踏まえ、パイロットプロジェクトを実施しているウブリテンガ県を含む中央プラト州と女子の就学状況に課題があるとされる東部中央州がブルキナファソ側より提案された。

また、MEBA 次官より、モデルの普及可能性を検討する上で都市部での適用可能性が重要との観点から、ワガドゥグの一部を試験的に対象とすることが提案された。

これらの選択は、ブルキナファソ側が将来の普及可能性を踏まえて真摯に検討した結果であり、JICA としてもアクセスなど特段問題がある地域ではないことから、彼らの希望どおりの地域を対象とすることで合意した。

2-3-2 研修・モニタリング実施方法

既にパイロットプロジェクトを実施しているため、プロジェクトの実施に関するイメージはおおよそ共有されており、当初調査団が想定していた計画どおりのプロジェクト設計となっている。ただし、モニタリングについては、CEB の視学官の通常活動の一環として行われている巡回型モニタリングを基本としながらも、COGES メンバーが定期的集まることで経験共有、情報収集を図る集会型モニタリングの試行も含め、今後、プロジェクト実施中にブルキナファソ側の財政事情や人員体制にかんがみ、適切な仕組みを構築することが必要である。

2-3-3 全国展開へのロードマップ

本プロジェクト期間内に 2 州約 1,400 校を対象として機能する COGES モデル（戦略）を構築することで合意している。

具体的な進め方としては、プロジェクト 1 年目では、パイロットプロジェクト段階で対象とした 35 校が存在する 2CEB を含むウブリテンガ県内約 200 校を対象として COGES 設立研修、学校計画策定研修を実施するとともに、モニタリング方式の試行を試みる。ウブリテンガ県には既にパイロットプロジェクト段階を通じてある程度のモニタリング経験が蓄積されており、それを深化することができるが、汎用性を検討するうえでは、プロジェクト側の手厚い介入のない状態で機能性を分析することが必要であることから、近隣のもう 1 県で試行することも有意義であると考えられる。その際、後述のインパクト評価の実施も考慮しながら、対象県、実施方法を検討することとする。

プロジェクト 2~3 年目では、1 年目の試行の結果を踏まえ、対象 2 州約 1,400 校に拡大し、モデルの完成度を高めていく。

プロジェクト 4 年目においては、特にモニタリングを繰り返し実施することによりシステムとして確立することに主眼を置き、これらの結果をまとめてブルキナファソにおける COGES 戦略として確立していくこととする。

プロジェクトは実施期間中のすべての段階において、研修・モニタリングの活動を行いつつ、ブルキナファソにおける COGES 戦略の確立に必要な情報収集、分析を行うとともに、外部評価の実施、承認アトリエの開催、予算措置、法令の発効など様々な手続を把握し、関係機関へ

の働きかけを行っていくこととなる。

また、全国展開に必要な経費については、社会開発基金（JSDF）の活用も可能であり、その旨 MEBA 及び世銀とも共有を図ったところであるが、具体的な進捗が確認された段階で改めて展開の戦略、方針について関係者と協議する必要がある。

2-3-4 経費分担

カウンターパート（C/P）経費、プロジェクト・オフィス及びその付帯経費以外の事業経費につき、モニタリングにかかる経費をブルキナファソ側の負担とすることで合意した。しかし、2010年度の概算要求期間は過ぎてしまっていることもあり、2010年までは JICA 側が負担し、2011年度以降、ブルキナファソ側が負担することとなった。

本プロジェクトの基本的なコンポーネントのうち COGES 設立研修、学校計画策定研修などの研修経費は基本的に1回限りの研修であり、いわば初期投資として相手国に経常的に負担が発生する性格のものではないことから、本プロジェクトでは、研修経費を JICA 側が負担することとしている。

なお、経費負担の割合については SMASE プロジェクトに比較して多額となっているが、両プロジェクトとも初期投資は JICA 負担、経常経費は相手国負担という基本的な考え方では共通しており、JICA 側のスタンスとして齟齬があるわけではない点につき留意が必要である。

2-3-5 SMASE との連携

SMASE との連携につき、JICA 及びブルキナファソ側がともに最大限の努力を行っていくという姿勢について合意し、今後、プロジェクトの進捗に応じて両プロジェクトが緊密に連携しながら具体化することとなっている。

今回、SMASE プロジェクトの C/P とも会合をもち、保護者を研修活動に巻き込むことの必要性について強い期待が示された。SMASE プロジェクトでは教員分科会（Groupe d'Animation Pédagogique : GAP）（ブルキナファソの現職教員研修制度）代表者に対する研修までがプロジェクト範囲になっており、学校レベルの活動は範囲外になっている。具体的に両プロジェクトの相乗効果が期待されるのは学校レベルにおける活動であり、そのためには、SMASE プロジェクトの範囲外になる CEB 視学官による各学校の巡回指導が重要な接点となる。SMASE プロジェクトでは中央研修で CEB 視学官に対するモニタリング研修を実施しており、その際にコミュニティとの連携に関する研修項目を追加・強化したり、あるいは本プロジェクトで実施する県レベルの月例会議で経験や情報共有したりといった双方の対話促進のための枠組を構築、定着させることが必要である。

2-3-6 インパクト評価の実施

現在、JICA 研究所では、プロジェクトの成果を客観的、科学的に把握する手法開発に関する研究を実施していくこととしている。当初、ニジェール「みんなの学校」プロジェクトの成果分析を検討していたが、ニジェールでは既に全国展開が終了しており、分析結果が事業に貢献する余地に乏しい。その観点からいえば、これから開始する本プロジェクトはインパクト評価に馴染みやすく、また、適用するアプローチもニジェールモデルをほぼ踏襲していることから、対象案件として適切であると判断できる。

ブルキナファソ側にしても、全国展開にあたってアプローチの有効性を検討する上で客観的な分析結果を得ることのメリットは大きく、実施については快諾を得ている。

実施については、ブルキナファソの国立統計研究所（Institut National de Statistique : INS）において世銀の家計調査をはじめとした各種調査実績があることが確認できた。また、約 160 名の調査員を抱えているとのことであり、過去の実績からは、全国 8,500 家計の調査で 1 億 2,000 ～1 億 3,000 万 FCFA（約 2,500 万円）程度の費用が見積もられているとのことであった。

今後、JICA 研究所と詳細を検討していくこととするが、実施する場合には無作為抽出による対象校の選定を検討することになり、非対象校への配慮、行政機関（CEB、DPEBA）の能力強化、などプロジェクトへの影響を最小限にとどめる研究デザインを設計する必要がある。いずれにしても、ベースライン調査内容、実施時期、実施体制等を早急に決定し、11 月のプロジェクト開始時期に間に合うよう調整を進めていく必要がある。

第3章 調査総括（団長所感）

事務所のイニシアティブにより開始された学校運営会支援パイロットプロジェクトの成果もあり、本案件にかかわる協議は、大きな問題もなく順調に進み、案件の概要についての合意にいたった。以下、本調査にかかる所感である。

3-1 パイロットプロジェクトの成果

去年の10月より小規模な投入で行われてきたパイロットプロジェクトでは、ニジェール「みんなの学校」プロジェクトで実証されたアプローチを導入し、学校運営委員会の民主的設立成功による運営の透明性の確保、学校活動計画における大きな住民動員などに大きな成果を残した。今回の現地調査でも確認できたこれらの成果が、本調査の成功に大きな役割を演じた。パイロットプロジェクト導入、実施の過程で、プロジェクトにかかわったMEBA関係者がプロジェクトアプローチの効果を実際の成果により実感することにより、MEBA幹部へのパイロットプロジェクトに関する報告がより説得性の高いものとなり、その結果、MEBA内部でのアプローチ効果に対する認識が高まった。このため、今回の調査では、プロジェクトコンセプトに関する議論はほとんど必要なく、協議は、モデルの持続性や全国普及までのロードマップの共有、さらに経費分担など、より高度な議題が中心となった。また、プロジェクトデザインに関しても、本案件で導入するアプローチの当該国に適應するための修正点もパイロットプロジェクトの経験からほぼ提示されており、通常の場合の1年目のトライアルを行う必要がなく、実質的に2年目の活動を案件開始から実施することが可能となった。

このように、本格プロジェクト実施前のトライアルとしての、事務所主導の小規模なパイロットプロジェクトの実施は、その導入の簡便さ、迅速性、費用対効果に優れており、導入にはさまざまな条件が必要であることを考慮しても、教育分野のみならず、その実施可能性を模索することは、一考に価すると思われる。

3-2 ブルキナファソ側のプロジェクト経費負担とモニタリングモデルの持続性

今回の協議では、上記パイロットプロジェクトの成果もあり、ブルキナファソ側の経費負担等に関する積極的な言及が見られた。現在、ブルキナファソは、ニジェールなどに比べ、「万人のための教育」(Education for All : EFA) ファスト・トラック・イニシアティブ (EFA-FTI) の資金など、比較的、予算の余裕があり、地方行政官のCOGESモニタリング経費などの負担を強く要求すれば、拠出の可能性はあると思われる。そして、もし、この予算が恒常的に確保されれば、ブルキナファソのCOGESモニタリングモデルは他国に比べ容易に確立できる可能性が高い。しかし、この恵まれた現在の状況で確立したモデルは、同国の財政事情が悪化すれば、持続発展性のレベルは下がっていく。今後、どの程度の教育予算をブルキナファソが確保していけるかの予測は難しいが、どのような状況でも、最小限の予算で継続できるモニタリングモデルの形成に努めていくべきであろう。その面では、パイロットプロジェクトですでに試行している地方行政官によるCOGESモニタリングと集会モニタリングを併用した形のモニタリング体制の確立をめざすことが望ましいと思われる。

3-3 予想される課題

3-3-1 SMASE との連携

この連携に必要なことは、教員と住民との双方向の情報共有を恒常的に行うとともに、教員、住民双方に共通するニーズをベースとし、実際に成果が見える具体的な活動を見出し、実施していくことである。調査団との会談の中で、SMASE のナショナル・コーディネーターであるゾンゴ氏は、実際に SMASE の研修に COGES 代表を招待し活動を見せたことは非常に大きな効果があったと強調していた。しかし、ゾンゴ氏が紹介した活動は、情報共有という面では、COGES のみに SMASE の情報が共有されるという一方通行のものであり、教員側にも COGES の活動についての情報が共有される必要がある。例えば、世銀の教育担当者が提案していたように、SMASE の研修の場である GAP の研修に、コミュニティ参加、COGES についてのモジュールを取り入れることなども一案である。SMASE と本案件による共同の活動については、住民、教員に共通して確実にあるニーズは、教育の質、あるいは学習の質の改善であり、このテーマに沿った活動を見出していく必要がある。

3-3-2 COGES と保護者会、母親会との関係

世銀の教育担当者との会談の中で、「COGES の成功のためには、機能していないことの多い既存の保護者会、母親会を廃止し、COGES に一本化すべき」という意見が述べられた。極端な意見に聞こえるが、実は本質的な内容を含んでいる。透明性がなく、住民を代表していない組織が COGES の基礎として、あるいは並列的に存在することは、COGES を機能させるにあたり、プラスに働く可能性は少ない。例えば、多くの保護者会は、生徒一人あたりで分担金を集めている。その分担金は、保護者会と COGES が並列的に存在するという意味で、COGES が作る学校活動計画の財源にはなりにくい。理論的には、住民全体で決定され、優先付けされた学校活動計画に、保護者会の分担金も財源として統一されるべきであるが、保護者会としては、既得権益、あるいはそのレゾンデートル（存在意義）として分担金は手放したくない。保護者にとっては、自分たちが決定し、実施し、結果が見える COGES の活動計画に限られた財源や労力を使いたい、保護者会の分担金は保護者の義務的に徴収される。結果として保護者は、二重に負荷を受けることになり、学校活動計画実施への参加も消極的になる。以上のような構造を理解できれば、世銀の担当者の意見は正論であることがわかる。しかし、現実には長年存在し、機能していないにしても、共益費などを収集して、なんらかの役割を演じてきた組織を廃止することは、実際には困難である。MEBA に対し、この問題を指摘し、改善を迫ったとしても、MEBA としては、法令で定めた COGES 委員のメンバーに保護者会や母親会の代表を加えることによって、すでに問題はないという答えが予想される。

実はこれらの問題は、近隣の類似案件でも存在する。ニジェールの場合は、COGES メンバー7名のうち、保護者会からの代表が4名¹であるという特徴を生かし、保護者会を民主化することにより、住民が COGES と保護者会を同一視するという状況を作り出し、実質的に保護者会と COGES を統合してしまうことによってこの問題を解決した。ブルキナファソの場合は、すでに決まっている COGES 委員（保護者会、母親会、校長、教員代表、教員組合代表等）の他

¹ ニジェールの COGES 委員は、校長1名、教員代表1名、保護者会3名、母親会1名、生徒代表1名からなるが、母親会が存在しない学校も多く、保護者会から女性1名が母親会の代表となるケースが多い。また、生徒代表はオブザーバー的な参加で、あまり討議に参加しない場合が多い。

に、役員（委員長、書記、会計）を住民総会において選挙で選ぶという方法をパイロットプロジェクトで提案し、MEBA が承認したというところに、この問題の解決の糸口があると思われる。COGES の役員が直接住民から選ばれているという優位性から、その地位を、他の COGES メンバーより実施的に上位にあるという位置づけを現出すれば、実質的に保護者会や母親会が COGES に統合されていくという現象を現出できるかもしれない。

ブルキナファソ COGES 支援プロジェクト詳細計画策定調査 面談録

1. 件名	: 団内打合せ
2. 日時	: 平成 21 年 6 月 29 日 (月) 21:00~22:00
3. 場所	: ホテル
4. 出席者	: 【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員、M.KIBORA (パイロットプロジェクト/コンサルタント) 【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容	: スケジュール及び明日の教育省でのプレゼンの進め方の確認を行った。

以上

1. 件名	: MEBA 次官表敬及びプロジェクトデザインについての協議
2. 日時	: 平成 21 年 6 月 30 日 (火) 8:10~10:10
3. 場所	: MEBA
4. 出席者	: 【MEBA】 M. ZABA Noraogo Innocent (Secrétaire Général) Mme. TAPSOBA K. Judith (Directrice, DGEB) Mme. KINDA Emma (Directrice, DDEB) M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. OUEDRAOGO Odile (SG/Chargée d'études) M. YAMEOGO K. Ismaël (SG/ Chargée d'études) 【JICA ブルキナファソ事務所】森谷所長、佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容	: 団長から調査目的及び調査概要の説明の後、プロジェクトデザインについて PPT 資料をもとに説明した。強調したポイント及び SG からのコメントは以下のとおりであった。 ➤ <u>COGES 支援及びモニタリングのシステムについて</u> (原) 類似案件を実施中の他国と比較して、CEB 管轄の学校数が 20 校と少ないのはブルキナファソのメリットである。ただ、このシステムが機能するには、政府がモニタリング費用を負担することが必要であり、モニタリングを住民参画担当官の正式業務として責任付ける必要がある。また集会型モニタリングは、経験共有だけでなく行政官の費用・労力削減の効果がある。 (SG) モニタリングはもともと彼らの業務の一部であり、視学官事務所長 (CCEB) には基礎教育学区における総責任者として教育学的側面 (pédagogique) と学校運営的側面 (administratif) の両方を見る責任がある。したがって CCEB は両方を監督し、指導主事は前者を中心にモニタリングを行うことになっており問題ない。

(原) プロジェクト開始後に関係者を集めて COGES 政策についての情報共有セミナーを開催し理解を深めるべきである。

➤ モデルの公式化の手順について

(SG) 現在、MEBA では COGES 政策を「住民参画」促進の枠組みに位置づけ、普及についての戦略文書を作成中である。これが承認され法令なり省令化され、その後は必要に応じて改定・改善が行われる。

➤ 対象州の選択について

(SG) ウブリテンガ県を含む州へ拡大するのは賛成だが、同県は村落部に位置するので、対照的に Kadiogo (首都ワガドゥグを含む県) のような都市部の県も対象とすべきである。

(佐野) Kadiogo を対象にするとしたら 1 つの CEB を選択することとしたい。

(原) 2 つ目の対象州については各種情報をもとに調査団滞在中に決定したい。

➤ 実施体制及び関係者の役割の明確化について

(SG) まずはナショナル・コーディネーター (NC) を任命し、核となる組織 (cellule) を形成する。

→この点については具体的な共通認識形成に至らなかったため、調査団側から案を提示して M/M で承認してもらうのが得策である。

その他の点 (研修システム、PDM、拡大戦略、2 年目以降のモニタリング費用負担、SMASE との連携、等) については基本的に SG の合意を得られた。

最後に、森谷所長から以下の 2 点について確認した。

➤ SMASE と COGES の 2 プロジェクトの合同調整委員会 (CPP) の同時開催の可能性について

(SG) CPP は各プロジェクトごとに設置することになっているため不可能だが、合同会合の開催は可能である。

➤ 執務スペースの確保及び NC 任命の時期について

(SG) プロジェクト開始前 (第二次調査団まで) には行わない。

(森下) R/D 署名時となる 8~9 月には完了していることが望ましい。明言が難しければ、少なくとも確保及び任命の時期を R/D に記載してほしい。

以上

1. 件名	: JICA ブルキナファソ事務所との打合せ①
2. 日時	: 平成 21 年 6 月 30 日 (火) 11:15~12:00
3. 場所	: JICA ブルキナファソ事務所
4. 出席者:	【JICA ブルキナファソ事務所】 森谷所長、佐野企画調査員 【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容	: 森谷所長からの主なコメントは以下のとおりである。

- ブルキナファソでは大きく4つのプログラム（農村開発、環境【水を含む】、保健、教育）を実施中だが、これまで対象州の選択がばらばらであった。教育セクターに関しては技プロ、無償、ボランティア等を戦略的に重複させることで成果向上を図りたい。
- 大使が先週末着任されたばかりだが、大使館表敬では、上記のとおり、効果が見えやすくなるよう戦略的な協力を実施している旨、本日の表敬時に強調したい。
- ブルキナファソでは、協力実施に関する形式的な手続は外務省が担当しているものの、予算配分など実質的手続において力を持っているのは財務省である。大使館の開館により外務省との外交手続は大使館の担当となることもあり、JICAはブルキナファソ負担事項の担保のため、財務省とのさらなる関係強化に努めている。
- JICAの教育セクターのプロジェクトは、教育政策における優先順位が高く、また、教育セクターではドナーによる財政支援も実施されているため、当面は予算確保が望め、継続性が絶たれるリスクが比較的少ないといえる。しかしながら、長期的な国家財源の確保には、国家の自立発展による経済成長が必要であり、マクロ的な視点も考慮する必要がある。

上記コメントに対し、原団長からはプログラム内の連携を促進するには計画段階から関係者に意識共有を図ること及び事務所によるコーディネーションが重要である点を強調した。例えば SMASE と COGES を連携させる場合、初年度から具体的な活動を盛り込まないと実際には何も起こらない可能性があるため、少なくともパイロット実施済みの35校では仕掛け作りをし、情報共有以上の活動を設定するのが良策である。

また、森下団員からは研究所が実施中のインパクト評価の概要について説明を行った。ニジェールでの調査に加えて、これからプロジェクトが動き出すブルキナファソでしっかりしたベースライン調査を実施することで、中間・終了時評価の際に効果を明確に測ることができるため、世銀が世帯調査などを実施した際の調査機関について情報提供を依頼した。

以上

1. 件名	財務省との協議
2. 日時	平成21年6月30日（火）15:30～16:00
3. 場所	財務省
4. 出席者	<p>【財務省】</p> <p>M. SEBGO Léné (DG/COOP)</p> <p>Mme. TOE Pauline (アジア担当)</p> <p>M. SOMA Daouda</p> <p>【JICAブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA</p> <p>【調査団】原団長、森下団員、佐藤（記）</p>
5. 内容	<p>団長から調査概要の説明後、佐野企画調査員及びKIBORA氏からプロジェクト概要について簡潔に説明した。併せて8日に実施予定のM/M署名につき依頼し、了承を得た。先方からのコメント及び質疑は以下のとおりである。</p>

➤ **COGES** 設置政策については既に把握している。効果を計るため 1~2 校をパイロット校として設定することは検討しないのか？

→村落部と都市部それぞれから **CEB** を選出すべきという **SG** の意向を尊重するが、最終的には **SMASE** との連携や首都からの距離等を総合的に勘案して対象州を決定する方向であることを **KIBORA** 氏から説明し、理解を得た。

以上

1. 件名 : 在ブルキナファソ日本国大使館表敬

2. 日時 : 平成 21 年 6 月 30 日 (火) 17:00~17:30

3. 場所 : 在ブルキナファソ日本国大使館

4. 出席者 :

【在ブルキナファソ日本国大使館】

杉浦特命全権大使、村田参事官、野坂専門調査員

【JICA ブルキナファソ事務所】森谷所長、佐野企画調査員

【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)

5. 内容 :

まずは大使へ森谷所長から調査概要と日程を説明した。その後、参事官及び専門調査員に対し、森谷所長から教育プログラムの取り組み状況全般について、及び原団長からプロジェクトの概要説明を行った。先方からの主なコメントは以下のとおりである。

- ブルキナファソが実施しているセクター別の戦略策定に日本としても積極的に関与していくべきだと考えている。
- **SMASE** と **COGES** プログラムの連携にも期待している。
- 世銀やオランダ等、教育分野のリーディングドナーの動向も把握したいので、ぜひ調査結果を共有してほしい。

これに対し、最終日の事務所報告後に大使館報告を行うことを確認した。

以上

1. 件名 : パイロットプロジェクトのサイト視察①

州・県事務所長表敬

2. 日時 : 平成 21 年 7 月 1 日 (水) 8:35~9:35

3. 場所 : 教育省州局事務所

4. 出席者 :

M. OUEDRAOGO Ouindicouni (Directeur, DREBA)

Mme. HAMA Binta (Directrice, DPEBA)

【MEBA】

M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote)

Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)

【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA

【調査団】原団長、森下団員、佐藤（記）

5. 内容 :

団長から調査目的及び調査概要を説明した。先方からの主なコメントは以下のとおりである。

- パイロットプロジェクトのサイトとして同州を選択してくれたことに感謝している。内陸に位置し就学率も低く潜在的なニーズのあったところへ、住民自身が学校運営を支援するよう仕組んだことにより、様々な良い効果が現れている。
- 問題があったため対象とした 2CEB のうちのひとつでは、以前はコミュニケーション不足による緊張があったが、プロジェクトの介入後、コミュニティと教員、教員同士、教員と行政官など関係者間に協調が生まれた。修了試験の合格率も昨年度の 30%から今年度は 50%へアップした。
- 州全体の修了試験合格率は 73%で国の平均を超えており、過去 5 年間で最高の結果となった。向上した要因は、以前は学校数も多く視学官の巡回もままならない状況だったが、まずは新たな CEB を作り管轄範囲の小学校数を少なくした。加えて校長や教員の研修を行い（SMASE も含む）、校長と 6 年生担任を集めた月例会議を開催して問題解決に取り組んだ。政府が教員への教科書配布を行ったことも大きい。また DPEBA 独自の取り組みとして保護者会への啓発を毎週実施したことも影響している。
- 教育の質の向上にとって重要なのは、モニタリング実施、女子就学の改善、学校給食の実施である。また補習の実施や復習用教材の購入なども効果が高く、これらは COGES の学校計画に盛り込まれていた。
- パイロットプロジェクトでは 1 月から研修を開始したがスケジュール的に厳しかったので、プロジェクトの本フェーズでは年度開始と共に研修を開始してほしい。また CEB 対象にプロジェクトの概要説明を行ってほしい。

→最後のコメントに関しては、プロジェクト開始が 11 月予定のため、研修開始は早くても 1 月以降になることを回答した。

調査団との主な質疑内容は以下のとおりである。

➤ 住民参画担当官について

任命の基準はどのようなものか？

→指導主事や校長の中から、意欲やバイタリティがあり、教育に関する豊富な知識を持ち、地域の文化や言語に精通しており、コミュニケーション能力を持った人物を選ぶ。現在、DREBA に 1 名、DPEBA に 2 名、各 CEB に 1 人ずついる。

➤ 地方分権化の状況について

教室などのインフラ建設は地方公共団体が実施しているか？

→今年 3 月、財務省・地方分権化省・教育省の 3 省による法令が制定され、都市部の市役所（全国で 49、プラトー・セントラル州では 3/20【**県都**】のみ）への権限・資金委譲が行われることになった。具体的には、2009～2010 学年度用として全国合計 28 億 Fcfa が執行される（【内訳】教材・文具購入：20 億、施設管理：1.3 億、改修：2.3 億、新規建設：4.4 億）。予算は直接コミュニケーションの口座に配分され、資金の会計報告を行わせる。村落部のコミューンについては執行能力がまだ十分でないとして都市部のコミューンから開始した。

権限委譲が実施されていないコミュンへの文具配布に関しては、CEB が学校のニーズを把握し DPEBA へ申請を挙げ、DPEBA が取りまとめを行い、CEB に届いた文具を各学校へ配布する。

➤ 女子就学支援について

問題はあるか？

→啓発を実施しているが、強制結婚、早婚、妊娠などにより中退も多く、女子の就学率は 68% と男子より低く、全国平均より低い。

以上

1. 件名 : パイロットプロジェクトのサイト視察②
月例会議参加

2. 日時 : 平成 21 年 7 月 1 日 (水) 9 : 40 ~ 12 : 30

3. 場所 : 教育省州局事務所

4. 出席者 :

M. OUEDRAOGO Ouindicouni (Directeur, DREBA 【州教育局】)

Mme. HAMA Binta (Directrice, DPEBA 【県教育局】)

M. DIABOUGA Y. Joseph (MOB SOC 【住民参画担当】 /DREBA)

M. BARA Hamadou (MOB SOC/DPEBA)

M. SOMA Abdoulaye (SAEFPA/DPEBA)

M. SAWADOGO Boukary (CCEB 【視学官事務所長】 Nagréongo)

M. ILBOUDO Oumarou (MOB SOC/CEB Nagréongo)

M. SAWADOGO I. Félice (CCEB Gurgou-Manéga)

M. KINDA Adama (MOB SOC/CEB Gurgou-Manéga)

【MEBA】

M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote)

Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)

【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA

【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)

5. 内容 :

DPEBA で開催される月例会議の様子を視察した。まずは DPEBA の住民参画担当より前回会議の総括がなされ、報告書の内容確認が行われた。次に KIBORA 氏から本プロジェクトの概要説明を行い質疑応答がなされた。最後に、雨のため遅れて到着した 2CEB の住民参画担当から活動報告があった。

会議中に挙げた主なコメントは以下のとおりである。

- (DREBA 局長) CEB 関係者を集めて、試験結果 (修了試験合格率が向上した理由、障害、問題点等) に特化して分析する会議を設けるべきである。
- DPEBA、DREBA における CCEB の会議 (conseil de direction) は 3 ヶ月に 1 回開催される。
- (DPEBA 局長) 通常モニタリングと COGES モニタリングは 2 つ同時に実施可能。CEB の

計画次第である。

原団長より下記のとおりコメントした。

- **COGES** 支援のやり方をモデル化するためには、研修方法、マニュアル、モニタリング、月例会議の開催方法、**DPEBA/DREBA** への報告方法など、プロジェクト初年度（2009-2010）で改善すべきことがたくさんある。現在はひとつの **DPEBA** レベルだが、最終的には全国 45 県の **DPEBA** へ同じ方法を広めなくてはならないので、まず①パイロットプロジェクトの活動や経験（うまくいった点、問題点等）を総括し、②研修マニュアルの見直しをすることが必要である。

→上記①②については、**KIBORA** 氏、**MEBA** 住民参画担当、パイロットサイト研修関係者を中心にバカンス期間中に行う。月例会議のマニュアル（いつ、誰と、どんな内容について、発表方法、資料作成、等）作成については **DPEBA** 局長がパイロットプロジェクトのアクターの意見を取りまとめることを確認した。

以上

1. 件名 : パイロットプロジェクトのサイト視察③ 学校訪問 1
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 1 日 (水) 13:20~14:00
3. 場所 : Nahartenga 小学校
4. 出席者 : M. SAWADOGO Boukary (CCEB【視学官事務所長】Nagréongo) M. ILBOUDO Oumarou (MOB SOC/CEB Nagréongo) 校長 (COGES 事務局長) 【MEBA】 M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容 : パイロット対象の 35 の COGES の中でも実施状況やモチベーションの高い学校を視察した (この学校は特に女性の参加度が高かった)。校長との主な質疑内容は以下のとおりである。 ➤ 選挙や住民総会で問題はなかったか？ →研修講師はすばらしく、段階ごとの研修があったので問題なかった。また、 APE/AME 代表が支援をしてくれた。住民集会 (AG) では常に男性より女性が多かった。 ➤ AG 開催通知はどのように行ったのか？ →市場、モスク、教会等で周知した。 ➤ 具体的にコミュニティにどのような変化があったか？ →生徒一人ひとりが負担金を払ってくれるようになった。また、子供を持たない住民も貢献してくれるようになった。

- 修了試験の結果が向上しているが（43%→93%）、その要因は何か？
→模擬試験の回数を増やしたこと。通常は年に2～3回しか行えないが、COGES 活動中間報告住民総会の場で親に現状を説明したことにより理解と協力を得て7回実施した。
- COGES の活動でもっとも効果が高かったのは何か？
→学校給食の実施（コミュニティからの材料の提供、材料保管のための袋の購入、給食作りのための女性の労力提供、等）。
- 集団モニタリングに参加したメリットは？
→問題を抱えている COGES の状況を知り、皆で問題解決法について議論できたこと。日当支払がなくても参加したい。
- この学校が成功した要因は？
→（住民参画担当）校長の果たした役割が大きい。当校での校長としての勤務は1年目だが、教員としては3年目で、この土地をよく知っていた。柔軟性やバイタリティがあり、プロ意識も非常に高かった。

以上

1. 件名	パイロットプロジェクトのサイト視察④ 学校訪問2
2. 日時	平成21年7月1日（水） 14:35～15:15
3. 場所	Watinoma 小学校
4. 出席者	M. SAWADOGO Boukary (CCEB【視学官事務所長】Nagréongo) M. ILBOUDO Oumarou (MOB SOC/CEB Nagréongo) 教員2名（1人はCOGES モニタリング担当） APE 代表 【MEBA】 M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、森下団員、佐藤（記）
5. 内容	パイロット対象の35のCOGESの中でも計画された活動が少なく、負担金の回収率が低かった（原因は地元出身者による金銭・物質的支援があったことに拠るところが大きい）学校を視察した。APE 代表及び教員との主な質疑内容は以下のとおり。 ➤ COGES 設立によるAPEの反応は？ →（APE 代表）以前は実施不可能だったことができるようになり、満足している。具体的には教員用住宅と壁の建設が予算不足によりできなかったが、COGES による資金動員で実施された。（APE の負担金は生徒一人あたり年間 2500Fcfa、COGES は活動計画実現のため負担金 125Fcfa/人を追加徴収。COGES 設立以前は机や水ポンプの修理も行っていたが、今年はCOGESが行っている。）

- APE と COGES の間でコミュニケーションはあるか？
→ (APE 代表) 意見交換はある。住民参加を目的とする点では APE と COGES は相反するものではなく協力できるということが分かったので問題はない。
- AG は定期的に実施されたか？
→ (教員) 毎月 1 回実施し、うまくいかなかった点を話し合うなどしていた。COGES 導入前も住民への報告は 3 ヶ月に一度行っていたが、導入後は毎月になった。自分自身、教員としての行動変容があった。
- 修了試験合格率が 25% (昨年は 6%) と低かった理由は？
→ (教員) 教員不足により授業計画を消化し切れなかったためであった。

以上

1. 件名	世銀との協議
2. 日時	平成 21 年 7 月 1 日 (水) 17:00~18:00
3. 場所	世銀事務所
4. 出席者	M.KAMANO Joseph Pièrre 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容	<p>団長から調査概要の説明後、佐野企画調査員からプロジェクト概要について簡潔に説明したところ、JICA のアプローチ (ミニマムパッケージ) に対する高い評価及び JICA モデル全国普及への JSDF 活用について肯定的な意見が得られた。</p> <p>先方からの主なコメントは以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ <u>JICA アプローチについて</u> JICA の COGES 設置アプローチ (ミニマムパッケージ) は透明性が確保され非常に良いが、ブルキナファソでの地方分権化の流れを考慮し、コミュニケーションや CVD (Conseil villageois de Developpement) などのアクターと活動の連携・一貫性を保つべきである。COGES は村レベルの活動の中 (CVD の活動プランの中) で教育分野の担当組織としての役割を担う。COGES の成功のためには機能していないことが多い既存の学校活動のアクターである APE/AME は廃止し、COGES 一本とするべきである。また COGES 規定メンバーのうち不要なメンバー (教員代表、動労組合組織代表など) ははずすべきである。 ➤ <u>「教育の質」への COGES の貢献について</u> COGES はインフラ面だけでなく「教育の質」にも貢献すべきである。他にも GAP の活動の 30% をコミュニティ関係の活動にするなどのアイデアがある。 ➤ <u>世銀の COGES 支援の方向性について</u> 現在、教育省に対し、2 州程度を対象として COGES 支援プロジェクトを実施することを提案中。期間は 2~3 年程度で、対象地域として考えているのはガウア (南西部州、教育指標が低い)、クドゥグ (中西部州、ワガからアクセスがよくモニタリングが容易) で、教育省の州・

県レベルを実施機関とする。COGES 設置アプローチについては具体的なものを持っておらず、JICA のアプローチは効果的なので採用したい。

➤ 世銀の地方分権化支援（PNGT2 プロジェクト）との連携について

PNGT2 では、コミュニケーションや CDV の能力強化のための研修を実施しており、現場レベルに研修講師が配置されている、また研修用のモジュール（現地語 9 原語バージョン）が作成されているので、JICA プロジェクトでの活用も可能。

➤ （世銀による）学校支援金について

ブルキナファソの地方分権化のコンテキストで決定されているように、教育分野の予算をコミュニケーションへ直接資金配分する方向性である。FTI 資金による教育セクターの予算増加により、3 年間（2009～2011）で学校建設の責任・資金の委譲を段階的に試みる。初年は主に 49 の都市部のコミュニケーションに資金を委譲する。現時点で学校レベルに COGES が管理をするべき学校支援金を入れるという具体的な計画はない。世銀の現行の援助計画（PASEB）は 2004 年～2011 年。

➤ FTI 支援活用によるモニタリングシステムの構築

地方分権化促進の他にも、FTI 支援の活用により、計画授業時間遵守のための教員・生徒の出席や生徒の学力のモニタリングシステム構築を試みる。四半期ごとに学校レベルから地方分散化組織を通じて中央まで情報をあげることをめざしており、当システムが機能すれば、COGES 活動のモニタリングを取り入れることも可能である。

CVD については、JICA の COGES プロジェクトと何らかのかかわりが生じる可能性はあるため、担当である KAMANO 氏の同僚と近日中にコンタクトを取り、現場を一度視察することになった。（世銀は地方分権化支援プロジェクト（PNGT2）を実施していることもあり、コミュニケーションや CVD との関係を検討することを強調していたが、制度も能力もまだ整っておらず、現時点での関与は時期尚早と思われる。）

最後に、森下団員より JSDF の説明を行い協力を依頼したところ、他国で申請経験もあるということで快諾を得た。またインパクト調査について説明し、ランダム抽出について意見を求めたところ、介入するかしないかの選択ではなく、段階的に介入をして、それぞれの段階で効果を計るのが妥当というコメントを得た。

以上

1. 件名： MEBA との協議②（PDM 案）
2. 日時： 平成 20 年 7 月 2 日（木）9：15～12：15
3. 場所： MEBA
4. 出席者： 【MEBA】 Mme. KINDA Emma（Directrice, DDEB） M. SIA Patrice（DDEB） M. KABORE Michel（DDEB） *SMASE NT M. DIPAMA Karim（DDEB/PF Projet Pilote）

Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)

【JICA ブルキナファソ事務所】

佐野企画調査員、Mme.BISSIRI (在外専門調整員)、M.KIBORA

【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)

5. 内容 :

PDM について協議した。プロジェクト目標、上位目標、活動についてはほぼ異論はなく、成果及び指標設定について議論した主な内容は以下のとおりである。

➤ 「モデル」という用語について

strategie (戦略) に変更する。

➤ 財務報告書の提出回数について

2 回とする。

→JICA 側としては、年間 3 回の AG (①選挙、②学校計画策定、③最終報告) のうち 3 回目のみに提出があれば良しとした旨を主張したが、中間と最後の 2 回の提出を義務付けたいという MEBA 側の意向を尊重する形となった。

➤ モニタリングの回数について

個別は 2 回、集団も 2 回とする。

→JICA 側としては、個別に関しては最低 4 回 (選挙、学校計画策定、中間、最終) は必要と主張したが、モニタリングには燃料費の負担が発生するため、現状で実現可能な回数として 2 回が妥当であるという先方の意向を尊重する形となった。

尚、先方からは、モニタリングのための燃料費予算増に反対する理由として、現在、計画授業時間遵守のための教員・生徒の出席、生徒の学力のモニタリングについて、四半期ごとに学校レベルから地方分散化組織を通じて中央まで情報をあげるシステム構築の試行が開始されることが説明された (世銀から得た情報と一致)。調査団側からは、当システムが機能すれば、COGES 活動のモニタリングも組み込むよう強調した。

➤ 報告システムについて

報告書提出の方法として、校長→CCEB→DPEBA→DREBA→DGEB という一連の流れを具体的に盛り込んだ。

➤ 定例会議の回数について

特に 1 年目は毎月のフォローが必要なため、月例で行うこととした。

➤ 成果 4 の評価と承認の位置づけについて

DDEB 局長はコンサルタント等の外部評価の後にアトリエで承認することを提案したが、外部評価はプロジェクトの活動ではないため PDM には入れず、JICA 調査団による内部評価の後、国レベルの成果発表セミナーを実施して戦略を承認すること、外部評価については PDDEB 評価の一環として適宜先方側で予算を確保することで合意を得た。

以上

1. 件名 : 外務省表敬

2. 日時 : 平成 21 年 7 月 2 日 (木) 16:00~16:30

3. 場所 : 外務省

<p>4. 出席者：</p> <p>【外務省】</p> <p>M. OUBIDA François (DG/MAE)</p> <p>M. NANA Benjamin (アフリカ・アジア・中東・大洋州担当局長/MAE)</p> <p>M. OUEDRAOGO Adama</p> <p>【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員</p> <p>【調査団】 原団長</p>
<p>5. 内容：</p> <p>団長から調査及びプロジェクト概要について説明した。先方からは、当プロジェクトは教育分野のみにとどまらず、地方分権化のアクターとなる地方分散化組織・コミュニティの能力強化にもつながることから非常に効果的であるとの意見と謝辞が述べられた。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

1. 件名： JICA ブルキナファソ事務所との打合せ② (M/M 案内容確認、PO の作成)
2. 日時： 平成 21 年 7 月 3 日 (木) 15:00～18:00
3. 場所： JICA ブルキナファソ事務所
<p>4. 出席者：</p> <p>【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員</p> <p>【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)</p>
<p>5. 内容：</p> <p>M/M 案の最終確認及び PO 案の作成を行った。また、下記の点について協議した。</p> <p>➤ 対象州の選択について</p> <p>プラトー・セントラル以外のもう 1 州については、Est と Sahel は遊牧民の土地で就学率が非常に低いためドナーの介入度がかなり高いという理由で、Centre-Est か Nord あたりから選ぶのがよいというコメントを KIBORA 氏から得た。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

1. 件名： SMASE プロジェクトとの協議
2. 日時： 平成 21 年 7 月 3 日 (金) 8:15～9:20
3. 場所： SMASE 事務所
<p>4. 出席者：</p> <p>【SMASE】 M.ZONGO Sulemane (NC)、犀川専門家</p> <p>【MEBA】</p> <p>M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote)</p> <p>Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)</p> <p>【JICA ブルキナファソ事務所】</p> <p>田中職員、佐野企画調査員、Mme.BISSIRI、M.KIBORA</p> <p>【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)</p>
5. 内容：

団長より挨拶後、まず NC からプロジェクトの現況を報告してもらった。その後、PF から COGES パイロットプロジェクト概要について簡潔に説明した。先方のコメント及び質疑内容は以下のとおりである。

➤ **SMASE** プロジェクトの多くが中等教育を対象としている中、他国と異なる初等分野での協力だが、短期専門家の助力もあり成果を上げ始めている。モニタリングを担当している視学官からの報告によると、現場の教員の ASEI/PDSI アプローチの実践率は平均約 35% である。問題のある CEB や GAP もあるが、作成した教師用ガイドを配布するので、今後は実践率の向上が期待される。

➤ 具体的な連携の内容について

(原) 両プロジェクトの目的は共に教育の質の向上。シナジーの最善の形を探りたいが、言葉で言うだけでなく実際に具体的な活動を設定する必要がある。どんなアイデアが考えられるか？

→ (NC) 学校にとってコミュニティとの協働は必須なので、親を学校に呼んで授業を見せて支援の必要性 (例えば理科なら実験教材作成の材料収集への協力等) を訴えたい。GAP と COGES を同日開催し、GAP の活動を COGES メンバーに見せたことも効果が非常に大きかった。ただ新しいことを行うには、まずは教員の行動変容が必要である。

(原) 研修モジュールの中に家庭 (生活) に密着した内容はありますか？

→ (NC、犀川) 飲料可能な水の作り方、学校菜園など。

調査団及び事務所からの主なコメントは以下のとおり。

➤ (原) **SMASE** は 10 カ国で、「みんなの学校」は既に 3 カ国で実施中だが、現場での連携事例はまだない。ブルキナファソではこれから「みんなの学校」を始めるので、デザイン段階から関係者間で認識の共有を図ることが重要。今後、両プロジェクトの現場レベルのアクターである視学官や指導主事を巻き込む意見交換会 (Cadre d'échange) をシステム化すべきである。

➤ (田中) **SMASE** のローカルトレーナーを **COGES** 月例会議に招待するのも一案。

➤ (原) コミュニティとの接し方 (GAP として親にどうアピールするか、等) を研修モジュールに入れるべき。理数科オリンピックの開催や学校菜園の実施も一案。実際には、**SMASE** (GAP) の活動を生活に関連付け、住民のニーズにつなげないと **COGES** (人や資金) を動員することは難しい。

以上

1. 件名	: MEBA との協議③ (M/M 案)
2. 日時	: 平成 21 年 7 月 3 日 (金) 10:20~12:10
3. 場所	: MEBA
4. 出席者:	
	【MEBA】
	Mme. KINDA Emma (Directrice, DDEB)
	M. KABORE Michel (DDEB) *SMASE NT

M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote)

Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)

【JICA ブルキナファソ事務所】

佐野企画調査員、Mme.BISSIRI、M.KIBORA

【調査団】原団長、森下団員、佐藤（記）

5. 内容 :

M/M 案について協議した。議論した主な内容は以下のとおりである。

➤ 対象州について

既に合意済みの Plateau Central 以外のもう 1 州について先方の提案を伺ったところ Centre-Est 州が適当との回答。また SG の意向を汲んだ都市部のコミューンについては、ワガドゥグ市内の CEB (3 区、8 区、11 区等の候補あり。DDEB が確認する) を 1 つ対象とすることで合意した。

➤ モニタリング用のガソリン代について

(DDEB) 通常の教室巡回に加えて COGES モニタリング用のガソリン代を積み増しすることは可能である。ただ、集会型モニタリング等、ガソリン代以外の費用が発生しそうなものについては確約できない。いずれ COGES による負担を想定するなら、ミニッツのような公式文書の中に MEBA の負担として残すべきでない。

→個別のモニタリングのガソリン代負担を明確にするため、費用積算及び分担についての表を作成し、添付することとした。

➤ 研修開催支援費用 (frais de gestion) について

→SMASE 研修実施のロジスティック (経理、会場準備、研修の進行支援等) に関し、DPEBA に対して一定の金額 (10 万 Fcfa/回) を MEBA から支払っている実績があることを伝え、COGES プロジェクトでも同様の負担を求めたが、局長からは、DPEBA が研修の実施支援を行うのは業務の一環なので MEBA からの支払いは不可能であり、視学官等への日当について記載しないのに、研修実施に関して DPEBA についてだけ記載するのは適切でない旨の回答があった。ただ、実質上はこの支払いがないと研修運営 (会議室等の手配、各種支払の実施、等) に支障をきたす可能性があることから、表向きは明記しないが上記費用分担表に盛り込むこととした。

最後に森下団員よりプロジェクトの一環としてインパクト評価を実施する旨の説明を行ったところ、先方としても PTF 等へ効果をアピールする手段となること快諾を得た。

M/M 案については本日夕方までに先方が語彙・文法等の確認をしたものを JICA 側で修正し、最終版を本日中に先方 (SG を含む) へ渡して、それをもとに来週月曜に最終確認を行うことを確認した。

以上

1. 件名 : パイロットプロジェクトのサイト視察⑤

学校訪問 3

2. 日時 : 平成 21 年 7 月 4 日 (土) 8 : 30 ~ 14 : 00

3. 場所 : Oubritenga 県 Sarogo 小学校、Kolokom 小学校
4. 出席者 : 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長 (記)
5. 内容 : <p>現在、COGES の活動としては、学校活動計画実施評価のための住民総会が開かれており、その会合に参加した。この活動は、COGES の年間の最後の活動となる。</p> <p>最初に参加した COGES 総会は Sarogo 小学校 (公立) と Nasouldine 小学校 (私立/フランコアラブ) の2つが合同のものであったが、これらの2つの小学校は同じ村にあるため、同時開催された。参加者は約 100 名 (女性 30 名) の住民、教員で、COGES の役員が議事進行を行っていた。到着した時は、活動計画の総括 (実施状況、問題点) が終わり、今後の活動について話し合われていたところであった。論点は、自主学校給食のための食料の収集についてであった。議論は、米、とうもろこし、インゲンなどを一家で量を決めて供出するか、共同耕地で直接作物を栽培し、それぞれ住民が労働を供給するか、どちらの方法にするかだったが、さまざまな意見が出された。穀物を直接供出するやり方は「貧しいために昨年供出しなかった者がいるから共同耕地にしたほうがいい」という意見があり、それに対し、「共同耕地は誰が耕したかわからないから不平等である」という反対意見などが出た。議論は紛糾したが、結局、2つの意見の折衷案が採択された。<u>COGES の機能度という観点から判断すると、議論に多くの参加者が参加していたという点、採択が民主的に行われた点、透明性はあると判断される。</u>また、司会者の議事進行の技量が優れていたことも特筆できる。また、保護者のみの負担を主張する意見に対し、司会者が「学校は保護者だけのものではなくコミュニティのものだ」という説得の仕方をしていたことから見ても、<u>研修内容が十分理解されていたことがわかった。</u></p> <p>Kolokom 小学校については、学校活動計画の総括から参加した。書記である校長から報告が続き、それに対する議論は活発ではなかった。この学校は私学であり、保護者はすでに生徒ひとりあたり年間 6,000Fcfa を支出しており、住民動員度は高くないとあらかじめ聞いてきたが、住民が自主学校給食の食料を、10 月から翌年 5 月まで負担しており、さらに、学校活動計画の枠組みで、学校給食用の炊事場を建設していた。<u>COGES の機能度という面からいうと、COGES の透明性があまり高いとは言えないが、動員能力は高く、住民動員は、教育に対する強い需要に支えられていると判断できる。</u>委員長の議事進行に問題があり、この面での研修の改良が望まれる。</p> <p>【所感】</p> <p>他の機会にもブルキナファソの小学校における学校給食のニーズの高さは確認していたが、自主学校給食を COGES 活動のひとつの柱とすれば、生徒の出席率の全般的な向上に結びつけられるかもしれない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
1. 件名 : 他ドナー向けパイロットプロジェクト成果発表セミナー
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 6 日 (月) 9:40~12:00

3. 場所 : JICA ブルキナファソ事務所
4. 出席者 : 【PTF】 Mme. TIENDREBEOGO Yolande (UNICEF/Administrateur Prog.Edu.) M. DOMBOUE Théodore (PLAN/Cood.de Projet) M. SOME Bruno (Aide et Action/Chargé d'Appui aux Projets) M. COULIBALY Jean Martin (Ambassade d'Autriche/Chargé de Progr.) 【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容 : 団長より挨拶後、まず KIBORA 氏から COGES パイロットプロジェクト概要と成果について発表した。PTF のコメント及び質疑内容は以下のとおりである。(研修期間・単価、パイロットサイトの選択基準等についての基礎的な質問もあった。) ➤ <u>COGES と既存組織との関係について</u> ●既存の APE/AME と比べて、新しく導入された COGES の果たした役割は？ →APE/AME は子供を持つ親の会だが、COGES はコミュニティ全員を巻き込む組織である。学校運営に、子供を持たない親の参画を得ることができる。 ●元々あった APE/AME に、さらに COGES の支払負担が生じると、住民にとっては三重の負担にならないか？ →APE/AME は年度ごとの定額回収だが (実際には回収できていないケースも多い)、COGES は自分たちで立てた計画に基づいて、その実現のために分担金を集める点が違う。パイロットでは分担金の回収について啓発を行ったこともあり、現場レベルでの問題はなかった。 ●APE 設立の法令と COGES 設立の法令を読み比べて、きちんと根拠を検証すべきでは？ 問題の多かった APE が COGES メンバーに義務付けられていると、今後、問題が生じる可能性はある。 →その指摘は適切で、教育省と共に分析を行うべきである。ただ、COGES 導入前に APE が実現してきた活動があるのも事実で、世銀が言うような APE 廃止もしくは排除論は時期尚早と考える。 ➤ <u>その他の興味のポイント</u> ●住民参加度を高めるためには？ →まずはキーパーソンを見つけ、コミュニティにどうアプローチするかを探ること。最初のステップが肝心で、ここに対する技術支援の必要性は高い。また透明性の確保も非常に重要である。 ●DPEBA レベルの月例会議は日当も発生するし負担が大きいのでは？ →研修やモニタリングを実施する CEB 住民参画担当のレベルは様々なため、始めは定期的な支援が必要である。能力がついてきたら頻度を減らすことは可能である。モニタリングの形式は複数の方法を施行しながらベストな形を探っていく。 ●COGES には内規があるか？ たとえば、毎月 1 回、学校に関係するすべてのアクターの計画を刷り合わせる (plan d'action intégré) 場を設定する、などを内規に入れるのはどうか？

→選挙の実施、学校計画の策定及び実施、内部モニタリングの実施など、実施すべき事項は決まっているが、特に内規はない。そういったものも含めて、プロジェクトを実施しながら PTF 等と共に運営方法を確立し、最終的に法令化していくのが今後のプロセスである。

最後に、活動計画策定支援や女子就学支援に関する活動を実施している UNICEF 等、様々な既存の研修モジュールの活用が可能であることが確認された。JICA が実施する COGES 研修は COGES を機能化させるための最低限のコンテンツなので、今後は他ドナーとの協力により、必要に応じて研修モジュールを追加することも可能である。

以上

1. 件名 : MEBA との協議④ (M/M 案)
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 6 日 (月) 16:40~19:30
3. 場所 : MEBA
4. 出席者 : 【MEBA】 Mme. TAPSOBA K. Judith (Directrice, DGEB) Mme. KINDA Emma (Directrice, DDEB) M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. TALL Fatoumata (SP/PDDEB/PF Projet Pilote) Mme. GANOUE Aïssa (DAF/Chef de Service du Patrimoine) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、森下団員、佐藤 (記)
5. 内容 : 前回までの協議に参加していなかった、プロジェクト実施責任機関の局長である DGEB に対し、DDEB より概要を説明した。すでに大臣に対しても大枠を説明し了承を得ており (NC・PF 任命、執務スペースの確保、予算負担等)、執務スペースについては既存の旧 CEB 事務所の使用を検討しているとのことである。 その後、改訂された M/M 案を詳細にわたって確認した。議論した主な内容は以下のとおりである。 ➤ <u>プロジェクトにかかわる要員 (カウンターパート、雇用者) について</u> NC、経理担当、事務所警備員など、MEBA 側が負担するものはすべて M/M に明記すべきである。NC と予算担当の CP 手当についても MEBA が支払うなら明記すべきである。(*SMASE でも MEBA の負担事項となっている。) ➤ <u>予算分担の表について</u> MEBA 側負担の項目については問題ない。 →金額は R/D 署名前に DAF と共に精査することで了承を得た。 本日の議論の内容を反映させた改訂版を明日の早朝で SG、DGEB、DDEB、DAF、DG/COOP

に渡して確認を依頼することとなった。

以上

1. 件名 : プロジェクト事務所候補予定地の視察
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 7 日 (火) 8 : 30~9 : 00
3. 場所 : 旧 CEB 事務所 (ワガドゥグ市内、MEBA より車で 5 分)
4. 出席者 : 【MEBA】 M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長、佐藤 (記)
5. 内容 : DAF 担当者によるプロジェクト事務所候補の現場確認に同行。建物内部には個室が 4 つ、会議室が 1 つ、トイレ男・女用各 1、がある。ほぼ各部屋に冷房器具 (クーラー) があり、内部の改修工事はほぼ終了している。敷地内に警備員用のスペースがある。また、壁を隔てて小学校が隣接している。 想定される実施体制 (長期専門家 2 名 + 短期【随時】、NC、秘書、コンサルタント) を収容するには問題のない広さであった。

以上

1. 件名 : 教育省次官との会談
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 7 日 (火) 9 : 15~9 : 30
3. 場所 : MEBA
4. 出席者 : 【MEBA】 M. ZABA Noraogo Innocent (Secrétaire Général) Mme. TAPSOBA K. Judith (Directrice, DGEB) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員、M.KIBORA 【調査団】原団長 (記)
5. 内容 : 団長より今回の調査に関する教育省の便宜供与に関し感謝を述べた。また、今回の合意事項であるブルキナファソ側からのフルタイムのプロジェクトリーダー指名について、プロジェクトの成否は同人物にかかっているといても過言ではなく、能力、対人関係、教育省内の位置なども考慮し最適な人物を選んでほしい旨を依頼した。また、プロジェクト事務所候補地を視察し、広さ・環境的に最適である旨を伝えた。次官のコメントは以下のとおりである。 ➤ 新しいプロジェクトに関する大臣をはじめとした教育省の期待は高く、今回の調査も、ミニッツの内容から見て非常に良い内容となっている。 ➤ 明日の署名は残念ながら出席できないが、基礎教育総局長が代わりに署名する。 ➤ プロジェクトリーダー指名の件は十分に重要性を認識しているし、現在考慮中である。実

際に自分の中での候補者はいるが、最終的には大臣と相談して決めることになる。R/D 署名前に決定するつもりである。

- プロジェクト事務所候補地についても、決定の方向で取り計らいたい。

以上

1. 件名 : 教育省試験局データ集計課長との面談
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 7 日 (火) 10:00~11:00
3. 場所 : 試験局
4. 出席者: 【MEBA】 M. SANA Adama (DEC/Chef de Service Secrétariat) 【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員 【調査団】森下団員 (記)、佐藤
5. 内容 : 調査団及びインパクト調査の概要を説明後、下記の質疑応答を行った。 ➤ 全国統一試験として実施しているのは小学校卒業試験 (CEP) のみ。 ➤ CEP は中学校入学試験と同じ試験。成績上位者が進学できるようになっている。 ➤ CEP は毎年 6 月に実施、当月中に結果を公表している。また、その結果に基づき、中学校の合格者は 8 月ごろには公表される。 ➤ CEP では、170 点中 85 点を取れば合格できるが、中学校へ進学できるのはおおよそ 100~120 点取らなければならない。平均点のコントロールは行っていない。 ➤ 中学校進学率は中学校の受け入れ能力に依存しており、州によって異なる。 ➤ CEP は基礎教育学区 (CEB) 内で対象者数に応じて 2~3 程度のグループに分けて実施。 ➤ CEP は 2 月ごろから準備を開始。試験問題は試験局が作成。科目ごとに 10 問程度を作成し、試験局長が選定。問題は直前まで誰にももらされることはない。 ➤ 試験結果は CEB で採点し集計される。科目ごとのデータは記録している CEB もあればしていない CEB もあり、詳細は教育省では不明。 ➤ CEP の実施にあたり、各 CEB には特別手当が支給されている。たとえば、視学官に対しては 50,000FCFA、指導主事に対しては 40,000FCFA が支給されるほか、試験監督の実施には 2,000FCFA/日×3 日、採点には 150FCFA/1 答案、集計資料作成には計 25,000FCFA がおおよその金額である。 ➤ CEB→DPEBA→DREBA→DEC にはそれぞれ集計結果のみが報告されるので、個票データは CEB に確認しなければわからない。

以上

1. 件名 : 学校給食プロジェクトマネージャーとの会談
2. 日時 : 平成 21 年 7 月 7 日 (火) 16:00~17:00
3. 場所 : Projet Cantine Scolaire/MEBA/Chatwel 事務所
4. 出席者 :

【Projet Cantine Scolaire/MEBA/Chatwel】 M. OUEDORAGO Hamade

【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員、M.KIBORA

【調査団】 原団長（記）

5. 内容 :

ブルキナファソの学校給食プロジェクトについて以下の説明があった。

ブルキナファソの学校給食の歴史

1962年～1988年 Chatwel の全面的支援によりブルキナファソ全小学校に対する学校給食を実施

1988年 学校数の増加により、Chatwel が漸次撤退の方向性を打ち出す

2000年 基礎教育・識字省が自主学校給食促進を進めることを決定する

2010年5月 Chatwel 完全撤退予定（数年の延長はありえる）

現在の学校給食支援状況

Chatwel は 6 県を支援。WFP は一時的に 4 県（20 億 CFA）を支援。ブルキナファソ政府は 39 億 FCFA を支援。ブルキナファソ政府の基金は 8 県相当であり、全 45 県の内、18 県相当をカバーしているにすぎない。

現在の自主学校給食の状況

自主学校給食とは、保護者会や母親会を通して保護者が学校給食食料を持ち寄り、生徒たちに給食を行う試みで、2008 年の調査によるとブルキナファソ全国の 5,527 校（全校数約 9,000 校）で、平均 1 カ月の学校給食を、約 100 万人の児童に対して実施。Chatwel は 8 カ月分の食料を支援。

【所感】

来年以降、Chatwel は撤退する可能性があり、WFP は単発的な援助であり、国家予算は見返り資金等を使っているため、来年以降の学校給食の見通しは明るいものではない。一方、自主学校給食については、その実施状況を見ると保護者における学校給食の高い需要を示している。しかし平均実施期間が 1 カ月という数字は、保護者の財源の限界を示している。この限界は一方で住民の全体的な貧困に由来するが、他方、現在までの自主給食が保護者のみにその財源を頼っていたことにも原因がある。今回の調査で参加した COGES 総会において、給食の財源について議論が紛糾した時、ある参加者が「負担を保護者のみに求めるものではない。学校は村の財産であり、コミュニティのものである」と発言し、多くの賛同者を得て、負担対象を住民全体に拡大することが決議された。この発言は、住民全体が学校の問題を考えられるように構成されたパイロットプロジェクトの研修成果であるが、このような考え方を住民全体が持てれば、自主学校給食の自立発展性にもひとつの可能性が見出せるかもしれない。また、COGES のネットワークを使えば、正確な学校給食ニーズの把握ができ、将来的に、限られた学校給食支援財源をより効率的に使える可能性がある。

1. 件名	: M/M 署名 (MEBA、DG/COOP)
2. 日時	: 平成 21 年 7 月 8 日 (水) 8:45~9:15
3. 場所	: 財務省
4. 出席者	<p>【MEBA】 Mme. TAPSOBA K. Judith (Directrice, DGEB) M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote) Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)</p> <p>【財務省】 M. LENE Sebgo (DG/COOP) Mme. TOE Pauline (アジア担当) M. KABRE B. Raphaël (アジア担当)</p> <p>【JICA ブルキナファソ事務所】 佐野企画調査員、M.KIBORA、Mme.BISSIRI 【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)</p>
5. 内容	<p>署名者に関する微修正の後、財務省総局長、基礎教育総局長、原団長が M/M に署名した。財務省総局長、基礎教育総局長からは、本プロジェクトは教育の質の向上に貢献するものであり非常に感謝しているという謝辞が述べられた。最後に、原団長から改めて両省の継続的な協力を依頼した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

1. 件名	: JICA 事務所報告
2. 日時	: 平成 21 年 7 月 8 日 (水) 15:20~16:00
3. 場所	: JICA ブルキナファソ事務所
4. 出席者	<p>【JICA ブルキナファソ事務所】 田中職員、佐野企画調査員、酒井ボランティア調整員</p> <p>【調査団】 原団長、森下団員、佐藤 (記)</p>
5. 内容	<p>団長から調査結果を報告した。事務所との質疑内容は以下のとおりである。</p> <p>➤ 世銀とのかかわりは今後どうすればよいか？ →情報を常に把握し、プロジェクトの活動にうまく取り込むことが肝要。世銀が実施予定の COGES 支援プロジェクトの設計に教育省と一緒に関与していくことや、世銀プロジェクトの講師研修に対して JICA から技術支援を行う等である。</p> <p>最後に、調査団受け入れに関する事務所からの多大な支援に対し団長より謝辞を述べて終了した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

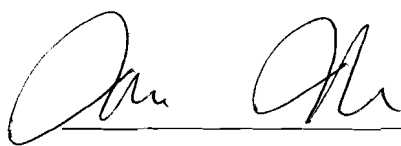
1. 件名	： 在ブルキナファソ日本国大使館表敬
2. 日時	： 平成 21 年 7 月 8 日（水） 16:30～17:00
3. 場所	： 在ブルキナファソ日本国大使館
4. 出席者	<p>【在ブルキナファソ日本国大使館】村田参事官、野坂専門調査員</p> <p>【JICA ブルキナファソ事務所】佐野企画調査員</p> <p>【調査団】原団長、森下団員、佐藤（記）</p>
5. 内容	<p>団長から、調査結果を報告すると共に、近隣国と比べてブルキナファソ教育省のオーナーシップが非常に高いという点を強調した。先方との質疑内容は以下のとおりである。</p> <p>➤ コモンバスケットの抛出の現況は？</p> <p>→今回の調査団来訪に関し、ドナー間 ML にパイロットプロジェクト成果発表セミナー実施などの情報を流したが、バカンス期間に入ってしまったこともあり、残念ながら主要ドナー（オランダ、AFD 等）の出席は得られなかった。調査団の結果概要を再度 ML に共有することとしたい。各ドナーに対し個別に対応することも重要であると考えているので、今後も大使館の協力を仰ぎたい。</p> <p>最後に村田参事官より、本プロジェクトの成果を非常に楽しみにしているとのコメントを頂いて終了した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

COMPTE RENDU DE DISCUSSIONS
ENTRE
LA MISSION D'ETUDE PRELIMINAIRE JAPONAISE
ET
LES AUTORITES COMPETENTES DU GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO
SUR
LA COOPERATION TECHNIQUE JAPONAISE
POUR
LE PROJET D'APPUI AUX COMITES DE GESTION D'ECOLE

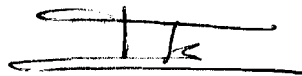
La Mission d'Etude Préliminaire japonaise (ci-après dénommée « Mission ») envoyée par l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après dénommée « JICA ») et dirigée par M. Masahiro HARA, Conseiller principal de la JICA, s'est rendue au Burkina Faso du 29 juin au 8 juillet 2009 en vue de définir les grandes lignes du Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (ci-après dénommé « Projet »).

Durant son séjour au Burkina Faso, la Mission a eu des échanges et a eu une série de discussions avec le Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (MEBA) (ci-après dénommé « partie burkinabé ») sur la conception du Projet. A la suite des discussions, la Mission et la partie burkinabé ont convenu du contenu du document ci-joint.

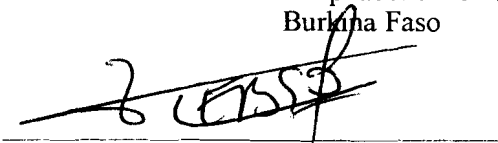
Ouagadougou, le 8 juillet 2009



M. Masahiro HARA
Chef de mission d'étude préliminaire
Agence Japonaise de Coopération
Internationale (JICA)



Pour le Secrétaire Général et par délégation
la Directrice Générale de l'Enseignement de
Base:
Mme K. Judith TAPSOBA
Chevalier de l'Ordre des Palmes Académiques
Ministère de l'Enseignement de Base et de
l'Alphabétisation (MEBA)
Burkina Faso



M. Léné SEBGO
Directeur Général de la Coopération
Ministère de l'Economie et des Finances
Burkina Faso

LISTE DES PARTICIPANTS

LA PARTIE BURKINABE

【Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (MEBA)】

Directions Centrales

- M. ZABA Noraogo Innocent (Secrétaire Général)
Mme. TAPSOBA K. Judith (DGEB)
Mme. KINDA Emma (DDEB)
M. DIPAMA Karim (DDEB/PF Projet Pilote)
Mme. SEGUEDA Solange (DDEB/PF Projet Pilote)
Mme. OUEDRAOGO Odile (SG/Chargée d'études)
M. YAMEOGO K. Ismaël (SG/ Chargée d'études)
M. SIA Patrice (DDEB)
M. KABORE Michel (DDEB)
Mme. TALL Fatoumata (SP/PDDEB/ PF Projet Pilote)
Mme. GANOU Aïssa (DAF)
M. ZONGO Sulemane (Coordonnateur du projet SMASE)

Directions Déconcentrées

- M. OUEDRAOGO Ouindicouni (Directeur, DREBA Plateau Central)
Mme. HAMA Binta (Directrice, DPEBA Oubritenga)

【Ministère de l'Economie et des Finances (MEF)】

- M. SEBGO Léné (DG/Coop)
Mme. TOE Pauline (Chargé du dossier Asie)
M. SOMA Daouda

LA PARTIE JAPONAISE

【Mission d'Etude Préliminaire】

- M. HARA Masahiro, Chef de Mission
M. MORISHITA Hiromichi, Planification de Coopération
Mme. SATO Emi, Gestion Scolaire

【Bureau de la JICA au Burkina Faso】

- M. MORIYA Yuji, Représentant Résident
Mme. TANAKA Kaori, adjointe au Représentant Résident
Mme. SANO Keiko, Chargée de la formulation de Projet

20

RESUME DES DISCUSSIONS

Après une série de discussions, la Partie burkinabé et la Mission se sont entendues sur les points suivants:

I. GRANDES LIGNES DU PROJET

Après une série de discussions sur la base de la requête soumise au Gouvernement du Japon et des résultats obtenus à travers le projet pilote mis en œuvre d'octobre 2008 à juin 2009, les deux parties sont convenues sur le concept de base du Projet comme suit:

1-1. Le Titre du Projet

Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES)

1-2. Objectif Global

Généraliser les COGES fonctionnels dans tout le pays

Améliorer l'environnement scolaire à travers les COGES fonctionnels

1-3. But du Projet

La stratégie pour la mise en place des COGES fonctionnels est établie dans la zone cible du Projet

1-4. Résultats attendus

1-4-1. Les COGES sont mis en place démocratiquement

1-4-2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire

1-4-3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi

1-4-4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés

1-5. Activités

Résultat 1. Les COGES sont mis en place démocratiquement

1.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du fonctionnement des COGES au niveau des écoles cibles ;

1.2 Tenir un atelier de restitution des résultats de l'enquête ;

1.3 Réviser des modules de formation sur la mise en place des COGES ;

1.4 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;

1.5 Organiser la formation des directeurs d'écoles en utilisant les modules révisés.

ca

3
[Signature]

[Signature]

Résultat 2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire

- 2.1 Réviser les modules de formation en techniques de gestion scolaire et financière y compris la technique d'élaboration du plan d'action de l'école ;
- 2.2 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;
- 2.3 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés.

Résultat 3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi

- 3.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du système de suivi individuel et collectif ;
- 3.2 Réviser les modules de formation en techniques de suivi et évaluation des activités de COGES ;
- 3.3 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;
- 3.4 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés ;
- 3.5 Organiser la réunion mensuelle pour le suivi et l'évaluation ;
- 3.6 Organiser une rencontre de partage d'expérience au niveau de la DREBA.

Résultat 4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés

- 4.1 Mener l'évaluation et l'analyse de la stratégie ;
- 4.2 Tenir des ateliers de partage et de capitalisation d'expériences.

1-6. Durée du Projet

La durée du Projet est de quatre (4) ans : de 2009 à 2013

1-7. Zone Cible

La zone cible du Projet porte sur les régions du Plateau Central, du Centre-Est et une CEB du Centre.

1-8. Groupes cibles

Membres des COGES (parents/populations, directeurs et maîtres) des écoles primaires dans les zones ciblées ;

les chargés de la mobilisation sociale des Circonscriptions d'Education de Base (CEB) dans les zones ciblées ;

les responsables des COGES aux niveaux provincial, régional et central.

Handwritten mark

4
Handwritten mark

Handwritten mark

1-9. Mise en synergie d'action avec SMASE pour l'amélioration de la qualité de l'enseignement

Le Projet a pour objectif global d'améliorer la qualité de l'enseignement en synergie avec le projet SMASE (Projet d'appui à la formation continue des enseignants en matière de sciences et de mathématiques à l'école primaire). Ainsi, les deux parties sont convenues sur le maximum d'efforts à consentir afin que les activités concrètes des deux projets s'harmonisent en vue d'assurer la meilleure synergie, y compris des réunions communes de deux comités de pilotage du projet.

II. MESURES A PRENDRE PAR LES DEUX PARTIES

2-1. Par le Gouvernement du Burkina Faso

2-1-1. Organisation et responsabilité dans la mise en œuvre du Projet

Le Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera responsable du Projet dans son ensemble et apportera le soutien nécessaire ainsi qu'il suit :

- Gestion et administration générale du Projet ;
- Exécution effective du Projet en collaboration avec les organismes / institutions concernées ;
- Suivi régulier et évaluation périodique du Projet.

2-1-2. Mise à disposition du personnel (homologues)

La partie burkinabé mettra à disposition des personnels de contrepartie (homologues) mentionné en ANNEXE I. Elle s'engage à ce qu'un coordonnateur et des points focaux du projet soient nommés avant la signature du Procès Verbal qui est prévue pour le mois d'août 2009.

2-1-3. Locaux

La partie burkinabé mettra à disposition des locaux adéquats pour le bureau et l'entreposage des équipements en vue d'une mise en œuvre efficiente du Projet. Elle s'engage à les assurer avant la signature du Procès Verbal.

2-1-4. Prise en charge pour le déroulement du Projet

La partie burkinabé prendra en charge les dépenses nécessaires pour la mise en œuvre du Projet comme suit :

- a) Frais de fonctionnement : les abonnements d'eau, d'électricité, de téléphone, d'internet, et l'entretien des bureaux
- b) Carburant pour le suivi individuel et l'accompagnement à partir de l'année fiscale 2011 (documents explicitant la procédure de financement du carburant susceptibles d'exploitation seront joints en ANNEXE VII selon les disponibilités du MEBA)

5
Φ

- c) Prise en charge de l'indemnité de fonction et l'indemnité compensatrice du coordonnateur du Projet et du gestionnaire du Projet.

2-2. Par le Gouvernement du Japon

2-2-1. Mise à disposition d'experts

Les deux parties sont convenues sur la mise à disposition de deux experts japonais à long terme dans les domaines ci-après :

- Chef conseiller/Gestion scolaire ;
- Renforcement des Capacités des COGES/Coordonnateur du Projet.

Leurs Termes de Référence seront présentés en ANNEXE II.

En plus, d'autres experts à court terme seront affectés selon le besoin.

2-2-2. Mise à disposition du personnel d'appui

- Secrétaire
- Chauffeur

2-2-3. Mise à disposition des matériels et du budget

Les deux parties sont convenues sur la mise à disposition des matériels et du budget nécessaires à la mise en œuvre du Projet dans la limite du budget de la JICA. Les matériels à fournir sont listés en ANNEXE III. Le contenu, les spécifications et la quantité des matériels à fournir sont déterminés par les experts japonais et les homologues burkinabé sur la base du Cadre Logique et du Plan d'Opérationnalisation du Projet.

2-2-4. Renforcement des capacités

Les activités ci-dessous seront réalisées dans la limite du budget disponible :

- Formation de Personnel burkinabé au Japon ou dans un pays tiers

Dans le cadre de la mise en œuvre du Projet, des formations seront organisées à l'intention des acteurs du Projet au Japon ou dans un pays ayant une expérience similaire.

- Des voyages d'étude pourront également être organisés dans le cadre du renforcement des capacités des acteurs.

III. ADMINISTRATION DU PROJET

3-1. Structure de la mise en œuvre du Projet

La structure de la mise en œuvre du Projet sera présentée en ANNEXE IV.

3-2. Directeur du Projet

Le Secrétaire Général du Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera responsable de la supervision générale du Projet.

3-3. Coordonnateur du Projet

Le coordonnateur national du Projet sera nommé avant la signature du Procès Verbal prévu pour la mi-août. Il sera responsable de la mise en œuvre du Projet en collaboration avec la Direction Générale de l'Enseignement de Base (ci-après dénommée « DGEB ») et les autres structures centrales, déconcentrées et décentralisées.

3-4. Gestion financière du Projet

La gestion financière du Projet sera assurée par la Direction de l'Administration et des Finances (ci-après dénommée « DAF ») /MEBA.

3-5. Rôle des organes du Projet

La fonction et la composition du Comité de Pilotage du Projet (ci-après dénommé « CPP ») seront précisées comme suit.

3-5-1. Fonction

Le Comité de Pilotage du Projet sera mis en place pour la bonne marche du Projet. Il se réunira deux fois par an ou en cas de nécessité sur convocation d'une des parties. Les fonctions principales du Comité de pilotage du Projet sont les suivantes :

- Approuver le Plan d'Opérationnalisation ;
- Assurer la coordination du Projet ;
- Examiner la progression générale du Projet.

3-5-2. Composition

a. Président

Le Secrétaire Général du Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation
(Directeur du Projet)

b. Rapporteur

Le coordonnateur du Projet

c. Membres

【Les membres de la partie burkinabé】

- La Directrice Générale de l'Enseignement de Base (DGEB)

- La Directrice du Développement de l'Enseignement de Base (DDEB)
- Le Directeur de l'Allocation des Moyens Spécifiques aux Ecoles (DAMSE)
- Le Directeur de l'Administration et des Finances (DAF)
- Le Directeur des Etudes et de la Planification (DEP)
- Le Directeur Général de l'Alphabétisation et l'Education Non Formelle (DG/AENF)
- La Directrice Générale du Centre de Recherche, des Innovations Educatives et de la Formation (DG/CRIEF)
- Le Secrétaire Permanent du Plan Décennal de Développement de l'Education de Base (SP/PDDEB)
- Le Directeur Général de la Coopération (DG/COOP)

【Les membres de la partie japonaise】

- Représentant(s) de la JICA au Burkina Faso
- Experts japonais du Projet
- Représentant(s) de l'Ambassade du Japon au Burkina Faso (observateur(s))

【Les membres d'autres structures】

- Partenaires Techniques et Financiers, au besoin
- Autre personnel concerné, à proposer par le MEBA et la JICA

IV. CADRE LOGIQUE DU PROJET

Le Cadre Logique du Projet (Project Design Matrix) comme convenu entre les deux parties est joint à l'ANNEXE V. Il peut être modifié durant la mise en œuvre du Projet par accord entre les deux parties.

V. PLAN D'OPERATIONALISATION

Les activités du Projet seront mises en œuvre conformément au calendrier du Plan d'Opérationnalisation (ci-après dénommé « P/O ») ci-joint à l'ANNEXE VI. Ce P/O peut être modifié durant la mise en œuvre du Projet par accord entre les deux parties.

VI. CALENDRIER PROVISOIRE

La partie burkinabé en tant que coordonnateur du Projet est chargée de coordonner les activités de démarrage planifiées comme suit :

Date	Activités
avant la signature du Procès Verbal	Assurance des locaux du projet Affectation des personnels (homologues)
Août 2009	Signature du Procès Verbal des discussions (R/D : Record of Discussions)
Novembre 2009	Démarrage du Projet

- ANNEXE I Liste du personnel de contrepartie
- ANNEXE II Liste et TDR des Experts japonais
- ANNEXE III Liste des matériels à fournir
- ANNEXE IV Structure du Projet
- ANNEXE V Cadre Logique du Projet
- ANNEXE VI Plan d'Opérationnalisation
- ANNEXE VII Principe de Répartition de Coût (Provisoire)
- ANNEXE VIII Draft du Procès Verbal

h

9
P

H

LISTE DU PERSONNEL DE CONTREPARTIE

Homologues

1. Coordonnateur du Projet (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
2. Point focaux du Projet au niveau central (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
3. Directeurs Régionaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DREBA) dans les trois régions ciblées
4. Directeurs Provinciaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DPEBA) dans les trois régions ciblées
5. CCEB et Conseillers Pédagogiques Itinérants au niveau des CEB
6. Gestionnaire du Projet

Personnel d'Appui

1. Gardien

LISTE ET TDR DES EXPERTS

La JICA mettra à disposition les deux experts japonais à long terme:

Les deux experts sont respectivement chargés :

pour le Chef Conseiller/Gestion scolaire,

- de diriger le Projet de manière efficace et effective en étroite collaboration avec la partie burkinabé pour atteindre le but du Projet ;
- de donner les conseils nécessaires à la gestion scolaire ;
- de coordonner l'administration générale du Projet ; et
- d'harmoniser les activités du Projet avec les Partenaires Techniques et Financières.

Pour le Renforcement des Capacités des COGES/Coordonnateur du Projet,

- de donner les conseils en matière de renforcement des capacités des COGES ;
- de coordonner les activités du Projet entre les deux parties ; et
- d'assurer la gestion financière, matérielle et du personnel concernés par le Projet.

M

11
ψ

16

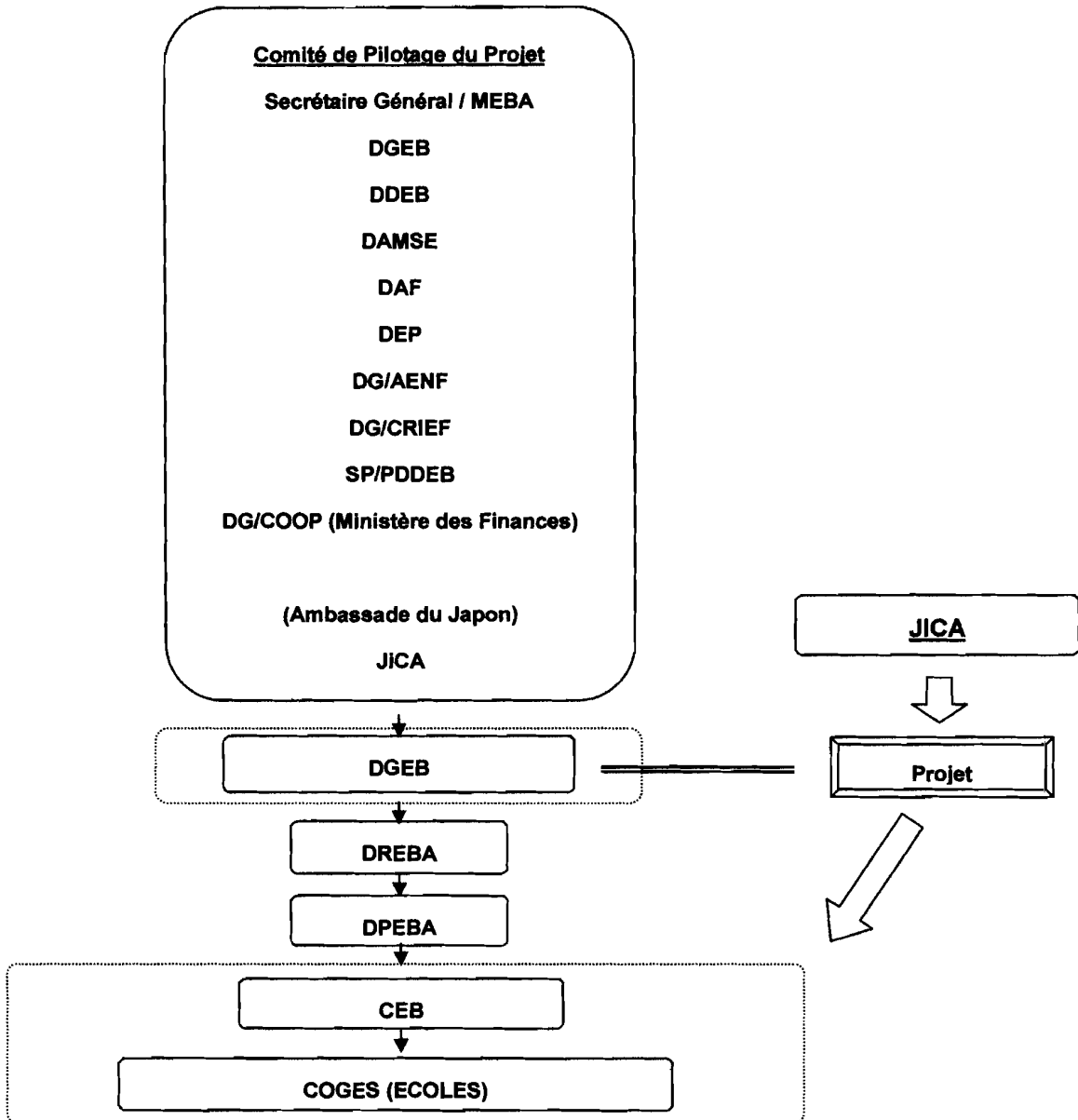
LISTE DES MATERIELS

- Véhicule(s)
- Motocyclette(s)
- Imprimante(s)
- Petite(s) Imprimante(s)
- Photocopieur(s)
- Ordinateur(s)
- Climatiseur(s)
- Appareil Photo numérique
- Téléfax
- Coffre
- Projecteur(s)
- Vidéocaméra(s) numérique(s)

Il s'agit en somme des matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet dans la limite du budget de la JICA alloué au Projet.

Le contenu, les spécifications et la quantité des matériels à fournir sont déterminés par les experts japonais et leurs homologues burkinabé sur la base du Cadre Logique et du Plan d'Opérationnalisation annuel du Projet.

STRUCTURE DU PROJET



an

13
if

[Signature]

Cadre Logique du Projet (PDM : Project Design Matrix)

Norm de projet : Projet d'appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES) Durée : Nov 2009 – Oct 2013 (4 ans) Date de validation :

Zone cible : Régions du Plateau Groupes ciblés : Membres des COGES, Administrateurs chargés de mobilisation sociale (COGES) dans MEBA, DGE, DREBA, Ver. : 1.0
 Central, du Centre-Est et une CEB DPEBA et CEB
 du Centre

Résumé du projet	Indicateurs	Moyens de vérification	Suppositions importantes
Objectif global 1. Les COGES fonctionnels sont généralisés dans tout le pays 2. L'environnement scolaire est amélioré à travers les COGES fonctionnels	1. Intégration de la stratégie dans le Plan Sectoriel 2-1. Type et nombre des activités réalisées dans le cadre de plan d'action de l'école 2-2. Amélioration des statistiques scolaires (TBS, TBA, Taux de fréquentation, etc.) 2-3. Amélioration de la participation communautaire à la gestion de l'école	1. Document de Plan Sectoriel 2-1. Bilan des activités de COGES 2-2. Statistiques scolaires annuelles de la zone du projet 2-3. Bilan des activités de COGES	
But du projet La stratégie pour la mise en place des COGES fonctionnels est établie dans la zone cible du projet	1. Au moins 75% des COGES ont élaboré et exécuté leurs plans d'action de l'école en fin de projet 2. Augmentation du niveau des contributions (financière, matérielle et physique) de la communauté à la gestion de l'école 3. Approbation de la stratégie à l'atelier national	1. Bilan de plan d'action 2. Rapport financier du COGES 3. Rapport de l'évaluation des COGES 4. Document de l'approbation (décret, arrêté, etc.)	1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue
Résultats attendus 1. Les COGES sont mis en place démocratiquement 2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire	1.1 Au moins 80 % des COGES ont leurs membres élus et approuvés par assemblées générales (AG) 1.2 Au moins 80% des COGES ont soumis un compte rendu sur l'élection des membres de COGES au CCEB 2.1 Au moins 85 % des COGES ont élaboré un plan d'action de l'école 2.2 Au moins 75 % des COGES ont réalisé au moins une activité dans le cadre de leurs plans d'action de l'école 2.3 Au moins 70% des COGES ont tenu un minimum de 3 AG 2.4 Au moins 70% des COGES ont présenté un minimum de 2 rapports financiers lors des AG ordinaires	1.1 Rapport des formateurs 1.2 Rapport des formateurs 2.1 Plans d'actions des COGES 2.2 Bilan des activités COGES 2.3 PV de réunions et AG 2.4 Rapport financier et procès-verbal (PV) des réunions et AG 2.5 Cahiers de gestion financière et administrative	1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue 2. Administrateurs qui ont été formés ne sont pas mutés 3. Membres des COGES qui ont été formés ne démissionnent pas avant la fin de leur mandat 4. Coordination et harmonisation des

4

<p>3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi</p>	<p>3.1 Au moins 2 fois par an, le suivi et l'accompagnement des COGES sont exécutés par les PF des CEB 3.2 Au moins 2 fois par an de réunions sont tenues entre PF des CEB et des COGES regroupés 3.3 Rapports trimestriels synthétisés sont acheminés à la hiérarchie (DE, CCEB, DPEBA, DREBA et DGEB) 3.4 Les bilans mensuels de suivi de COGES sont tenus lors des conseils de direction dans les DPEBA</p>	<p>3.1 Rapport de suivi de PF de CEB 3.2 PV des réunions 3.3 Rapports des COGES 3.4 Rapports des DPEBA</p>	<p>interventions des partenaires sont maintenues</p> <p>5. Situation économique des ménages ne sera pas détériorée</p>
<p>4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés</p>	<p>4.1 Tenue d'un atelier de restitution des résultats de l'évaluation interne et de capitalisation des expériences 4.2 Finalisation du rapport de l'évaluation interne et de la validation de la stratégie en vue de la généralisation</p>	<p>4.1 Document de capitalisation des expériences 4.2 Rapport de l'évaluation</p>	

Q

f



Activités	Input		
<p>Résultat 1. Les COGES sont mis en place démocratiquement</p> <p>1.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du fonctionnement des COGES au niveau des écoles cibles</p> <p>1.2 Tenir un atelier de restitution des résultats de l'enquête</p> <p>1.3 Réviser les modules de formation sur la mise en place des COGES</p> <p>1.4 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>1.5 Organiser la formation des directeurs d'écoles en utilisant les modules révisés</p>	<p>Japon</p> <p>« Experts japonais »</p> <p>1. Expert à long terme</p> <p>(1) Chef conseiller/Gestion Scolaire</p> <p>(2) Renforcement des Capacités des COGES/Coordinateur du Projet</p> <p>2. Expert à court terme (selon la nécessité)</p> <p>« Matériels »</p> <p>1. Véhicules</p> <p>2. Motos</p> <p>3. Matériels bureautiques (photocopieur, ordinateur, imprimante, TEL/FAX, etc)</p> <p>« Coût des activités »</p> <p>1. Coût pour mise en œuvre des formations et ateliers</p> <p>2. Coût pour rédaction et multiplication des documents</p> <p>3. Divers</p>	<p>Burkina Faso</p> <p>« Homologues »</p> <p>1. Coordinateur du projet</p> <p>2. Points focaux au niveau central</p> <p>3. Directeurs Régionaux et Provinciaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation dans les trois régions ciblées</p> <p>4. CCEB et Conseillers Pédagogiques Itinérants au niveau des CEB</p> <p>5. Gestionnaire du Projet</p> <p>« Locaux du projet et les coûts afférents »</p> <p>« Carburant pour le suivi et l'accompagnement »</p>	<p>1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue</p> <p>2. Les administrateurs formés ne sont pas mutés</p> <p>3. Les membres des COGES formés ne démissionnent pas avant la fin de leur mandat</p> <p>4. La Coordination et harmonisation des interventions des différents partenaires sont maintenues</p>
<p>Résultat 2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire</p> <p>2.1 Réviser les modules de formation en techniques de gestion scolaire et financière y compris le plan d'action de l'école</p> <p>2.2 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>2.3 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés</p>			
<p>Résultat 3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi</p> <p>3.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du système de suivi individuel et collectif</p> <p>3.2 Réviser les modules de formation en techniques de suivi et évaluation des activités de COGES</p> <p>3.3 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>3.4 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés</p> <p>3.5 Organiser la réunion mensuelle pour le suivi et évaluation</p> <p>3.6 Organiser une rencontre de partage d'expérience au niveau de DREBA</p>			
<p>Résultat 4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés</p> <p>4.1 Mener l'évaluation et l'analyse de la stratégie</p> <p>4.2 Tenir des ateliers de partage et de capitalisation des expériences</p>			<p>Condition préalable</p> <p>La politique de gestion décentralisée de l'école existe</p>

GR

f

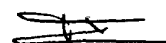


Principe de Répartition de Coût (Provisoire)

				Charge JICA	Charge MEBA
Indemnité du coordinateur national			MEBA		4,800,000
Indemnités pour les autres homologues (niveau central)			MEBA		7,200,000
Frais de mission à l'intérieur pour les agents de MEBA			JICA	25,000,000	
Frais de mission à l'intérieur pour les Experts japonais			JICA	2,500,000	
Frais de mission à l'extérieur pour les agents de MEBA et les Experts japonais			JICA	3,500,000	
Formation	150,000	1,300	JICA	195,000,000	
Location de véhicules			JICA	25,000,000	
Carburant pour les activités du Projet			JICA	20,000,000	
Communication (Téléphone) pour les activités du Projet			JICA	2,400,000	
Equipements et matériels nécessaires			JICA/MEBA	2,000,000	200,000
Consommables			JICA	4,500,000	
Impression			JICA	2,000,000	
Suivi individuel	2,000	200	JICA	400,000	
	2,000	3,900	MEBA		7,800,000
Sensibilisation pour suivi collectif	5,000	3,900	JICA	19,500,000	
Comité de Pilotage			MEBA		4,000,000
Autres			MEBA		2,620,000
Electricité et Eaux			MEBA		7,200,000
Locaux (loyer)			MEBA		24,000,000
Locaux (réfection)			MEBA		2,000,000
Meubles (achat et réfection)			MEBA/JICA	1,500,000	500,000
Mission de la JICA TOKYO			JICA	75,000,000	
Véhicules, ordinateurs, etc.			JICA	75,000,000	
TOTAL				453,300,000	60,320,000
				88.26%	11.74%

Note: La durée du projet est fixée pour 48 mois (4 ans)

4



(DRAFT)
PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS
ENTRE
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
ET
LES AUTORITES CONCERNEES DU GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO
POUR
LA MISE EN ŒUVRE DU PROJET D'APPUI AUX COMITES DE GESTION
D'ECOLE (COGES)
DANS LE CADRE DE LA COOPERATION TECHNIQUE

En se référant au Compte Rendu des Discussions entre la Mission d'Etude Préliminaire et le Gouvernement du Burkina Faso, signé le 8 juillet 2009, l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désigné par « JICA ») représentée par le Représentant Résident de la JICA au Burkina Faso a eu une série de discussions avec les autorités concernées du Burkina Faso relatives aux mesures à prendre par les deux Gouvernements en vue de la mise en œuvre du Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES) dans le cadre de la coopération technique.

A la suite de ces discussions, les deux parties ont convenu de faire des recommandations à leurs Gouvernements respectifs sur les sujets auxquels il est fait référence dans le document en annexe ci-joint.

Ouagadougou le jj mm 2009

M Yuji MORIYA
Représentant Résident
de l'Agence Japonaise de Coopération
Internationale au Burkina Faso
Japon

Mme Marie Odile BONKOUNGOU
Ministre de l'Enseignement de Base et de
l'Alphabétisation
Burkina Faso

M Lucien Marie Noël BEMBAMBA
Ministre de l'Economie et des Finances
Burkina Faso

4

JICA

DOCUMENT ATTACHE

I. COOPERATION ENTRE LA JICA ET LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le Gouvernement du Burkina Faso mettra en œuvre du Projet d'Appui aux Comités de Gestion de l'Ecole (ci-après désigné par « Projet ») avec la Coopération technique de la JICA.
2. Le Projet sera mis en œuvre conformément au Plan Directeur joint en ANNEXE I.

II. MESURES À PRENDRE PAR LA JICA

Conformément aux lois et règlements en vigueur au Japon, la JICA prendra, à ses propres frais, les mesures suivantes selon les procédures normales conformément au Schéma de Coopération Technique du Japon.

1. ENVOI D'EXPERTS JAPONAIS

La JICA fournira les services des experts japonais présentés en ANNEXE II.

2. FOURNITURE DE MACHINES ET D'EQUIPEMENTS

La JICA fournira les appareils, équipements et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet et énumérés en ANNEXE III (ci-après désigné par « l'Équipement »). Ces équipements et matériels deviendront la propriété du gouvernement du Burkina Faso dès qu'ils sont livrés au point de livraison en valeur CAF (coût, assurance et fret) à l'intérieur du Burkina Faso à l'intention des autorités burkinabé.

3. FORMATION DU PERSONNEL BURKINABE AU JAPON OU DANS UN PAYS TIERS

La JICA accueillera le personnel burkinabé engagé dans le Projet, en vue d'une formation technique au Japon ou dans un pays tiers.

III. MESURES À PRENDRE PAR LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour assurer le bon déroulement du Projet et sa pérennisation, avec l'implication effective des autorités concernées, des homologues, des institutions liées au Projet ainsi que des groupes bénéficiaires.
2. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que la technologie et les connaissances acquises par le personnel burkinabé, résultats de la coopération technique du Japon, contribuent au développement social et économique du Burkina Faso.
3. Le Gouvernement du Burkina Faso accordera aux experts japonais mentionnés en II-1, les privilèges, exonérations et avantages énumérés en ANNEXE IV au moins aussi favorables que ceux dont bénéficient des experts de pays tiers ou d'organisations internationales chargées de missions similaires conformément aux dispositions en vigueur au Burkina Faso.

4. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que l'Équipement mentionné en II-2 ci-dessus soit utilisé effectivement pour la bonne exécution du Projet, en collaboration avec les experts japonais présentés en ANNEXE II.
5. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour s'assurer que les connaissances et expériences acquises par le personnel burkinabé pendant le stage technique au Japon ou aux pays tiers, seront utilisées effectivement pour la bonne exécution du Projet.
6. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso mettra à la disposition du Projet du personnel burkinabé de contrepartie et du personnel administratif figurant à l'Annexe V, des locaux servant de bureaux, de l'eau et de l'électricité. Le Projet devra également bénéficier d'exonérations douanières sur le matériel et équipements importés, d'exonérations de la TVA et des autres taxes sur le carburant.
7. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires afin d'assurer à ses propres frais :
 - (1) Les services du Personnel burkinabé de contrepartie et du personnel administratif figurant à l'Annexe V.
 - (2) Les terrains, bâtiments et infrastructures figurant à l'Annexe VI, et
 - (3) La fourniture ou le renouvellement des machines, équipements, instruments, véhicules, outils, pièces de rechange et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet, autres que les Équipements fournis par la JICA au point II-2.

IV. ADMINISTRATION DU PROJET

1. Le Secrétaire Général du Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera responsable de la coordination générale des activités du Projet.
2. Le Coordonnateur National du Projet nommé par le Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera chargé de la gestion des aspects techniques du Projet pour le compte du Ministère.
3. Les Experts japonais fera les recommandations nécessaires et conseillera Le Coordonnateur National du Projet sur les aspects relatifs à la mise en œuvre du Projet.
4. Les Experts japonais et de pays tiers donneront des conseils et directives nécessaires au Personnel de contrepartie burkinabé sur les aspects techniques relatifs à la mise en œuvre du Projet.
5. Pour une mise en œuvre effective et réussie de la coopération technique dans le cadre du Projet, le Comité de Pilotage du Projet, dont le rôle et la composition figurent à l'Annexe VII, sera mis en place.

V. EVALUATION CONJOINTE

L'Évaluation du Projet se fera conjointement par la JICA et les Autorités burkinabé compétentes, à mi-parcours et pendant les six derniers mois de la période de coopération, afin d'examiner le niveau de réalisation.

VI. RECLAMATION CONTRE LES EXPERTS JAPONAIS

Le Gouvernement du Burkina Faso défendra les experts japonais engagés dans le Projet contre les réclamations des tierces parties, si ces réclamations sont liées à l'accomplissement de leurs fonctions officielles au Burkina Faso. Ceci ne sera pas le cas, si ces réclamations sont survenues par suite d'une inconduite volontaire ou à une négligence importante de la part des experts japonais et de pays tiers.

VII. CONSULTATIONS MUTUELLES

Il y aura une consultation mutuelle entre la JICA et le Gouvernement du Burkina Faso pour toutes questions majeures sur la forme ou le fond ayant un rapport avec le présent Document Attaché.

VIII. MESURES POUR PROMOUVOIR LE PROJET AUPRES DES POPULATIONS

Pour une meilleure connaissance du Projet, par les populations du Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures appropriées pour une large diffusion des informations sur le Projet.

IX. PERIODE DE LA COOPERATION

La durée de la coopération technique pour le Projet conformément à ce Document Attaché sera de quatre (4) ans à partir de novembre 2009.

X. LIEN AVEC ENTENTE DE COOPERATION

Une Entente de Coopération a été conjointement formulée en vue de confirmer le consentement mutuel sur les sujets auxquels il n'est pas fait référence dans ce PV.

ANNEXE I	PLAN DIRECTEUR
ANNEXE II	LISTE DES EXPERTS JAPONAIS
ANNEXE III	LISTE DES EQUIPEMENTS
ANNEXE IV	PRIVILEGES, EXONERATIONS ET BENEFICES ACCORDES AUX EXPERTS JAPONAIS
ANNEXE V	LISTE DES HOMOLOGUES ET DU PERSONNEL D'APPUI DE LA PARTIE BURKINABE
ANNEXE VI	LISTE DE TERRAIN, BATIMENTS, ET INFRASTRUCTURES
ANNEXE VII	ROLES DES DIFFERENTES STRUCTURES DU PROJET
ANNEXE VIII	PRINCIPE DE REPARTITION DE COUT (PROVISOIRE)

ANNEXE I PLAN DIRECTEUR

But du Projet : La stratégie pour la mise en place des COGES fonctionnels est établi dans la zone cible du Projet

Résultats :

1. Les COGES sont mises en place démocratiquement
2. Le Plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire
3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi
4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés

Activités

- 1.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du fonctionnement des COGES au niveau des écoles cibles
- 1.2 Tenir un atelier de restitution des résultats de l'enquête
- 1.3 Réviser les modules de formation sur la mise en place des COGES
- 1.4 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés
- 1.5 Organiser la formation des directeurs d'écoles en utilisant les modules révisés

- 2.1 Réviser les modules de formation en techniques de gestion scolaire et financière y compris le plan d'action de l'école
- 2.2 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés
- 2.3 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés

- 3.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du système de suivi individuel et collectif
- 3.2 Réviser des modules de formation en techniques de suivi et évaluation des activités de COGES
- 3.3 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés
- 3.4 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés
- 3.5 Organiser la réunion mensuelle pour le suivi et évaluation
- 3.6 Organiser une rencontre de partage d'expérience au niveau de DREBA

- 4.1 Mener l'évaluation et l'analyse de la stratégie
- 4.2 Tenir des ateliers de partage et de capitalisation des expériences

an

φ⁴

tb

ANNEXE II LISTE DES EXPERTS JAPONAIS

1. Expert à long terme

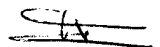
(1) Chef Conseiller/Gestion scolaire

(2) Renforcement des Capacités des COGES/Coordinateur du Projet

Si nécessaire des experts à court terme peuvent être affectés selon les besoins pour la bonne mise en œuvre du Projet.

an

4⁵



ANNEXE III LISTE DE MACHINES ET EQUIPEMENT

JICA fournira l'équipement nécessaire pour la mise en œuvre du Projet:

- Véhicule(s)
- Motocyclette(s)
- Imprimante(s)
- Petite(s) Imprimante(s)
- Photocopieur(s)
- Ordinateur(s)
- Climatiseur(s)
- Appareil Photo numérique
- Téléfax
- Coffre
- Projecteur(s)
- Vidéocaméra(s) numérique(s)

Note: Les contenus, spécifications, et quantité d'équipement ci-dessus à fournir sont à déterminer entre les experts japonais et le personnel homologué sur la base du plan de travail annuel du Projet, dans le budget alloué de l'année fiscale japonaise.

ca

6/2

76

ANNEXE IV

PRIVILEGES, EXONERATIONS, ET AVANTAGES EN FAVEUR DES EXPERTS JAPONAIS

1. Exonérer d'impôt sur le revenu et d'autres frais de toute sorte imposés sur ou en relation avec les indemnités de vie payées à l'étranger pour les experts japonais ;
2. Exonérer d'impôt sur le revenu, de droits d'importation, et d'autres frais imposés sur les effets personnels de ménage d'experts japonais et de leurs familles, y compris un véhicule par expert ;
3. Utiliser tous les moyens disponibles pour fournir une assistance médicale et autre nécessaire pour les experts japonais et leurs familles ;
4. Délivrer, sur demande, des visas d'entrée en faveur des experts japonais et à leurs familles gratuitement ;
5. Délivrer des cartes d'identification aux experts japonais et à leurs familles pour sécuriser la coopération de toute l'organisation de l'état nécessaire pour l'accomplissement des obligations des experts ;
6. Exonérer de droits de douane pour l'importation et l'exportation de machines et équipement par des experts japonais en relation avec les activités du Projet.

br

70

16

ANNEXE V

LISTE DES HOMOLOGUES BURKINABE ET DU PERSONNEL ADMINISTRATIF

1. Coordonnateur du Projet (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
2. Point focaux du Projet au niveau central (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
3. Directeurs Régionaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DREBA) dans les trois régions ciblées
4. Directeurs Provinciaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DPEBA) dans les trois régions ciblées
5. CCEB et Conseillers Pédagogiques Itinérants au niveau des CEB
6. Gestionnaire du Projet

Ar

8
φ

76

ANNEXE VI LISTE DE TERRAIN, BATIMENTS, ET INFRASTRUCTURES

1. Les terrains, les bâtiments et infrastructures nécessaires pour le Projet
2. Les salles et infrastructures nécessaires pour l'installation et le stockage de l'équipement
3. Les bureaux et infrastructures nécessaires pour le Projet
4. Autres infrastructures mutuellement acceptées si nécessaires pour la mise en œuvre du Projet

ANNEXE VII ROLES DES DIFFERENTES STRUCTURES DU PROJET

I. Comité de Pilotage du Projet

1. Le Comité de Pilotage du Projet est un organe de supervision, de suivi et d'évaluation de mise en œuvre des activités dans le cadre du Projet. A ce titre, il est chargé de:
 - a. définir les orientations générales et la stratégie de mise en œuvre du Projet ;
 - b. superviser la gestion et l'administration générale du Projet ;
 - c. adopter les plans annuels des opérations soumis par le Coordonnateur National ; et
 - d. évaluer l'état d'avancement global du Projet.

2. Le Comité de Pilotage du Projet est composé de la JICA et des services suivants du MEBA :

Président :

Le Secrétaire Général du MEBA

Rapporteur :

Le coordonnateur du Projet

Membres :

- La Directrice Générale de l'Enseignement de Base (DGEB)
- La Directrice du Développement de l'Enseignement de Base (DDEB)
- Le Directeur de l'Allocation des Moyens Spécifiques aux Ecoles (DAMSE)
- Le Directeur de l'Administration et des Finances (DAF)
- Le Directeur des Etudes et de la Planification (DEP)
- Le Directeur Général de l'Alphabétisation et l'Education Non Formelle (DG/AENF)
- La Directrice Générale du Centre de Recherche, des Innovations Educatives et de la Formation (DG/CRIEF)
- Le Secrétaire Permanent du Plan Décennal de Développement de l'Education de Base (SP/PDDEB)
- Le Directeur Général de la Coopération (DG/COOP)
- Représentant(s) de la JICA au Burkina Faso
- Experts japonais du Projet
- Représentant(s) de l'Ambassade du Japon au Burkina Faso (observateur(s))
- Partenaires Techniques et Financiers, au besoin
- Autre personnel concerné, à proposer par la MEBA et la JICA

10

10

3. Le Comité de Pilotage du Projet se réunit deux fois par an sur convocation de son président.
 - En début d'année, pour examiner et approuver le programme et le budget de l'année ;
 - En fin d'année, pour examiner le bilan général de l'exécution du programme ;
 - Le Comité de Pilotage peut être convoqué en session extraordinaire chaque fois au besoin.

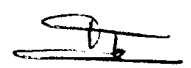
4. Les rencontres du Comités font l'objet d'un procès-verbal à l'attention du Ministre de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation.

II. Coordonnateur National du Projet ;

- Un Coordonnateur National du Projet est nommé par arrêté du Ministre de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation.
- Le Coordonnateur veille à la mise en œuvre et au suivi des décisions du Comité de Pilotage du Projet. Il initie toute mesure susceptible d'améliorer la bonne marche du Projet. Il prépare les ordres du jour des réunions et les convocations qu'il soumet à l'appréciation du Président du Comité, quinze (15) jours avant la réunion.

21

U



ブルキナファソ国 技術協力プロジェクト
「学校運営委員会支援プロジェクト」

詳細計画策定調査

ブルキナファソ国政府関係者との協議議事録（ミニッツ）

国際協力機構（以下、JICA）は、「学校運営委員会支援プロジェクト（以下、「プロジェクト）」に関し、プロジェクト内容の枠組みについて決定することを目的に、2009年6月29日から7月8日にかけて、原国際協力専門員を団長とする詳細計画策定調査団を送った。

ブルキナファソでの滞在において、同調査団は、基礎教育・識字省及び関係地方行政官（以下、「ブルキナファソ国側）」とともに、プロジェクトの基本理念について、双方の見解を交換する一連の協議を行った。協議の結果、調査団及びブルキナファソ国側は、別添の文書の内容に関し合意した。

2009年7月8日 ワガドゥグにて

原 雅裕

詳細計画策定調査団長
国際協力機構（JICA）

タプソバ・K・ジュディス

基礎教育・識字省次官代理
勲章受賞者（Chevalier de l'Ordre des
Palmes Académiques）
基礎教育・識字省総局長
ブルキナファソ国

セブゴ・レネ

財務省協力総局
ブルキナファソ国

参加者リスト

ブルキナファソ側

【基礎教育・識字省】

M. ZABA Noraogo Innocent	次官
Mme. TAPSOBA K. Judith	基礎教育総局長
Mme. KINDA Emma	基礎教育開発局長
M. DIPAMA Karim	基礎教育開発局パイロットプロジェクト担当
Mme. SEGUEDA Solange	基礎教育開発局パイロットプロジェクト担当
Mme. TALL Fatoumata	教育 10 カ年計画室パイロットプロジェクト担当
Mme. OUEDRAOGO Odile	(次官直轄) 研究担当
M. YAMEOGO K. Ismaël	(次官直轄) 研究担当
M. SIA Patrice	基礎教育開発局
M. KABORE Michel	基礎教育開発 (SMASE ナショナル・トレーナー)
Mme. GANOU Aïssa	管理・財務局設備担当
M. SANA Adama	試験局データ集計課長
M. OUEDORAGO Hamade	学校支援局給食プロジェクト担当

【基礎教育・識字省中央プラトー州／ウブリテンガ県】

M. OUEDRAOGO Ouindicouni	中央プラトー州局長
Mme. HAMA Binta	ウブリテンガ県局長
M. DIABOUGA Y. Joseph	州局住民参画担当
M. BARA Hamadou	県局住民参画担当
M. SOMA Abdoulaye	県局教員研修担当
M. SAWADOGO Boukary	Nagréongo 視学官事務所長
M. ILBOUDO Oumarou	Nagréongo 視学官事務所 住民参画担当
M. SAWADOGO I. Félice	Gurgou-Manéga 視学官事務所長
M. KINDA Adama	Gurgou-Manéga 視学官事務所 住民参画担当
パイロットプロジェクト対象小学校 校長、教員、保護者会代表、COGES メンバー	

【財務省協力総局】

M. SEBGO Léné	総局長
Mme. TOE Pauline	アジア担当
M. SOMA Daouda	

日本側

【JICA 詳細計画策定調査団】

原 雅裕	団長/総括
森下拓道	協力企画
佐藤恵美	学校運営

【JICA ブルキナファソ事務所】

森谷裕司	所長
田中香織	職員
佐野恵子	企画調査員

協議要約

一連の協議を経て、ブルキナファソ国側と JICA は本プロジェクト調査における基本的事項につき合意した。協議結果の要約は、以下のとおりである。

I. プロジェクト概要

ブルキナファソ政府より日本国政府に提出された要請書に基づく一連の協議の結果、双方はプロジェクトの基本理念について合意した。プロジェクトについての要約は以下のとおりである。

1-1. プロジェクト名

学校運営委員会（COGES）支援プロジェクト

1-2. 上位目標

機能する COGES モデルが全国で展開される

機能する COGES を基盤として児童の就学状況が改善される

1-3. プロジェクト目標

機能する学校運営委員会（COGES）に関する全国普及可能なモデルが確立される

1-4. 成果

1-4-1. COGES が民主的に設立される

1-4-2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される

1-4-3. COGES への支援体制が確立される

1-4-4. モデル普及のための評価、経験共有が行われる

1-5. 活動

【成果 1】 COGES が民主的に設立される

1.1 COGES の機能度に関する調査を実施する

1.2 上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する

1.3 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する

1.4 地方行政官に対し、民主的な COGES の設立に関する講師研修を実施する

1.5 地方行政官から校長に対し、COGES の民主的な設立準備のための研修を実施する

【成果 2】住民参加を通じた学校活動計画が実施される

- 2.1 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する
- 2.2 地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する
- 2.3 地方行政官から COGES 委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する

【成果 3】COGES への支援体制が確立される

- 3.1 集会モニタリングに関する調査を実施する
- 3.2 研修モジュールを改訂する
- 3.3 地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する
- 3.4 地方行政官から COGES 委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する
- 3.5 COGES モニタリング月例会議を開催する
- 3.6 教育省州局（DREBA）において経験共有のための会議を開催する

【成果 4】モデル普及のための評価、経験共有が行なわれる

- 4.1 COGES 戦略の評価・分析を実施する
- 4.2 関係者による経験共有ワークショップを開催する

1-6. プロジェクト期間

4 年間（2009 年～2013 年）

1-7. プロジェクト対象地域

プロジェクトは、中央プラトー州、東部中央州、中央州の 1 基礎教育学区（CEB）で実施する。

1-8. 対象グループ

対象州の小学校 COGES メンバー（保護者／地域住民、小学校長及び教員）

対象州 CEB の COGES 担当官

県、州、中央レベルの COGES 担当官

1-9. 「教育の質の向上」に向けた「初等教育・理数科現職教員研修改善計画（SMASE）」との連携

プロジェクトは、SMASE との連携により教育の質の向上を目的としている。したがって、

JICA 及びブルキナファソ国側は、両プロジェクトが緊密に連携しながら活動内容を具体化するために最大限の努力を行っていくという姿勢について合意した。その中には、両プロジェクト合同調整委員会の合同会合の開催も含まれる。

II. 双方で執るべき措置

2-1. ブルキナファソ政府側

2-1-1. プロジェクト実施責任機関

基礎教育・識字省が本プロジェクトの実施責任機関となり、以下の必要な支援を行う。

- プロジェクトの運営と指導
- 関係機関及び団体と連携した、プロジェクトの円滑な実施
- プロジェクトの定期的なモニタリングと評価

2-1-2. 人員配置

ブルキナファソ国側は、別添 1 のとおり、カウンターパート職員の配置を行う。プロジェクトコーディネーター及びフォーカルポイントについては、討議議事録の署名前に任命を行う。

2-1-3. 執務室

ブルキナファソ国側は、プロジェクトの円滑な実施に必要な適切な執務室及び機材置き場を手当とする。これらの確保は、討議議事録の署名前に行う。

2-1-4. プロジェクト活動経費

ブルキナファソ国側は、プロジェクトに関する以下の必要経費を負担する。

- a) 経常経費（水道、電気、通信〈電話、インターネット〉、執務室の維持経費）
- b) 2011 会計年度以降のモニタリング経費（ガソリン代）

*経費負担の詳細は別添 7 のとおり

2-2. 日本政府側

2-2-1. 専門家の配置

2 名の日本人長期専門家が以下の分野で派遣される。

- チーフアドバイザー／学校運営
- COGES 能力強化／業務調整

上記専門家の TOR については別添 2 のとおり。また必要に応じて、短期専門家の派遣を行うこととする。

2-2-2. 支援要員の配置

- 秘書
- 運転手

2-2-3. 機材の調達と予算措置

双方は、JICA が割り当てるプロジェクト予算の範囲内において、プロジェクトの実施に必要な機材の調達及び予算配分が行われる旨合意した。調達機材リストは、別添3のとおり。機材の仕様及び数量については、日本人専門家及びブルキナファソ国側カウンターパートとの間で、プロジェクト概要表（PDM）及び活動計画表（P/O）に基づき決定することとする。

2-2-4. キャパシティの強化

以下の活動については、プロジェクトの予算範囲内において行うこととする。

- ブルキナファソ国側職員に対する本邦または第三国研修
プロジェクトの実施中、本邦または同様の経験を有する第三国での研修を行うこととする。
- 関係者のキャパシティ強化を目的に、プロジェクト調査視察を企画する場合がある。

III. プロジェクトの運営

3-1. プロジェクト実施体制

プロジェクトの実施体制については別添4のとおり。

3-2. プロジェクト責任機関

基礎教育・識字省次官がプロジェクトの一般監理に係る責任を有する。

3-3. プロジェクトコーディネーター

8月中旬に予定されている討議議事録の署名前に、基礎教育・識字省次官によりプロジェクトコーディネーターが任命される。プロジェクトコーディネーターは、基礎教育総局や中央・地方分散化・地方分権化機関と連携し、プロジェクトの実施に係る責任を有する。

3-4. プロジェクトの予算管理

基礎教育・識字省管理・財務局がプロジェクトの予算管理に係る責任を有する。

3-5. プロジェクトにおける関係組織の役割

プロジェクトの合同調整委員会（CPP）の役割及び構成については、以下のとおり。

3-5-1. 役割

合同調整委員会は、プロジェクトの円滑な実施のため、1年に2回、また必要性が生じた場合には双方のうち、どちらか一方の国からの召集によっても開催される。同委員会の主要な役割は以下のとおり。

- ・ 年次活動計画を承認する
- ・ プロジェクトの調整を保証する
- ・ プロジェクトの進捗を確認する

3-5-2. 構成

a. 代表

基礎教育・識字省次官（プロジェクト代表）

b. 報告者

プロジェクトコーディネーター

c. 委員

【ブルキナファソ国側委員】

- ・ 基礎教育・識字省 基礎教育総局長（DGEB）
- ・ 基礎教育・識字省 基礎教育開発局長（DDEB）
- ・ 基礎教育・識字省 学校支援局長（DAMSE）
- ・ 基礎教育・識字省 管理・財務局長（DAF）
- ・ 基礎教育・識字省 調査計画局長（DEP）
- ・ 基礎教育・識字省 識字・ノンフォーマル教育局長（DG/AENF）
- ・ 基礎教育・識字省 教育改革・研修調査センター総局長（DG/CRIEF）
- ・ 基礎教育・識字省 教育開発10ヵ年計画室長（SP/PDDEB）
- ・ 財務省 協力総局長（DG/COOP）

【日本側委員】

- ・ JICA ブルキナファソ事務所長
- ・ 日本人専門家
- ・ ブルキナファソ日本国大使館代表（オブザーバー）

【その他の委員】

- ・ 必要に応じ、技術・財政支援パートナー
- ・ MEBA 及び JICA から提案される関係者

IV. プロジェクト概要表（PDM）

双方は、別添5のプロジェクト概要表（PDM）について合意した。本 PDM については、

ブルキナファソ国側及び日本側双方の合意の下、プロジェクト実施中に修正されることがある。

V. 活動計画表 (PO)

プロジェクトの活動は、別添6の活動計画表(以下、PO)に基づき、実施する。本POは、ブルキナファソ国側及び日本側双方の合意の下、プロジェクト実施中に修正されることがある。

VI. 今後の日程

ブルキナファソ国側(MEBA)は、プロジェクト実施責任機関として、プロジェクト開始に向け、以下のとおり予定している活動の調整を行うこととする。

2009年8月 (R/D署名前)	プロジェクト執務室の確保、カウンターパート職員の配置
2009年8月	R/D署名
2009年11月	プロジェクト開始

別添1 カウンターパート職員リスト

別添2 日本人専門家TOR

別添3 機材リスト

別添4 プロジェクト実施体制図

別添5 プロジェクト概要表(PDM)

別添6 プロジェクト活動計画表(PO)

別添7 経費分担表(暫定)

別添8 討議議事録(案)

*別添8は和訳省略(添付無し)

カウンターパート職員リスト

【カウンターパート】

1. プロジェクトコーディネーター (R/D 署名前に任命)
2. 中央レベル (MEBA) におけるフォーカルポイント (R/D 署名前に任命)
3. 対象州内の基礎教育・識字省州局長
4. 対象州内の基礎教育・識字省県局長
5. 基礎教育学区事務所 (CEB) 所長及び教育指導主事
6. プロジェクト予算担当者

【支援要員】

1. 警備員

日本人専門家 TOR

JICA は、日本人専門家 2 名を派遣することとする。

- チーフアドバイザー／学校運営
- COGES 能力強化／業務調整

各専門家の職務内容は、以下のとおり。

【チーフアドバイザー／学校運営】

- プロジェクト目的を達成するため、効率的かつ効果的なプロジェクト運営を指示し、ブルキナファソ国側との連携を図る
- 学校運営に関する必要な助言を行う
- プロジェクト運営に係る調整を行う
- 他ドナーと協調、調和したプロジェクト活動を行う

【COGES 能力強化／業務調整】

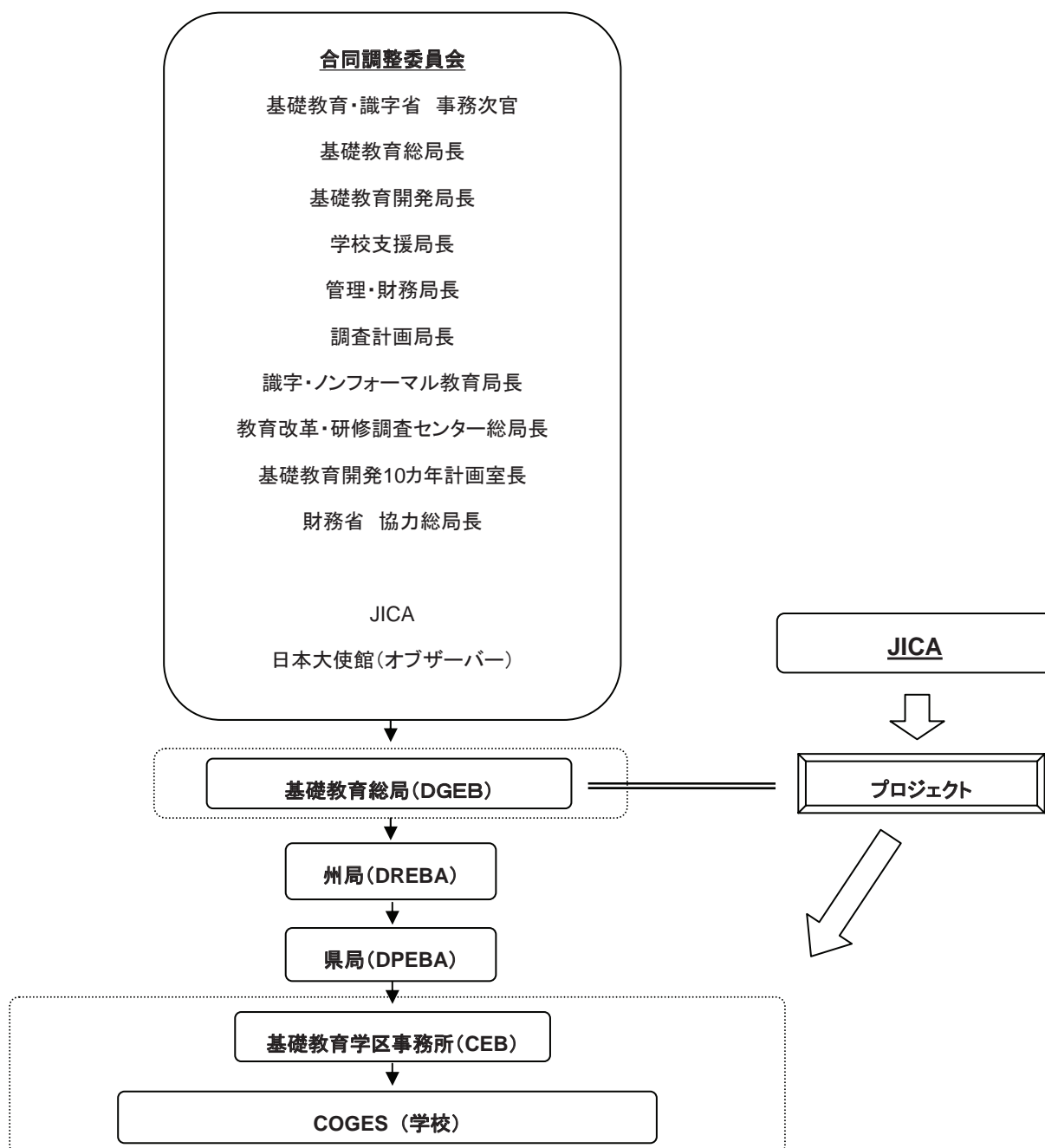
- COGES の能力強化についての助言を行う
- プロジェクト活動に係るブルキナファソ国側及び日本側双方の調整を図る
- プロジェクトにかかわる財務、機材、人員の管理を行う

機材リスト

- モニタリング用車両
- モニタリング用バイク
- 印刷機
- 小型印刷機
- コピー機
- コンピュータ
- クーラー
- デジタルカメラ
- ファックス付電話
- 金庫
- プロジェクタ
- デジタルビデオカメラ

プロジェクトの実施に必要となる機材については、**JICA** の予算制約内において、プロジェクトより手当てされる。機材の仕様及び数量については、プロジェクト概要表（**PDM**）及び活動計画表（**PO**）に基づき、日本人専門家及びブルキナファソ国側カウンターパートとの間で決定される。

プロジェクト実施体制図



PDM (Project Design Matrix)

別添 5

プロジェクト名： 学校運営委員会支援プロジェクト

期間： 2009年11月～2013年10月（4年間）

承認日： 2009年7月8日

対象地域： ブルキナファソ国
中央ブラトー州、東部中央州、中央州の1CEB

ターゲットグループ： COGES 委員、MEBA、DREBA、DPEBA、CEBのCOGES担当官

Ver.: 1.0

プロジェクトの要約	指 標	入手手段	外部条件
<p>上位目標 「機能するCOGESモデルが全国で展開される」 「機能するCOGESを基盤として児童の就学状況が改善される」</p> <p>プロジェクト目標 「機能する学校運営委員会（COGES）に関する全国普及可能なモデルが確立される」</p>	<p>1 セクター計画におけるCOGESモデルの採用</p> <p>2.1 学校活動計画で実施された活動の数及び実施された活動の種類</p> <p>2.2 教育統計（総就学率、総入学率、総出席率他）の改善</p> <p>2.3 学校運営に対する住民の貢献度の向上</p>	<p>1. セクター計画</p> <p>2.1. COGES 活動計画集</p> <p>2.2. 教育統計資料</p> <p>2.3. COGES 活動計画集</p>	<p>1. 学校運営に関する教育地方分権化政策が継続される</p> <p>2. ドナーの介入に関する協調及び調和が悪化しない</p>
<p>成 果</p> <p>1. COGES が民主的に設立される</p> <p>2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される</p>	<p>1.1 対象校のうち80%以上のCOGESが住民集会によって選出され、承認される</p> <p>1.2 対象校のうち80%以上のCOGESがメンバー選出選挙についての報告を提出する</p> <p>2.1 対象校のうち85%以上のCOGESが、学校活動計画を策定する</p> <p>2.2 対象校のうち75%以上のCOGESが、少なくとも1年間にひとつ以上の学校活動計画を実施する</p> <p>2.3 対象校のうち70%以上のCOGESが、1年間に最低3回の住民集会を開催する</p> <p>2.4 対象校のうち70%以上のCOGESが、住民集会で発表する財務報告書を1年間に最低2回策定する</p>	<p>1. 学校活動計画表</p> <p>2. COGES 財務報告書</p> <p>3. 承認を表す文書（法令、省令）</p>	<p>1. 研修を受講した教育行政官が異動しない</p> <p>2. 研修を受講したCOGES委員が任期終了前に免職にならない</p>

1 基準値及び目標値はベースライン調査に基づいて設定する予定。

<p>3. COGES への支援体制が確立される</p>	<p>3.1 1年間に2回以上、CEBのCOGES担当官がCOGES活動のモニタリング・評価を行う</p> <p>3.2 1年間に2回以上、CEBのCOGES担当官とCOGES連合の間で定期会合が開催される</p> <p>3.3 3カ月に1回、COGES報告書が提出される（校長→CEB→DPEBA→DREBA→DGEB）</p> <p>3.4 COGES活動のモニタリング・評価のための月例会議がDPEBAで開催される</p>	<p>3.1 CEB担当官モニタリング報告書</p> <p>3.2 定期会合の議事録</p> <p>3.3 COGES報告書</p> <p>3.4 DPEBA報告書</p>
<p>4. モデル普及のための評価、経験共有が行われる</p>	<p>4.1 COGES活動に関する内部評価の報告書が作成される</p> <p>4.2 国家レベルで経験共有ワークショップが開催される</p>	<p>4.1 評価報告書</p> <p>4.2 経験共有に関する文書</p>

活動	投入		1. 研修を受講した教育行政官が異動しない 2. 研修を受講したCOGES委員が任期終了前に免職にならない
成果 1：COGES が民主的に設立される 1.1 COGESの機能度に関する調査を実施する ・保護者会 (APE/AME) の機能度、COGES 設置状況等 ・学校運営に関する COGES その他関係機関の責任、権限、役割の理解度 1.2 上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する 1.3 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する 1.4 地方行政官に対し、民主的な COGES の設立に関する講師研修を実施する 1.5 地方行政官から校長に対し、COGES の民主的な設立準備のための研修を実施する	<日本人専門家> 1. 長期専門家 (1) チーフアドバイザー／学校運営 (2) COGES 能力強化／業務調整 2. 短期専門家 (必要に応じ) <機材> 1. モニタリング用車両 2. モニタリング用バイク 3. 事務用機器 (コピー機、コンピュータ、プリンタ、電話/FAX 等)	日本側 <カウンタースタッフ> 1. 基礎教育・識字省 > プロジェクトコーディネーター > フォーカルポイント (COGES 担当) 予算担当 2. 対象州内の基礎教育・識字省州局、県局局長 3. 州局、県局、コミュニティ (基礎教育学区) の COGES 担当官 (視学官、教育指導主事) <プロジェクト執務室及び執務室維持経費>	
成果 2：住民参加を通じた学校活動計画が実施される 2.1 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する 2.2 地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する 2.3 地方行政官から COGES 委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する	<在外事業強化費> 1. 研修実施に係る費用 2. マニュアル等文書作成等にかかる費用 3. その他	<モニタリング費用> 燃料費	
成果 3：COGES への支援体制が確立される 3.1 集会モニタリングに関する調査を実施する 3.2 研修モジュールを改訂する 3.3 地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する 3.4 地方行政官から COGES 委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する 3.5 COGES モニタリング月例会議を開催する 3.6 教育省州局 (DREBA) において経験共有のための会議を開催する			
成果 4：モデル普及のための評価、経験共有が行われる 4.1 COGES モデルの評価・分析を実施する 4.2 関係者による経験共有ワークショップを開催する			前提条件 学校運営に関する政策が継続される

	2009			2010			2011			2012			2013											
	11	12	1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
成果 1. COGESが民主的に設立される																								
1-1	COGESの機能度に関する調査を実施する																							
1-2	上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する																							
1-3	ハイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する																							
1-4	地方行政官に対し、民主的なCOGESの設立に関する講師研修を実施する																							
1-5	地方行政官から校長に対し、COGESの民主的な設立準備のための研修を実施する																							
成果 2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される																								
2-1	ハイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する																							
2-2	地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する																							
2-3	地方行政官からCOGES委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する																							
成果 3. COGESへの支援体制が確立される																								
3-1	集会モニタリングに関する調査を実施する																							
3-2	研修モジュールを改訂する																							
3-3	地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する																							
3-4	地方行政官からCOGES委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する																							
3-5	COGESモニタリング月例会議を開催する																							
3-6	教育省州局(DREBA)において経験共有のための会議を開催する																							
成果 4. モデル書及のための評価、経験共有が行なわれる																								
4-1	COGES戦略の評価・分析を実施する																							
4-2	関係者による経験共有ワークショップを開催する																							
合同調整委員会																								
中間・終了時評価調査																								

経費分担(暫定)

単位: Fcfa

				JICA負担	MEBA負担
人件費	単価	数量			
カウンターパート手当(ナショナルコーディネーター)			MEBA		4,800,000
カウンターパート手当(中央レベル)			MEBA		7,200,000
出張					
国内出張旅費(MEBA)			JICA	25,000,000	
国内出張旅費(JICA専門家)			JICA	2,500,000	
海外出張旅費(MEBA、JICA専門家)			JICA	3,500,000	
パイロット地域でのプロジェクト活動					
研修	150,000	1,300	JICA	195,000,000	
車両借料			JICA	25,000,000	
車両燃料費			JICA	20,000,000	
通信費			JICA	2,400,000	
資機材購入費			JICA/MEBA	2,000,000	200,000
消耗品費			JICA	4,500,000	
印刷費			JICA	2,000,000	
モニタリング					
個別モニタリング	2,000	200	JICA	400,000	
	2,000	3,900	MEBA		7,800,000
集会型モニタリング	5,000	3,900	JICA	19,500,000	
調整					
合同調整委員会			MEBA		4,000,000
その他			MEBA		2,620,000
プロジェクト運営					
光熱費			MEBA		7,200,000
事務所賃料			MEBA		24,000,000
事務所修繕費			MEBA		2,000,000
家具(購入及び修繕)			MEBA/JICA	1,500,000	500,000
モニタリング・評価					
JICA調査団費用			JICA	75,000,000	
機材供与					
車両、PC、等			JICA	75,000,000	
合計				453,300,000	60,320,000

88.26%

11.74%

注: プロジェクト期間は48ヵ月(4年)で設定


**PROCES VERBAL DES DISCUSSIONS
ENTRE
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
ET
LES AUTORITES CONCERNEES DU GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO
POUR
LA MISE EN ŒUVRE DU PROJET D'APPUI AUX COMITES DE GESTION
D'ECOLE (COGES)
DANS LE CADRE DE LA COOPERATION TECHNIQUE**

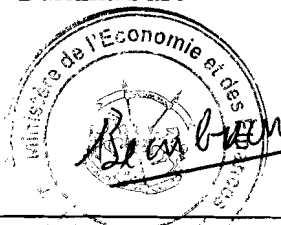
En se référant au Compte Rendu des Discussions entre la Mission d'Etude Préliminaire et le Gouvernement du Burkina Faso, signé le 8 juillet 2009, l'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci-après désigné par « JICA ») représentée par le Représentant Résident de la JICA au Burkina Faso a eu une série de discussions avec les autorités concernées du Burkina Faso relatives aux mesures à prendre par les deux Gouvernements en vue de la mise en œuvre du Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES) dans le cadre de la coopération technique.

A la suite de ces discussions, les deux parties ont convenu sur les sujets auxquels il est fait référence dans le document en annexe ci-joint.

 **M Yuji MORIYA**
Représentant Résident
de l'Agence Japonaise de Coopération
Internationale au Burkina Faso
Japon

Ouagadougou, le 15 octobre, 2009

 **Mme Marie Odile BONKOUNGOU**
Ministre de l'Enseignement de Base et de
l'Alphabétisation
Burkina Faso

 **M Lucien Marie Noël BEMBAMBA**
Ministre de l'Economie et des Finances
Burkina Faso

DOCUMENT ATTACHE

I. COOPERATION ENTRE LA JICA ET LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le Gouvernement du Burkina Faso mettra en œuvre le Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (ci-après désigné par « Projet ») avec la Coopération technique de la JICA.
2. Le Projet sera mis en œuvre conformément au Plan Directeur joint en ANNEXE I.

II. MESURES À PRENDRE PAR LA JICA

Conformément aux lois et règlements en vigueur au Japon, la JICA prendra, à ses propres frais, les mesures suivantes selon les procédures normales conformément au Schéma de Coopération Technique du Japon.

1. ENVOI D'EXPERTS JAPONAIS

La JICA fournira les services des experts japonais présentés en ANNEXE II.

2. FOURNITURE DE MACHINES ET D'EQUIPEMENTS

La JICA fournira les appareils, équipements et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet et énumérés en ANNEXE III (ci-après désigné par « l'Équipement »). Ces équipements et matériels deviendront la propriété du gouvernement du Burkina Faso dès qu'ils sont livrés au point de livraison en valeur CAF (coût, assurance et fret) à l'intérieur du Burkina Faso à l'intention des autorités burkinabé.

3. FORMATION DU PERSONNEL BURKINABE AU JAPON OU DANS UN PAYS TIERS

La JICA accueillera le personnel burkinabé engagé dans le Projet, en vue d'une formation technique au Japon ou dans un pays tiers.

III. MESURES À PRENDRE PAR LE GOUVERNEMENT DU BURKINA FASO

1. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour assurer le bon déroulement du Projet et sa pérennisation, avec l'implication effective des autorités concernées, des homologues, des institutions liées au Projet ainsi que les groupes bénéficiaires.
2. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que la technologie et les connaissances acquises par le personnel burkinabé, résultats de la coopération technique du Japon, contribuent au développement social et économique du Burkina Faso.
3. Le Gouvernement du Burkina Faso accordera aux experts japonais mentionnés en II-1, les privilèges, exonérations et avantages énumérés en ANNEXE IV au moins aussi favorables que ceux dont bénéficient des experts de pays tiers ou d'organisations internationales chargées de missions similaires conformément aux dispositions en vigueur au Burkina Faso.

6

4. Le Gouvernement du Burkina Faso veillera à ce que l'Équipement mentionné en II-2 ci-dessus soit utilisé effectivement pour la bonne exécution du Projet, en collaboration avec les experts japonais présentés en ANNEXE II.
5. Le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires pour s'assurer que les connaissances et expériences acquises par le personnel burkinabé pendant le stage technique au Japon ou aux pays tiers, seront utilisées effectivement pour la bonne exécution du Projet.
6. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires afin d'assurer à ses propres frais :
 - (1) Les services du Personnel burkinabé de contrepartie et du personnel administratif figurant à l'Annexe V ;
 - (2) les terrains, bâtiments et infrastructures figurant à l'Annexe VI ;
 - (3) la fourniture ou le renouvellement des machines, équipements, instruments, véhicules, outils, pièces de rechange et autres matériels nécessaires à la mise en œuvre du Projet, autres que les Équipements fournis par la JICA au point II-2.
7. Conformément aux lois et règlements en vigueur au Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures nécessaires afin d'assurer :
 - (1) Les frais de transport à l'intérieur du Burkina Faso des Équipements mentionnés au point II-2 ci-dessus, ainsi que leur installation, fonctionnement et entretien ;
 - (2) les droits de douane, taxes intérieures et toute charge imposée à l'intérieur du Burkina Faso sur les Équipements mentionnés au point II-2 ci-dessus ;
 - (3) les frais de fonctionnement nécessaires à la mise en œuvre du Projet.

IV. ADMINISTRATION DU PROJET

1. Le Secrétaire Général du Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera responsable de la coordination générale des activités du Projet.
2. Le Coordonnateur National du Projet nommé par le Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation sera chargé de la gestion des aspects techniques du Projet pour le compte du Ministère.
3. Les Experts japonais feront les recommandations nécessaires et conseilleront Le Coordonnateur National du Projet sur les aspects relatifs à la mise en œuvre du Projet.
4. Les Experts japonais et de pays tiers donneront des conseils et orientations nécessaires au Personnel de contrepartie burkinabé sur les aspects techniques relatifs à la mise en œuvre du Projet.
5. Pour une mise en œuvre effective et réussie de la coopération technique dans le cadre du Projet, un Comité de Pilotage du Projet, dont le rôle et la composition figurent à l'Annexe VII, sera mis en place.

6

V. EVALUATION CONJOINTE

L'Evaluation du Projet se fera conjointement par la JICA et les Autorités burkinabé compétentes, à mi-parcours et pendant les six derniers mois de la période de coopération, afin d'examiner le niveau de réalisation.

VI. RECLAMATION CONTRE LES EXPERTS JAPONAIS

Le Gouvernement du Burkina Faso défendra les experts japonais engagés dans le Projet contre les réclamations des tierces parties, si ces réclamations sont liées à l'accomplissement de leurs fonctions officielles au Burkina Faso. Ceci ne sera pas le cas, si ces réclamations sont survenues par suite d'une inconduite volontaire ou à une négligence importante de la part des experts japonais et de pays tiers.

VII. CONSULTATIONS MUTUELLES

Il y aura une consultation mutuelle entre la JICA et le Gouvernement du Burkina Faso pour toutes questions majeures sur la forme ou le fond ayant un rapport avec le présent Document Attaché.

VIII. MESURES POUR PROMOUVOIR LE PROJET AUPRES DES POPULATIONS

Pour une meilleure connaissance du Projet, par les populations du Burkina Faso, le Gouvernement du Burkina Faso prendra les mesures appropriées pour une large diffusion des informations sur le Projet.

IX. PERIODE DE LA COOPERATION

La durée de la coopération technique pour le Projet conformément à ce Document Attaché sera de quatre (4) ans dès l'arrivée des experts prévu au novembre 2009.

ANNEXE I	PLAN DIRECTEUR
ANNEXE II	Liste des experts japonais
ANNEXE III	Liste des machines et équipements
ANNEXE IV	Privileges, exonérations et bénéfices accordés aux experts japonais
ANNEXE V	Liste des homologues et du personnel d'appui de la partie burkinabé
ANNEXE VI	Liste de terrain, bâtiments, et infrastructures
ANNEXE VII	Rôles des différentes structures du projet

6

ANNEXE I PLAN DIRECTEUR

But du Projet : La stratégie pour la mise en place des COGES fonctionnels est établi dans la zone cible du Projet.

Résultats :

1. Les COGES sont mis en place démocratiquement ;
2. le Plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire ;
3. le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi ;
4. l'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés.

Activités

- 1.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du fonctionnement des COGES au niveau des écoles cibles ;
- 1.2 tenir un atelier de restitution des résultats de l'enquête ;
- 1.3 réviser les modules de formation sur la mise en place des COGES ;
- 1.4 organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;
- 1.5 organiser la formation des directeurs d'écoles en utilisant les modules révisés.

- 2.1 Réviser les modules de formation en techniques de gestion scolaire et financière y compris le plan d'action de l'école ;
- 2.2 organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;
- 2.3 organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés.

- 3.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du système de suivi individuel et collectif ;
- 3.2 réviser des modules de formation en techniques de suivi et évaluation des activités de COGES ;
- 3.3 organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés ;
- 3.4 organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés ;
- 3.5 organiser la réunion mensuelle pour le suivi et évaluation ;
- 3.6 organiser une rencontre de partage d'expérience au niveau de DREBA.

- 4.1 Mener l'évaluation et l'analyse de la stratégie ;
- 4.2 tenir des ateliers de partage et de capitalisation des expériences.

f

ANNEXE II LISTE DES EXPERTS JAPONAIS

1. Expert à long terme

- (1) Chef Conseiller/Gestion scolaire
- (2) Renforcement des Capacités des COGES

Si nécessaire des experts à court terme peuvent être affectés selon les besoins pour la bonne mise en œuvre du Projet.

f

ANNEXE III LISTE DES MACHINES ET EQUIPEMENTS

JICA fournira l'équipement nécessaire pour la mise en œuvre du Projet:

- Véhicule(s)
- Motocyclette(s)
- Imprimante(s)
- Petite(s) Imprimante(s)
- Photocopieur(s)
- Ordinateur(s)
- Climatiseur(s)
- Appareil Photo numérique
- Télécopieur
- Coffre
- Projecteur(s)
- Vidéocaméra(s) numérique(s)

Note: Les contenus, spécifications, et quantité d'équipement ci-dessus à fournir sont à déterminer entre les experts japonais et le personnel homologué sur la base du plan de travail annuel du Projet, dans le budget alloué de l'année fiscale japonaise.

8

ANNEXE IV

PRIVILEGES, EXONERATIONS, ET AVANTAGES EN FAVEUR DES EXPERTS JAPONAIS

1. Exonérer d'impôt sur le revenu et d'autres frais de toute sorte imposés sur ou en relation avec les indemnités de vie payées à l'étranger pour les experts japonais ;
2. Exonérer d'impôt sur le revenu, de droits d'importation, et d'autres frais imposés sur les effets personnels de ménage d'experts japonais et de leurs familles, y compris un véhicule par expert ;
3. Délivrer, sur demande, des visas d'entrée en faveur des experts japonais et à leurs familles gratuitement ;
4. Délivrer des cartes d'identification aux experts japonais et à leurs familles pour sécuriser la coopération de toute l'organisation de l'état nécessaire pour l'accomplissement des obligations des experts ;
5. Exonérer de droits de douane pour l'importation et l'exportation de machines et équipement par des experts japonais en relation avec les activités du Projet.

ANNEXE V

LISTE DES HOMOLOGUES BURKINABE ET DU PERSONNEL ADMINISTRATIF

Homologues

1. Coordonnateur du Projet (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
2. Point focaux du Projet au niveau central (à déterminer avant la signature du Procès Verbal)
3. Directeurs Régionaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DREBA) dans les trois régions ciblées
4. Directeurs Provinciaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (DPEBA) dans les trois régions ciblées
5. CCEB et Conseillers Pédagogiques Itinérants au niveau des CEB
6. Gestionnaire du Projet

Personnel d'Appui

1. Gardien

ANNEXE VI LISTE DE TERRAIN, BATIMENTS, ET INFRASTRUCTURES

1. Les terrains, les bâtiments et infrastructures nécessaires pour le Projet
2. Les salles et infrastructures nécessaires pour l'installation et le stockage de l'équipement
3. Les bureaux et infrastructures nécessaires pour le Projet
4. Autres infrastructures mutuellement acceptées si nécessaires pour la mise en œuvre du Projet

ANNEXE VII ROLES DES DIFFERENTES STRUCTURES DU PROJET

I. Comité de Pilotage du Projet

1. Le Comité de Pilotage du Projet est un organe de supervision, de suivi et d'évaluation de mise en œuvre des activités dans le cadre du Projet. A ce titre, il est chargé de:
 - a. définir les orientations générales et la stratégie de mise en œuvre du Projet ;
 - b. superviser la gestion et l'administration générale du Projet ;
 - c. adopter les plans annuels des opérations soumis par le Coordonnateur National ; et
 - d. évaluer l'état d'avancement global du Projet.

2. Le Comité de Pilotage du Projet est composé de la JICA et des services suivants du MEBA :

Président :

Le Secrétaire Général du MEBA

Rapporteur :

Le coordonnateur national du Projet

Les Experts japonais du Projet

Membres :

Partie burkinabè

- Deux (2) représentants de la Direction Générale de l'Enseignement de Base (DGEB)
- Un (1) représentant de la Direction de l'Allocation des Moyens Spécifiques aux Ecoles (DAMSE)
- Un (1) représentant de la Direction de l'Administration et des Finances (DAF)
- Un (1) représentant de la Direction des Etudes et de la Planification (DEP)
- Un (1) représentant de la Direction Générale de l'Alphabétisation et de l'Education Non Formelle (DG/AENF)
- Un (1) représentant de la Direction Générale du Centre de Recherche, des Innovations Educatives et de la Formation (DG/CRIEF)
- Un (1) représentant du Secrétariat Permanent du Plan Décennal de Développement de l'Education de Base (SP/PDDEB)
- Un (1) représentant de la Direction Générale de la Coopération (DG/COOP)

Partie japonaise

- Un (1) représentant de l'Ambassade du Japon au Burkina Faso (observateur(s))
- Deux (2) représentants de la JICA au Burkina Faso

f

3. Le Comité de Pilotage du Projet se réunit deux fois par an sur convocation de son président.
 - En début d'année, pour examiner et approuver le programme et le budget de l'année ;
 - En fin d'année, pour examiner le bilan général de l'exécution du programme ;
 - Le Comité de Pilotage peut être convoqué en session extraordinaire chaque fois que de besoin.

4. Les rencontres du Comité font l'objet d'un procès-verbal à l'attention du Ministre de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation.

II. Coordonnateur National du Projet ;

- Un Coordonnateur National du Projet est nommé par arrêté du Ministre de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation.
- Le Coordonnateur veille à la mise en œuvre et au suivi des décisions du Comité de Pilotage du Projet. Il initie toute mesure susceptible d'améliorer la bonne marche du Projet. Il prépare les ordres du jour des réunions et les convocations qu'il soumet à l'appréciation du Président du Comité, quinze (15) jours avant la réunion.

MINISTRE DE L'ENSEIGNEMENT DE BASE
ET DE L'ALPHABETISATION

SECRETARIAT GENERAL

DIRECTION DES ETUDES
ET DE LA PLANIFICATION

N° 2009- 0747 /MEBA/SG/DEP

BURKINA FASO
Unité-Progress-Justice

Ouagadougou, le 28 OCT. 2009

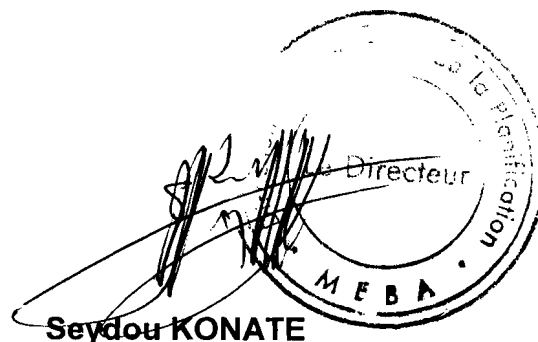
Bordereau d'Envoi
des pièces transmises par
le Directeur des Etudes
et de la Planification

A

Monsieur le Représentant
de la JICA

- OUAGADOUGOU -

Nature des pièces	Nombre de pièces	Observations
- Compte rendu de discussions entre la JICA et les autorités compétentes du Gouvernement du Burkina Faso sur la coopération technique japonaise pour le projet d'appui aux COGES.	01	Pour attribution.
- PV des discussions entre la JICA et les autorités concernées du Gouvernement du Burkina Faso pour la mise en œuvre du Projet d'appui aux COGES dans le cadre de la coopération technique.	01	



Directeur
MEBA
Direction des Etudes et de la Planification


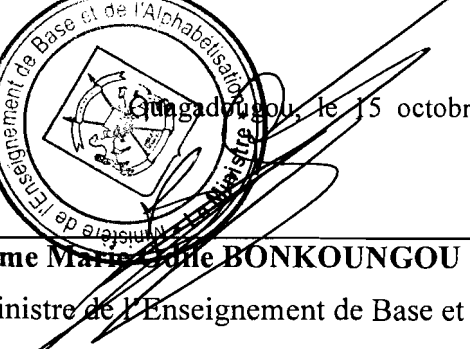
COMPTE RENDU DE DISCUSSIONS
ENTRE
L'AGENCE JAPONAISE DE COOPERATION INTERNATIONALE
ET
LES AUTORITES COMPETENTES DU GOUVERNEMENT
DU BURKINA FASO
SUR
LA COOPERATION TECHNIQUE JAPONAISE
POUR
LE PROJET D'APPUI AUX COMITES DE GESTION D'ECOLE (COGES)

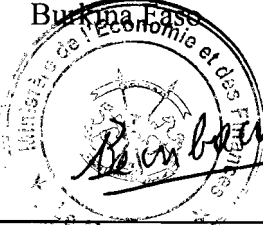

L'Agence Japonaise de Coopération Internationale (ci après dénommée "JICA") à travers son Représentant Résident du Bureau du Burkina Faso, a signé le Procès-Verbal des Discussions (ci après dénommé "P/V") sur la coopération technique concernant le Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (ci-après dénommé "le Projet").

A la suite des discussions, les deux parties ont convenu du contenu du document ci-joint.



M Yuji MORIYA
Représentant Résident
de l'Agence Japonaise de Coopération
Internationale au Burkina Faso
Japon


Gnangadougou, le 15 octobre, 2009

Mme Marie-Noëlle BONKOUNGOU
Ministre de l'Enseignement de Base et
de l'Alphabétisation



M Lucien Marie Noël BEMBAMBA
Ministre de l'Economie et des Finances
Burkina Faso

LISTE DES PARTICIPANTS

Les discussions se sont tenues à Ouagadougou avec les participants ci-dessous :

LA PARTIE BURKINABE

Ministère de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation (MEBA)

Mme TAPSOBA Judith, DGEB

Mme SEGUEDA Solange, Point focal du MEBA, DDEB

M. TRAORE Bénéfou, DAF

M. BAMOUNI Paul Marie, Service Financier et Comptable, DAF

Mme TALL Fatoumata, Chargée de mobilisation sociale, SP-PDDEB

LA PARTIE JAPONAISE

M. Yuji MORIYA, Représentant Résident, JICA

Mme Kaori TANAKA, Adjointe au Représentant Résident, JICA

Mme BISSIRI/BARRY Haoua, Assistante Chargée de Programme, JICA

Mlle Yu HIHARA, stagiaire, JICA

M. KIBORA Ludovic, Consultant

8

I. TITRE DU PROJET

Projet d'Appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES)

II. CADRE LOGIQUE

Le Projet sera mis en oeuvre conformément au Cadre Logique du Projet présenté en Annexe I. Le Cadre Logique est un outil efficace pour la gestion et la mise en oeuvre des projets/programmes.

- (1) Le Cadre Logique est un schéma logiquement élaboré qui définit la compréhension initiale du cadre du Projet et indique les étapes logiques vers la réalisation du But du Projet ;
- (2) Le Cadre Logique doit être élaboré de façon flexible selon la progression et la réalisation du Projet, sur l'accord des parties burkinabè et japonaise ;
- (3) Il est également utilisé comme une référence pour le suivi et l'évaluation du projet.

III. PLAN D'OPERATIONALISATION

Le Plan d'Opérationnalisation est montré dans l'Annexe II. Il doit être élaboré conjointement par les homologues burkinabè et la partie japonaise et est à soumettre au Comité de Pilotage du Projet. Les activités sont assujetties à un changement dans le cadre du Procès Verbal des Discussions, en cas de besoin, au cours de la mise en oeuvre du Projet.

IV. ADMINISTRATION DU PROJET

La structure d'exécution du Projet est montré dans l'Annexe III.

V. REPARTITION DU COUT

Les deux parties sont d'accord sur le principe de répartition des coûts résumé dans l'ANNEXE IV.

ANNEXE I : Cadre Logique du Projet

ANNEXE II : Plan d'Opérationnalisation (P/O)

ANNEXE III : Structure d'Execution du Projet

ANNEXE IV : Principe de Répartition de Coût (provisoir)

Cadre Logique du Projet (PDM : Project Design Matrix)

Nom de projet : Projet d'appui aux Comités de Gestion d'Ecole (COGES) Durée : Nov 2009 – Oct 2013 (4 ans) Date de validation :

Zone cible : Régions du Plateau Groupes ciblés : Membres des COGES, Administrateurs chargés de mobilisation sociale (COGES) dans MEBA, DGE, DREBA, Ver. : 1.0
Central, du Centre-Est et une CEB DPEBA et CEB
 du Centre

Résumé du projet	Indicateurs	Moyens de vérification	Suppositions importantes
Objectif global 1. Les COGES fonctionnels sont généralisés dans tout le pays 2. L'environnement scolaire est amélioré à travers les COGES fonctionnels	1. Intégration de la stratégie dans le Plan Sectoriel 2-1. Type et nombre des activités réalisées dans le cadre de plan d'action de l'école 2-2. Amélioration des statistiques scolaires (TBS, TBA, Taux de fréquentation, etc.) 2-3. Amélioration de la participation communautaire à la gestion de l'école	1. Document de Plan Sectoriel 2-1. Bilan des activités de COGES 2-2. Statistiques scolaires annuelles de la zone du projet 2-3. Bilan des activités de COGES	
But du projet La stratégie pour la mise en place des COGES fonctionnels est établie dans la zone cible du projet	1. Au moins 75% des COGES ont élaboré et exécuté leurs plans d'action de l'école en fin de projet 2. Augmentation du niveau des contributions (financière, matérielle et physique) de la communauté à la gestion de l'école 3. Approbation de la stratégie à l'atelier national	1. Bilan de plan d'action 2. Rapport financier du COGES 3. Rapport de l'évaluation des COGES 4. Document final de l'approbation (décret, arrêté, etc.)	1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue
Résultats attendus 1. Les COGES sont mis en place démocratiquement 2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire	1.1 Au moins 80 % des COGES ont leurs membres élus au cours d'AG et approuvés par assemblées générales (AG) 1.2 Au moins 80% des COGES ont soumis un compte rendu sur l'élection des membres de COGES au CCEB 2.1 Au moins 85 % des COGES ont élaboré un plan d'action de l'école 2.2 Au moins 75 % des COGES ont réalisé au moins une activité dans le cadre de leurs plans d'action de l'école par an 2.3 Au moins 70% des COGES ont tenu un minimum de 3 AG par an 2.4 Au moins 70% des COGES ont présenté un minimum de 2 rapports financiers lors des AG ordinaires par an	1.1 Rapport des formateurs 1.2 Rapport des formateurs 2.1 Plans d'actions des COGES 2.2 Bilan des activités COGES 2.3 PV de réunions et AG 2.4 Rapport financier et procès-verbal (PV) des réunions et AG 2.5 Cahiers de gestion financière et administrative	1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue 2. Administrateurs qui ont été formés ne sont pas mutés 3. Membres des COGES qui ont été formés ne démissionnent pas avant la fin de leur mandat 4. Coordination et harmonisation des

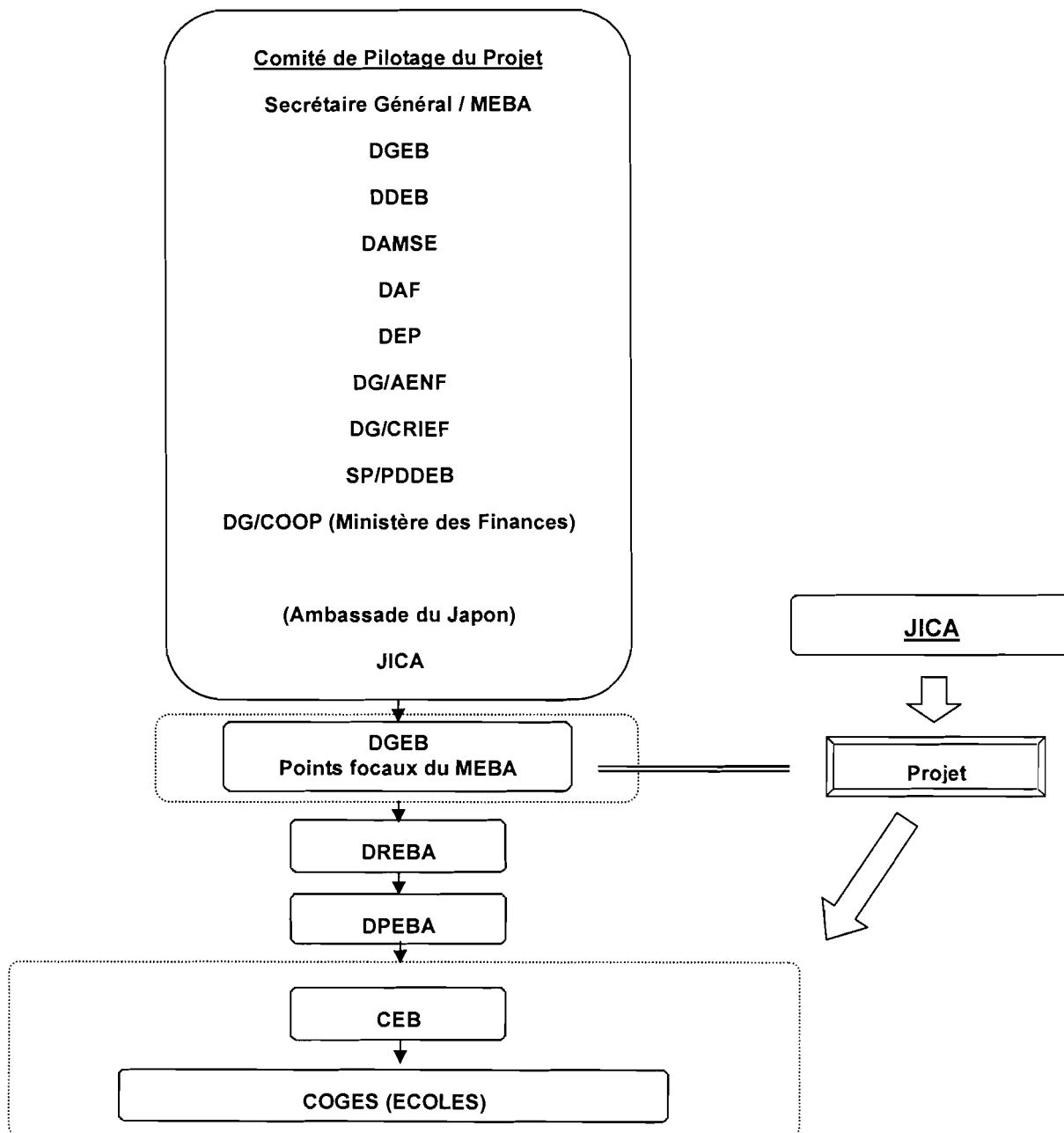
01/10/2009

<p>3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi</p>	<p>3.1 Au moins 2 fois par an, le suivi et l'accompagnement des COGES sont exécutés par les PF des CEB 3.2 Au moins 2 fois par an de réunions sont tenues entre PF des CEB et des COGES regroupés 3.3 Rapports trimestriels synthétisés sont acheminés à la hiérarchie (DE, CCEB, DPEBA, DREBA et DGEB) 3.4 Les bilans mensuels de suivi de COGES sont tenus lors des conseils de direction dans les DPEBA</p>	<p>3.1 Rapport de suivi de PF de CEB 3.2 PV des réunions 3.3 Rapports des COGES 3.4 Rapports des DPEBA</p>	<p>interventions des partenaires différents sont maintenues 5. Situation économique des ménages ne sera pas détériorée</p>
<p>4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés</p>	<p>4.1 Tenue d'un atelier de restitution des résultats de l'évaluation interne et de capitalisation des expériences 4.2 Finalisation du rapport de l'évaluation interne et de la validation de la stratégie en vue de la généralisation</p>	<p>4.1 Document de capitalisation des expériences 4.2 Rapport de l'évaluation</p>	

6

Activités	Input		
<p>Résultat 1. Les COGES sont mis en place démocratiquement</p> <p>1.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du fonctionnement des COGES au niveau des écoles cibles</p> <p>1.2 Tenir un atelier de restitution des résultats de l'enquête</p> <p>1.3 Réviser les modules de formation sur la mise en place des COGES</p> <p>1.4 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>1.5 Organiser la formation des directeurs d'écoles en utilisant les modules révisés</p>	<p>Japon</p> <p>« Experts japonais »</p> <p>1. Expert à long terme</p> <p>(1) Chef conseiller/Gestion Scolaire</p> <p>(2) Renforcement des Capacités des COGES/Coordinateur du Projet</p> <p>2. Expert à court terme (selon la nécessité)</p> <p>« Matériels »</p> <p>1. Véhicules</p> <p>2. Motos</p> <p>3. Matériels bureautiques (photocopieur, ordinateur, imprimante, TEL/FAX, etc)</p> <p>« Coût des activités »</p> <p>1. Coût pour mise en œuvre des formations et ateliers</p> <p>2. Coût pour rédaction et multiplication des documents</p> <p>3. Divers</p>	<p>Burkina Faso</p> <p>« Homologues »</p> <p>1. Coordinateur du projet</p> <p>2. Points focaux au niveau central</p> <p>3. Directeurs Régionaux et Provinciaux de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation dans les trois régions ciblées</p> <p>4. CCEB et Conseillers Pédagogiques Itinérants au niveau des CEB</p> <p>5. Gestionnaire du Projet</p> <p>« Locaux du projet et les coûts afférents »</p> <p>« Carburant pour le suivi et l'accompagnement »</p>	<p>1. La politique de gestion décentralisée de l'école est maintenue</p> <p>2. Les administrateurs formés ne sont pas mutés</p> <p>3. Les membres des COGES formés ne démissionnent pas avant la fin de leur mandat</p> <p>4. La Coordination et harmonisation des interventions des différents partenaires sont maintenues</p>
<p>Résultat 2. Le plan d'action de l'école est mis en œuvre à travers la participation communautaire</p> <p>2.1 Réviser les modules de formation en techniques de gestion scolaire et financière y compris le plan d'action de l'école</p> <p>2.2 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>2.3 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés</p>			
<p>Résultat 3. Le système de suivi et d'accompagnement des COGES est établi</p> <p>3.1 Mener une enquête sur l'état des lieux du système de suivi individuel et collectif</p> <p>3.2 Réviser les modules de formation en techniques de suivi et évaluation des activités de COGES</p> <p>3.3 Organiser la formation des formateurs en utilisant les modules révisés</p> <p>3.4 Organiser la formation des membres du COGES en utilisant les modules révisés</p> <p>3.5 Organiser la réunion mensuelle pour le suivi et évaluation</p> <p>3.6 Organiser une rencontre de partage d'expérience au niveau de DREBA</p>			
<p>Résultat 4. L'évaluation interne du projet et le partage d'expériences sont réalisés</p> <p>4.1 Mener l'évaluation et l'analyse de la stratégie</p> <p>4.2 Tenir des ateliers de partage et de capitalisation des expériences</p>			<p>Condition préalable</p> <p>La politique de gestion décentralisée de l'école existe</p>

STRUCTURE DU PROJET



f

Principe de Répartition de Coût (Provisoire)

	Coût unité	Quantité	2009		2010		2011		2012		2013	
			Charge JICA	Charge MEBA	Charge JICA	Charge MEBA	Charge JICA	Charge MEBA	Charge JICA	Charge MEBA	Charge JICA	Charge MEBA
Personnel												
Traitement coordonnateur	MEBA		0	pm								pm
Traitement gestionnaire	MEBA		0	pm								pm
Indemnité du coordonnateur national	MEBA		0	5,040,000		1,260,000		1,260,000		1,260,000		1,260,000
Indemnités du gestionnaire	MEBA		0	2,640,000		660,000		660,000		660,000		660,000
Salaires secrétaire	JICA		10,000,000	0	400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000	2,400,000
Salaires Chauffeur	JICA		7,500,000	0	300,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000
Salaires Gardien	MEBA		0	3,825,000	225,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000	900,000
Sous-total Personnel			17,500,000	11,505,000	700,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000	4,200,000
Fonctionnement: administration du projet												
Location de véhicules	JICA		25,000,000	0	10,000,000	10,000,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000	2,500,000
Carburant pour les activités du Projet	JICA/MEBA		20,000,000	8,000,000	1,000,000	5,000,000	2,000,000	2,000,000	5,000,000	2,000,000	4,000,000	2,000,000
Communication (Téléphone) pour les activités du												
Projet	JICA		4,900,000	0	100,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
Consommables	JICA		4,500,000	0	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Impression	JICA		2,000,000	0		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
Electricité et Eau	MEBA		0	7,200,000	300,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,500,000
Locaux (loyer)	MEBA		0	24,000,000	1,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	5,000,000
Locaux (réfection)	JICA/MEBA		10,000,000	2,000,000	10,000,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
Meubles (maintenance)	JICA/MEBA		1,500,000	500,000	1,000,000	500,000	500,000	200,000	200,000	200,000	100,000	100,000
Comité de Pilotage	MEBA		0	4,000,000	500,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000
Autres cadres de concertation	MEBA		0	2,620,000	220,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
Menus dépenses	MEBA		0	800,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000
Sous-total Fonctionnement			67,900,000	49,120,000	22,600,000	18,200,000	12,100,000	10,200,000	12,300,000	7,700,000	12,300,000	10,400,000
Équipement												
Équipements et matériels nécessaires	JICA/MEBA		2,000,000	200,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
Véhicules, ordinateurs, motos, imprimantes,												
photocopieur, projecteur etc.	JICA		75,000,000	0	50,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Sous-total Equipement			77,000,000	200,000	50,000,000	27,000,000	0	200,000	0	0	0	0
Investissement: activités du projet												
Formation	JICA	150,000	1,300	0	30,000,000	110,000,000	110,000,000	110,000,000	55,000,000	55,000,000	55,000,000	55,000,000
Suivi individuel	JICA	2,000	200	0	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
Sensibilisation pour suivi collectif	MEBA	2,000	3,900	7,800,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	2,200,000	
Mission de la JICA TOKYO	JICA	5,000	3,900	0	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
Frais de mission à l'intérieur pour les agents de	JICA		75,000,000	0		37,500,000	37,500,000	37,500,000	37,500,000	37,500,000	37,500,000	37,500,000
MEBA	JICA/MEBA		25,300,000	7,200,000	2,300,000	6,000,000	1,800,000	6,000,000	1,800,000	6,000,000	1,800,000	
Frais de mission à l'intérieur pour les Experts	JICA		2,500,000	0	200,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
Frais de mission à l'extérieur pour les agents de												
MEBA et les Experts japonais	JICA		3,500,000	0	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Sous-total Investissement			321,200,000	15,000,000	2,500,000	41,000,000	3,000,000	160,600,000	4,000,000	66,100,000	4,000,000	49,000,000
TOTAL			483,600,000	75,825,000	2,245,000	90,400,000	17,920,000	175,000,000	19,320,000	80,000,000	19,120,000	17,220,000

13.55%

86.45%

Note: La durée du projet est fixée pour 48 mois (4 ans)

6

ブルキナファソ技術協力プロジェクト
「学校運営委員会支援プロジェクト」
ブルキナファソ国政府関係者との討議議事録 (R/D)

国際協力機構（以下、JICA）は、2009年7月8日に「学校運営委員会支援プロジェクト（以下、「プロジェクト）」詳細計画策定調査団とブルキナファソ政府関係者（以下、「ブルキナファソ国側）」により署名した協議議事録に基づき、JICAブルキナファソ事務所とブルキナファソ国側のあいだでプロジェクト実施のために取るべき措置について一連の協議を行った。

協議の結果、日本国側及びブルキナファソ国側は、各国の政府に対し、別添の文書のとおり提案することで合意した。

2009年10月15日 ワガドゥグにて

森谷 裕司

国際協力機構（JICA）
ブルキナファソ事務所長

マリー・オディル・ボンクング

基礎教育・識字省大臣
ブルキナファソ国

ルシアン・マリー・ノエル・ベンバンバ

財務省大臣
ブルキナファソ国

付属文書

I. JICA とブルキナファソ国政府間の協力

- 1-1. ブルキナファソ国政府は、JICA の技術協力の下、「学校運営委員会支援プロジェクト（以下、「プロジェクト）」を実施する。
- 1-2. プロジェクトは、別添 1 のとおり、プロジェクトの責任機関により実施される。

II. JICA 側で執るべき措置

日本国憲法に基づき、JICA は予算の範囲内で、技術協力の枠組みに基づく手順に則り、下記の措置を行う。

2-1. 専門家派遣

JICA は別添 2 のとおり、専門家派遣を行う。

2-2. 機材供与

JICA は別添 3 のとおり、プロジェクトで使用する機器やその他の資機材（以下、機材）を供給する。これらの資機材は、ブルキナファソ国へ納入後、ブルキナファソ国側関係者の管理の下、ブルキナファソ国側の所有物となる。

2-3. ブルキナファソ国側人員の本邦研修及び第三国研修

JICA は、プロジェクト関係者を本邦研修もしくは第三国研修に招聘する。

III. ブルキナファソ国側で執るべき措置

- 3-1. ブルキナファソ国政府は、政府関係者、カウンターパート、プロジェクト関係機関、裨益者の関与を通じて、プロジェクトの実施及び持続性確保のために必要な措置を行う。
- 3-2. ブルキナファソ国政府は、日本の技術協力の結果としてブルキナファソ関係者が習得した技術や知識が、ブルキナファソの社会・経済的発展に貢献するよう注意を払う。
- 3-3. ブルキナファソ国政府は、上記 II-1 に記載された日本人専門家に対し、別添 IV に記載された特権や免税措置を認める。これは、類似の業務を行う第三国専門家や国際機関関係者と同等の権利であり、ブルキナファソの現行の規定に基づくものである。
- 3-4. ブルキナファソ国政府は、別添 II に記載された日本人専門家と協力のうえ、上記 II-2 に記載された機材がプロジェクト実施のため適切に利用されるよう注意を払う。
- 3-5. ブルキナファソ国政府は、ブルキナファソ関係者が本邦研修もしくは第三国研修期間中に習得した知識や経験が、プロジェクトの円滑な実施のために効果的に活用されるよう必要な措置を行う。

- 3-6.** ブルキナファソ国の現行の法律に従って、ブルキナファソ国政府は、プロジェクトに対し、別添 V に記載されたブルキナファソ人カウンターパート及び職員、執務スペースとなる土地、水道・電気を提供する。またプロジェクトは、輸入資機材に対する関税や、ガソリンに課される付加価値税等についても免税措置を受けることができる。
- 3-7.** ブルキナファソ国の現行の法律に従って、ブルキナファソ国政府は、以下の事項を保証するために必要な措置を自国予算で行う。
- (1) 別添 V に記載されたブルキナファソ人カウンターパート及び職員のサービスの提供
 - (2) 別添 VI に記載された土地、建物、インフラ設備
 - (3) 上記 II-2 に記載された JICA が提供する資機材以外で、プロジェクト実施に必要な資機材、車両、道具、交換部品等の提供、交換

IV. プロジェクトの運営

- 4-1.** 基礎教育・識字省次官がプロジェクト活動全般において責任を負う。
- 4-2.** 基礎教育・識字省次官によって任命されたプロジェクトコーディネーターが、教育省を代表して、プロジェクトの技術面の運営について責任を負う。
- 4-3.** 日本人専門家は、プロジェクト実施に関し、プロジェクトコーディネーターに対して必要な提言や助言を行う。
- 4-4.** 日本人専門家及び第三国専門家は、プロジェクト実施に関し、ブルキナファソ人カウンターパートに対して必要な指示を行う。
- 4-5.** プロジェクトの枠組みにおいて技術協力を効果的に実施し成功を導くため、別添 VII に役割や構成が記載されているとおり、合同調整委員会が実施される。

V. 合同評価

プロジェクトの成果を図るため、プロジェクト実施期間の中間及びプロジェクト終了の半年前に、JICA 及びブルキナファソ国政府関係者により合同でプロジェクトの評価を実施する。

VI. 日本人専門家に対する抗議

ブルキナファソ国政府は、プロジェクトに従事する日本人専門家に対する第三者からの抗議に対し、それがブルキナファソ国での任務を遂行するのに必要な行為に対して行われた抗議である場合は、弁護を行う。もし、その抗議が、日本人もしくは第三国専門家による意図的な不品行や重大な過失によるものであった場合は、弁護の対象とならない。

VII. 相互協議

現行の付属文書の書式や内容に関して重大な問題があれば、JICA とブルキナファソ国政府間

で協議を開催する。

VIII. ブルキナファソ国国民に対する広報

ブルキナファソ国民に対しプロジェクトを広く周知するため、ブルキナファソ国政府は適切な手段によりプロジェクト情報の広報を行う。

IX. 協力実施期間

付属文書に記載されたとおり、技術協力の実施期間は 2009 年 11 月より 4 年間とする。

X. 協力協定

相互理解の確認のため、付属文書で述べられなかった事項に関して協力協定を別途作成し添付する。

別添 I	マスタープラン
別添 II	日本人専門家リスト
別添 III	機材リスト
別添 IV	日本人専門家の特権、免税措置
別添 V	ブルキナファソ人カウンターパート職員リスト
別添 VI	土地、建物、インフラ設備リスト
別添 VII	プロジェクト実施機関とその役割

マスタープラン

プロジェクト目標

機能する学校運営委員会（COGES）に関する全国普及可能なモデルが確立される

成果

1. COGES が民主的に設立される
2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される
3. COGES への支援体制が確立される
4. モデル普及のための評価、経験共有が行われる

活動

- 1.1 COGES の機能度に関する調査を実施する
- 1.2 上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する
- 1.3 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する
- 1.4 地方行政官に対し、民主的な COGES の設立に関する講師研修を実施する
- 1.5 地方行政官から校長に対し、COGES の民主的な設立準備のための研修を実施する

- 2.1 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する
- 2.2 地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する
- 2.3 地方行政官から COGES 委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する

- 3.1 集会モニタリングに関する調査を実施する
- 3.2 研修モジュールを改訂する
- 3.3 地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する
- 3.4 地方行政官から COGES 委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する
- 3.5 COGES モニタリング月例会議を開催する
- 3.6 教育省州局（DREBA）において経験共有のための会議を開催する

- 4.1 COGES 戦略の評価・分析を実施する
- 4.2 関係者による経験共有ワークショップを開催する

日本人専門家リスト

1. 長期専門家

- (1) チーフアドバイザー／学校運営
- (2) COGES 能力強化

JICA は必要に応じて短期専門家を派遣する。

機材リスト

JICA は、プロジェクトの実施に必要となる機材を供与する。

- モニタリング用車両
- モニタリング用バイク
- 印刷機
- 小型印刷機
- コピー機
- コンピュータ
- クーラー
- デジタルカメラ
- ファックス付電話
- 金庫
- プロジェクタ
- デジタルビデオカメラ

注：機材の仕様及び数量については、年間活動計画表に基づき、JICA の予算年度に従って、日本人専門家及びブルキナファソ国側カウンターパートとの間で決定される。

日本人専門家の特権、免税措置

1. 日本人専門家に対し、所得税及びその他海外生活で生じる手当てに課される費用を免除する。
2. 日本人専門家及びその家族に対し、所得税、輸入税、及びその他個人の所有物に課される費用を免除する。専門家 1 名に対して車両 1 台を免税とする。
3. 日本人専門家及びその家族に対し、医療的支援他、必要な支援を最大限行う。
4. 日本人専門家及びその家族に対し、申請に応じて入国査証を無料で発行する。
5. 日本人専門家及びその家族に対し、専門家の責務を果たすために必要な政府関係機関の協力を担保するため、身分証明書を発行する。
6. 日本人専門家及びその家族に対し、プロジェクト活動に関連した資機材の輸出入に対する関税を免除する。

カウンターパート職員リスト

1. プロジェクトコーディネーター (R/D 署名前に任命)
2. 中央レベル (MEBA) におけるフォーカルポイント (R/D 署名前に任命)
3. 対象州内の基礎教育・識字省州局長
4. 対象州内の基礎教育・識字省県局長
5. 基礎教育学区事務所 (CEB) 所長及び教育指導主事
6. プロジェクト予算担当者

土地、建物、インフラ設備リスト

1. プロジェクト実施に必要な土地、建物、インフラ設備
2. 機材納品及び保管に必要な部屋
3. プロジェクト実施に必要な執務室、インフラ設備
4. 必要に応じて両者が必要と認めた、その他のインフラ設備

プロジェクト実施機関とその役割

I. 合同調整委員会

1. 合同調整委員会はプロジェクトの枠組みに基づいて行われる活動の実施について管理、モニタリング、評価を行う機関である。以下の業務を遂行する。

- a. プロジェクト実施に関する方針や戦略を策定する
- b. プロジェクトの運営管理を監督する
- c. プロジェクトコーディネーターが提出する年次活動計画を承認する
- d. プロジェクトの進捗を確認する

2. 合同調整委員会は JICA 及び基礎教育・識字省 (MEBA) の以下のメンバーで構成される。

代表

基礎教育・識字省次官

報告者

プロジェクトコーディネーター

委員

- ・ 基礎教育・識字省 基礎教育総局長 (DGEB)
- ・ 基礎教育・識字省 基礎教育開発局長 (DDEB)
- ・ 基礎教育・識字省 学校支援局長 (DAMSE)
- ・ 基礎教育・識字省 管理・財務局長 (DAF)
- ・ 基礎教育・識字省 調査計画局長 (DEP)
- ・ 基礎教育・識字省 識字・ノンフォーマル教育局長 (DG/AENF)
- ・ 基礎教育・識字省 教育改革・研修調査センター総局長 (DG/CRIEF)
- ・ 基礎教育・識字省 教育開発 10 年計画室長 (SP/PDDEB)
- ・ 財務省 協力総局長 (DG/COOP)
- ・ JICA ブルキナファソ事務所長
- ・ 日本人専門家
- ・ ブルキナファソ日本国大使館代表 (オブザーバー)
- ・ 必要に応じ、技術・財政支援パートナー
- ・ MEBA 及び JICA から提案される関係者

3. 合同調整委員会は、代表の招集により、一年に2回開催される。
 - ・ 年間計画及び予算の承認のため、年頭に1回
 - ・ 計画実行に関する報告の確認のため、年末に1回
 - ・ 必要に応じ、適宜開催が可能

4. 委員会の開催後、基礎教育・識字省宛てに議事録の提出が義務付けられている。

II. プロジェクトコーディネーター

- ・ 1名のプロジェクトコーディネーターが基礎教育・識字省の省令により任命される。
- ・ コーディネーターは、合同調整委員会の決定事項の実施及びモニタリングを行う。また、プロジェクトの実施促進に必要な手段の遂行を指揮する。議事日程の決定及び召集通知の準備を行い、合同調整委員会代表の判断を仰ぐため、会議開催15日前までに提出する。

ブルキナファソ技術協力プロジェクト
「学校運営委員会 (COGES) 支援プロジェクト」

ブルキナファソ国政府関係者との協議議事録 (ミニッツ)

国際協力機構 (以下、JICA) は、JICA ブルキナファソ事務所所長を通じ、「学校運営委員会支援プロジェクト (以下、「プロジェクト」)」に関する討議議事録 (以下、R/D) に署名を行った。

協議に引き続き、ブルキナファソ側及び日本側は本文書の内容に合意した。

2009年10月15日 ワガドゥグにて

森谷 裕司

国際協力機構 (JICA)
ブルキナファソ事務所長

マリー・オディル・ボンクング

基礎教育・識字省大臣
ブルキナファソ国

ルシアン・マリー・ノエル・ベンバンバ

財務省大臣
ブルキナファソ国

参加者リスト

協議はワガドゥグにおいて、以下の参加者により行われた。

ブルキナファソ側

【基礎教育・識字省】

Mme. TAPSOBA K. Judith

基礎教育総局長

Mme. SEGUEDA Solange

基礎教育開発局パイロットプロジェクト担当

M. TRAORE Bénéfou

管理・財務局

M. BAMOUNI Paul Marie

管理・財務局財務担当

Mme. TALL Fatoumata

教育 10 ヶ年計画室パイロットプロジェクト担当

日本側

森谷裕司

JICA 事務所長

田中香織

JICA 職員

Mme. BISSIRI/BARRY Haoua

JICA プログラム担当

日原優

JICA インターン

M. KIBORA Ludovic

コンサルタント

I. プロジェクト名

学校運営委員会（COGES）支援プロジェクト

II. プロジェクト・デザイン・マトリクス

プロジェクトは、別添 I に記載されたプロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）の枠組みにおいて実施される。PDM はプロジェクト/プログラムの運営・管理に有効なツールである。

- (1) PDM は、プロジェクトの基本的な枠組みを論理的に示した表であり、プロジェクト目標達成に向けた論理的道筋を示している。
- (2) PDM は、ブルキナファソ側及び日本側の合意に基づき、プロジェクトの進捗や達成状況に応じて柔軟に変更される。
- (3) PDM は、モニタリング・評価の際のツールとしても活用される。

III. プラン・オブ・オペレーション

プラン・オブ・オペレーションは別添 II に記載のとおりである。ブルキナファソ側カウンターパートと日本側により合同で作成され、合同調整委員会に提出される。プロジェクト実施期間中、活動内容は必要に応じて R/D の範囲内で変更可能である。

IV. プロジェクト運営

プロジェクト実施体制図は別添 III に記載のとおりである。

V. 費用分担

ブルキナファソ側及び日本側は、別添 IV に記載された費用分担の原則に合意した。

別添 I	プロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）
別添 II	プラン・オブ・オペレーション（P/O）
別添 III	プロジェクト実施体制図
別添 IV	費用分担表（暫定） *和訳は省略（添付無し）

PDM (Project Design Matrix)

別添 1

プロジェクト名： 学校運営委員会支援プロジェクト

期間： 2009年11月～2013年10月（4年間）

承認日： 2009年7月8日

対象地域： ブルキナファソ国
中央ブラトー州、東部中央州、中央州の1CEB

ターゲットグループ： COGES委員、MEBA,DREBA,DPEBA,CEBのCOGES担当官

Ver.: 1.0

プロジェクトの要約	指標	入手手段	外部条件
<p>上位目標 「機能するCOGESモデルが全国で展開される」 「機能するCOGESを基盤として児童の就学状況が改善される」</p> <p>プロジェクト目標 「機能する学校運営委員会（COGES）に関する全国普及可能なモデルが確立される」</p>	<p>1 セクター計画におけるCOGESモデルの採用</p> <p>2.1 学校活動計画で実施された活動の数及び実施された活動の種類</p> <p>2.2 教育統計（総就学率、総入学率、総出席率他）の改善</p> <p>2.3 学校運営に対する住民の貢献度の向上</p>	<p>1. セクター計画</p> <p>2.1. COGES 活動計画集</p> <p>2.2. 教育統計資料</p> <p>2.3. COGES 活動計画集</p>	<p>1. 学校運営に関する教育地方分権化政策が継続される</p> <p>2. ドナーの介入に関する協調及び調和が悪化しない</p>
<p>成果</p> <p>1. COGESが民主的に設立される</p> <p>2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される</p>	<p>1.1 対象校のうち80%以上のCOGESが住民集会によって選出され、承認される</p> <p>1.2 対象校のうち80%以上のCOGESがマンバ―選出選挙についての報告を提出する</p> <p>2.1 対象校のうち85%以上のCOGESが、学校活動計画を策定する</p> <p>2.2 対象校のうち75%以上のCOGESが、少なくとも1年間にひとつ以上の学校活動計画を実施する</p> <p>2.3 対象校のうち70%以上のCOGESが、1年間に最低3回の住民集会を開催する</p> <p>2.4 対象校のうち70%以上のCOGESが、住民集会で発表する財務報告書を1年間に最低2回策定する</p>	<p>1.1 研修講師報告書</p> <p>1.2 研修講師報告書</p> <p>2.1 COGESの活動計画</p> <p>2.2 COGES 活動計画集</p> <p>2.3 定例会及び住民集会の議事録</p> <p>2.4 定例会及び住民集会の議事録及び財務報告書</p> <p>3.1 CEB 担当官モニ</p>	<p>1. 研修を受講した教育行政官が異動しない</p> <p>2. 研修を受講したCOGES委員が任期終了前に免職にならない</p>
<p>3. COGES への支援体制が確立される</p>	<p>3.1 1年間に2回以上、CEBのCOGES担当官がCOGES活動のモニタリング・評価を行う</p>		

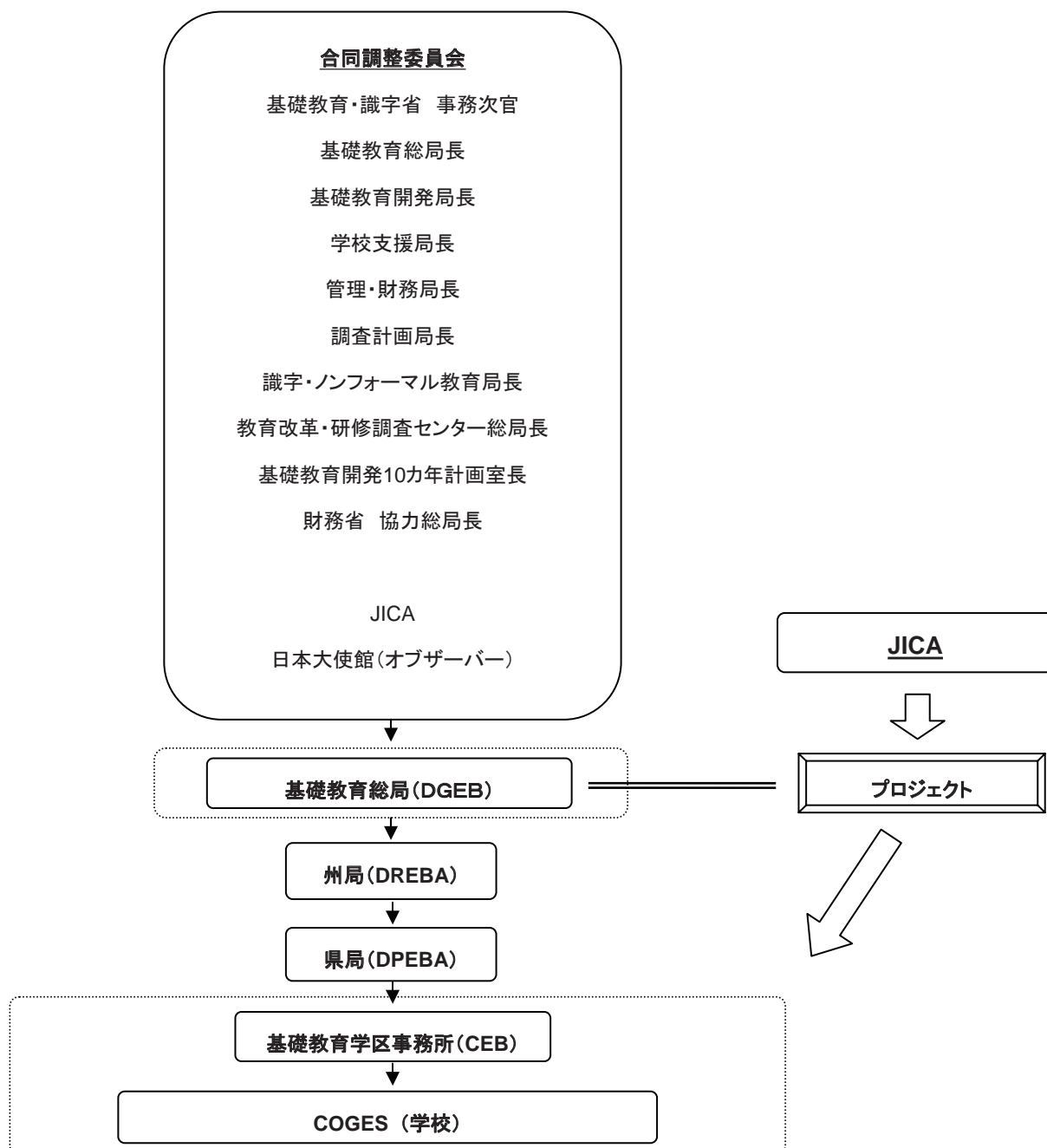
1. 基準値及び目標値はベースライン調査に基づいて設定する予定。

<p>4. モデル普及のための評価、経験共有が行われる</p>	<p>3.2 1年間に2回以上、CEBのCOGES担当官とCOGES連合の間で定期会合が開催される 3.3 3カ月に1回、COGES報告書が提出される（校長→CEB→DPEBA→DREBA→DGEB） 3.4 COGES活動のモニタリング・評価のための月例会議がDPEBAで開催される</p> <p>4.1 COGES活動に関する内部評価の報告書が作成される 4.2 国家レベルで経験共有ワークショップが開催される</p>	<p>タリリング報告書 3.2 定期会合の議事録 3.3 COGES報告書 3.4 DPEBA報告書</p> <p>4.1 評価報告書 4.2 経験共有に関する文書</p>
---------------------------------	--	--

活動	投入	投 入	投 入
<p>成果 1：COGES が民主的に設立される</p> <p>1.1 COGES の機能度に関する調査を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者会 (APE/AME) の機能度、COGES 設置状況等 ・学校運営に関する COGES その他関係機関の責任、権限、役割の理解度 <p>1.2 上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する</p> <p>1.3 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する</p> <p>1.4 地方行政官に対し、民主的な COGES の設立に関する講師研修を実施する</p> <p>1.5 地方行政官から校長に対し、COGES の民主的な設立準備のための研修を実施する</p>	<p>＜日本人専門家＞</p> <p>1. 長期専門家</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) チーフアドバイザー／学校運営 (2) COGES 能力強化／業務調整 <p>2. 短期専門家 (必要に応じ)</p> <p>＜機材＞</p> <p>1. モニタリング用車両</p> <p>2. モニタリング用バイク</p> <p>3. 事務用機器 (コピー機、コンピュータ、プリンタ、電話/FAX 等)</p>	<p>＜カウンタースタッフ＞</p> <p>ブルキナファソ側</p> <p>1. 基礎教育・識字省</p> <ul style="list-style-type: none"> ＞ プロジェクトコーディネーター ＞ フォーカルポイント (COGES 担当) ＞ 予算担当 <p>2. 対象州内の基礎教育・識字省州局、県局局長</p> <p>3. 州局、県局、コミュニティ (基礎教育学区) の COGES 担当官 (視学官、教育指導主事)</p> <p>＜プロジェクト執務室及び執務室維持経費＞</p> <p>＜モニタリング費用＞</p> <p>燃料費</p>	<p>1. 研修を受講した教育行政官が異動しない</p> <p>2. 研修を受講した COGES 委員が任期終了前に免職にならない</p>
<p>成果 2：住民参加を通じた学校活動計画が実施される</p> <p>2.1 パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する</p> <p>2.2 地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する</p> <p>2.3 地方行政官から COGES 委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する</p>	<p>＜在外事業強化費＞</p> <p>1. 研修実施に係る費用</p> <p>2. マニュアル等文書作成等にかかる費用</p> <p>3. その他</p>		
<p>成果 3：COGES への支援体制が確立される</p> <p>3.1 集会モニタリングに関する調査を実施する</p> <p>3.2 研修モジュールを改訂する</p> <p>3.3 地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する</p> <p>3.4 地方行政官から COGES 委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する</p> <p>3.5 COGES モニタリング月例会議を開催する</p> <p>3.6 教育省州局 (DREBA) において経験共有のための会議を開催する</p>			<p>前提条件</p> <p>学校運営に関する政策が継続される</p>
<p>成果 4：モデル普及のための評価、経験共有が行なわれる</p> <p>4.1 COGES モデルの評価・分析を実施する</p> <p>4.2 関係者による経験共有ワークショップを開催する</p>			

	2009			2010												2011												2012												2013									
	11	12		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
成果 1. COGESが民主的に設立される																																																	
1-1	COGESの機能度に関する調査を実施する																																																
1-2	上記調査に関する情報共有ワークショップを開催する																																																
1-3	パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する																																																
1-4	地方行政官に対し、民主的なCOGESの設立に関する講師研修を実施する																																																
1-5	地方行政官から校長に対し、COGESの民主的な設立準備のための研修を実施する																																																
成果 2. 住民参加を通じた学校活動計画が実施される																																																	
2-1	パイロットプロジェクトで使用した研修モジュールを改訂する																																																
2-2	地方行政官に対し、住民参加による学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する講師研修を実施する																																																
2-3	地方行政官からCOGES委員に対し、学校活動計画策定研修及び資金管理手法に関する研修を実施する																																																
成果 3. COGESへの支援体制が確立される																																																	
3-1	集会モニタリングに関する調査を実施する																																																
3-2	研修モジュールを改訂する																																																
3-3	地方行政官に対し、モニタリング体制確立のための講師研修を実施する																																																
3-4	地方行政官からCOGES委員に対し、モニタリング体制確立のための研修を実施する																																																
3-5	COGESモニタリング月例会議を開催する																																																
3-6	教育省州局(DREBA)において経験共有のための会議を開催する																																																
成果 4. モデル普及のための評価、経験共有が行なわれる																																																	
4-1	COGES戦略の評価・分析を実施する																																																
4-2	関係者による経験共有ワークショップを開催する																																																
合同調整委員会																																																	
中間・終了時評価調査																																																	

プロジェクト実施体制図



4. ブルキナファソ国における地方分権化に関する調査報告

2009年7月10日

文責：人間開発部基礎教育第二課
ジュニア専門員 佐藤恵美

ブルキナファソ国における地方分権化に関する調査報告

1. 地方分権化の背景

ブルキナファソの地方分権化の動きは植民地時代に遡り、2つの複合コミューンの誕生から始まった（1926年にボボデュラソ、1952年にワガドゥグ）。

【年表】

1926, 1952	ワガドゥグ、ボボデュラソの2コミューンの制定
1960	地方公共団体 (Collectivité rural) の制定
1966	特別代議委員会 (Délégation spéciale) の制定
1974	特別議会 (Conseil Speciaux) の制定
1983 ¹	革命議会 (Conseil Révolutionnaire)、県 (Province) の制定
1991	市議会 (Conseil Municipal) の制定
1995	33 コミューンにおける市議会選挙の実施
2006～	コミューンの全国展開の開始

*コミューンの数は、33 (1995) →49 都市部コミューン (Communes urbaines) (2000) →
302 村落部コミューン (Communes rurales) の追加 (2006) と増加した。

2. 地方分権化の現状

1998年8月6日 政令 No.041/98-AN「国土行政の組織」により、地方自治体（州、県、コミューン）と行政区（州、県、郡、村）の区分が制定された。現在の区分は下記の表のとおりとなっている。

■表1 地方分権化機関と分散化機関の関係

①地方自治体 (Collectivité Territoriale)		②行政区 (Circonscription Administrative)	
地方分権化機関	統率者	地方分散化機関	統率者
州	州議会議長	州 (Région)	州知事 (Gouverneur)
		県 (Province)	県知事 (Haut Commissaire)
コミューン	市長	郡 ² (Département)	郡知事 (Préfet)
		村	村長

¹ サンカラ大統領が就任した年。

² 50の郡 (Département) については今後廃止になる予定。

*①②の間に優劣はなく、①の監督機関が②という位置づけ

分権化に関する1998年の法によると下記の11分野において地方自治体への権限の委譲が行われることになっている。

- 1) 自治体所有の不動産地所
- 2) 国土整備、不動産地所の管理及び計画
- 3) 環境、自然資源管理
- 4) 経済開発、計画
- 5) 保健、衛生
- 6) 教育、職業訓練、識字
- 7) 文化、スポーツ、娯楽
- 8) 市民保護、支援、救援
- 9) 葬儀、埋葬
- 10) 水、電気
- 11) 市場、屠殺場

上記活動を実施するための財源は、税金、生産物収入、政府からの給付金、分権化支援ドナーからの支援、となっている。

● CVD の構成、権限、役割³

2007年1月19日政令 No.2007-032/PRES/PM/MATD により、住民開発議会（Conseil Villageois de Développement: CVD）の設立が制定された。以前から村レベルでの組織はあったが、法令と共に正式化された。

設立の手順は、まず市長の召集により CVD 設立のための住民集会が開催され、事務局メンバー12名（代表、副代表、書記、副書記、会計係、副会計係、女性支援担当2名、農民支援担当2名、青少年支援担当2名）が住民の合意に基づき選出される⁴。合意に至らなかった場合は選挙⁵が実施される。その設立から運営までの監督権は市議会にある。

CVD の権限は大きく分けて、①コミュン開発計画（Plan Communaux de Développement: PCD）策定・実施への貢献、②村の開発の促進、③市議会が主催する各種委員会への参加、の3つとなっている（①については別途後述）。各 CVD は市長に対し年1回の報告書提出が義務付けられている。さらに、財務報告については、市議会と住民に対する説明が義務付けられており、前者については上記報告書の提出により実施される。また、市議会は年1回、CVD 事務局を集めた総会を開催することとなっている。CVD 事務局会議は月1回開催され、議決内容は住民に対して周知される。作成された議事録は市長へ提出される。

CVD 事務局の業務は無償であるが、活動実施にかかる費用が発生する場合、CVD の資金を活用することができる。CVD の財源は、コミュン予算、企業活動による収入⁶、村落開

³ 「CVD ガイド（Guide du Conseil Villageois de Développement）」（2007年10月、Projet ADEPAC/PNUD の支援により作成）に詳細が記載されている。

⁴ 任期は3年で、2回まで更新可能。

⁵ 選挙は挙手もしくは支持する候補者の列に並ぶ形式で行われる。

⁶ 収入創出活動の実施が推奨されている。

発促進への助成金、寄付、などである。

● PCD（コミュニケーション開発計画）と PAI（年間投資計画）

PCD はコミュニケーションレベルで策定され、目標期間は 4～5 年間程度である。PCD をもとに、それぞれの村で CVD 事務局を中心に村の優先順位に基づいて年間投資計画（Plan Annuel de l'Investissement: PAI）を策定し、それに基づき資金と人員の動員を行う。

PCD 策定用のマニュアルが 2 種類（州・コミュニケーション用）作成されているが、コミュニケーションだけでは PCD の策定が困難なため、入札により調査機関と契約し、まず同機関がコミュニケーションの調査をして問題等を分析し、計画案を提案する。それを市議会で共有し、優先順に基づき決定する。策定された PCD は世銀等のドナーにより資金援助が行われることもある。

現時点では、302 のコミュニケーションのうち、いくつかのコミュニケーションがどのような PCD を策定したかの数字や内容は明らかになっていない。策定にどれくらいの期間を要するのかは、コミュニケーションの規模（予算、ドナーの有無）による。また、PAI は村レベルで策定されることになっているが、実際には策定のための研修は実施されておらず⁷、政府の予算不足、住民の識字率の低さ等により人的資源が乏しい等、多くの問題がある。PCD 同様、計画策定・実施の支援を行うドナーが存在することもある。

● 村議会議員

各村で 2 名ずつ、住民集会の場で住民の合意⁸に基づき選ばれる。立候補者が多ければ選挙を行う。議員は CVD のメンバーになることはできない。一方、市議会議員、州議会議員は全国統一地方選挙で選ばれる。

● モニタリング・評価

地方分権化の進捗状況のモニタリングは、地方分権・国土行政大臣官房直轄の監督局が地方出張を定期的実施しているが、総局も定期的に現場巡回を実施している。現在、モニタリングのマニュアルを作成中である。

● 地方分権化の今後の展望

CVD レベルですでに活動（具体的には井戸の採掘、保健所の建設、等）が実施され始めており、今後の活性化が期待されている（コミュニケーションに対する具体的な支援についてのアクションプラン等は明かされなかった）。今後、国やドナーにより基金（Fond Permanent pour le Développement des Collectivité Territoriales）の分配が実施されることになっており、それにより PCD 策定が促進されると地方分権・国土行政省では考えている。PCD が策定されれば、それを実施するための行動計画である PAI がコミュニケーション及び村レベルで策定される。

2009 年 10 月までには省として報告書を作成することになっているので、全国レベルでの PCD 策定状況も明らかになる予定である。

⁷ 世銀の地方分権化支援プロジェクト（PNGT）フェーズ 1 では、約 3,000 村を対象として村レベルの開発計画策定支援を実施した。

⁸ 合意といっても、実際には市長の政党に属する者が選出されるなど、政治的色合いがかなり濃く、民主的とは言えない。

● COGES と CVD の関係

CVD は村レベルの開発計画を総括する役割を担うが、農業・保健・教育・給水等の各分野を担当する組織として特別委員会 (Comité Spécifique) が存在し、学校運営委員会 (Comité de Gestion de l'Ecole: COGES) は、教育分野を担当する特別委員会と位置づけられている。ただし、1つの村に1つの学校なら、1COGES-1CVD となり、COGES 代表が CVD のメンバーになればよいが、1つの学校が複数の村にまたがっている場合 (実際によくある状況)、1つの COGES が関連するすべての CVD に代表を送らなくてはならない。

3. 教育分野における地方分散化機関の権限、責任、役割

政令 No.2004-093/PRES/PM/MEBA 「基礎教育識・字省の組織」⁹によると、基礎教育・識字省の地方分散化機関は、州、県、基礎教育学区に分割される。各レベルに、州局 (Direction Régionale de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation: DREBA)、県局 (Direction Provinciale de l'Enseignement de Base et de l'Alphabétisation: DPEBA)、基礎教育学区事務所 (Circonscription d'Education de Base: CEB) が設置されている。

DREBA は、基礎教育及びノンフォーマル教育の州教育開発計画の策定を行う。また DPEBA の活動を監督・調整する。DPEBA は、基礎教育及びノンフォーマル教育の県教育開発計画の策定を行う。また CEB の活動を監督・調整する。

CEB は、基礎教育及びノンフォーマル教育の教員及び指導者の指導、教育プログラムの管理、公立・私立教育における地方自治体への支援及び助言を行うよう規定されている。

4. 教育分野における地方分権化の動き

教育分野では、地方分権化による権限委譲は直接コミューンに対して行われ、その内容はハード面に関するものに限定されている。したがって、分権化の流れにより分散化機関の従来業務である「教育の質」の面についての責任や役割が変わるということはなく、分権化のコンテクストでは、地方自治体 (州・県・コミューン) に対する支援及び助言を行う教育分野のアドバイザ的な役割を果たす。

● 委譲の主な内容

2009年3月3日 政令 No.2009-106/PRES/PM/MATD/MEBA/MASSN/MEF/MFPRE¹⁰により、就学前教育・初等教育・識字教育分野における国からコミューンへの権限・資源の委譲が制定された。

資源 (施設) の委譲については、具体的な内容は以下のとおりである。

➤ 就学前教育

教室、倉庫、台所、事務所、室内遊具、屋外遊具、施設付属の井戸・給水塔、トイレ、家具、施設に関連するその他のインフラ設備

➤ 初等教育

教室、住居、事務所、倉庫、学校給食用食堂、施設付属の井戸・給水塔、トイレ、植え

⁹ 現在、改訂中。

¹⁰ 別添の省令「初等教育分野におけるコミューンへの権限の委譲」(No.2009-116/MEF/MATD/MEBA) 参照。

込み・学校菜園、家具、教材、スポーツ器具、運動場、識字・ノンフォーマル教育組織、施設に関連するその他のインフラ設備

コミューンは、委譲された施設の維持・管理を行い、委譲された施設の譲渡・売却は禁止されている。

資源（人材）の委譲については、教員の配置によって実施される。ただし、教育の「質」に関する内容（教員採用¹¹、教員研修、評価・モニタリング、等）は、地方分権化機関ではなく引き基礎教育・識字省で行う。給与支払いに関しても、採用や人事を同省が担うため、同省の業務となる。

上記政令に続き、具体的な施策として、財務省、地方分権・国土行政省、基礎教育・識字省の共同省令 2009 年 3 月 31 日 No.2009 116/MEF/MATD/MEBA が制定され、2,814,043,853FCFA（約 5 億 6,280 万円）が、49 の都市部のコミューンに譲渡されることとなった¹²。今回委譲される資金は、2009/2010 学年度（2009 年 10 月～2010 年 6 月）用のものである。**資金**の委譲については助成金及び贈与の形態で、毎年 1 回実施される方向である。委譲された資金の用途および金額は以下のとおりである。

■表 2 委譲された資金の用途及び金額（FCFA）

内訳	金額	割合	備考
学校基金	2,005,272,278	71.26%	3,009F/生徒
経常費	132,660,000	4.71%	15,000F/クラス
教室改修	230,811,574	8.20%	268,115F/改修の必要を教室
新規学校インフラ建設	445,500,000	15.83%	13州都のみ対象、28,000,000F/教室棟
合計	2,814,043,853	100%	

学校基金は、委譲された資金の 7 割を占め、主に学用品配布に充てられる。この資金により購入された学用品が基礎教育学区事務所（CEB）に納品され、APE が学校分の学用品を取りに行くという仕組みになっている。生徒あたり 3,609F の単価で計算されている。

新規学校インフラ建設については、13 の州都であるコミューンにのみ資金が委譲される。投資金で 2009/2010 年度に建設が計画されている校舎は、各州 1 校程度である。

資金委譲の対象となっていないコミューンについては、これまでどおり、県局（DPEBA）に資金が送られ管理が行われる。

● 権限委譲に関する評価・モニタリング

基礎教育・識字省は、権限・資源委譲の過程に関して、年次評価を行うことが義務付けられている。評価報告書は、地方分権化国家会議（Conférence Nationale de la Décentralisation: CONAD）において発表される。

モニタリングについては、分権化の実施・監督機関である MATD が行うこととなっているが、MEBA も適宜コミューンとの対話を設けている。コミューンレベルには教育担当が存在し、実質的には CEB と共に教育問題に取り組んでいる。

¹¹ 教員採用は、州ごとの申請（必要教員数）を基礎教育・識字省が取りまとめて、それをもとに人事院（Ministère de la Fonction Publique）が採用を行う。

¹² ブルキナファソは、EFA/FTI の触媒資金支援を獲得（102 百万ドル、2009 年～2011 年）しており、今回の資金委譲の実現は、当資金の影響によるところが大きい。

2009年11月末には当該年度の予算執行が終了し、年末の会計年度終了時までにはコミュニケーションレベルで報告書を作成することになっているため、いくつかのコミュニケーションが資金の委譲を受け、実際にどんな活動を実施したかが分かることになっている。

● COGES に対する期待

既存の保護者会は保護者の集まりに過ぎなかったが、COGES はコミュニケーションに存在する全アクターを巻き込むため、「住民（学校）のパートナー機関」としての役割を担う組織として、また、地方分権化が進む中、教育セクターの学校レベルでの受け皿としての役割が強く期待されている。

● 教育分野の地方分権化の今後の展望

今後は実施状況（グッドプラクティスや問題点）を分析しながら、徐々に普及を目指していく。都市部のコミュニケーションだけでなく村落部のコミュニケーションを対象に加えるかどうかを検討し、譲渡の金額を増やしていくことを考えている。

5. 所感

ブルキナファソの教育分野における地方分権化は、国家の地方分権化政策のコンテクストに従う形で進められており、権限の委譲対象となる地方分権化組織はコミュニケーション、委譲の内容は、建物の建設・維持管理のハード面が主となっており、「教育の質」の面については基礎教育・識字省の地方分散化組織が引き続き担当し、地方分権化機関への技術支援を行う役割を果たす。したがって、JICA の「学校運営委員会支援プロジェクト」も、既に始まっている地方分権化の流れを尊重した形で協力を進めることが望ましい。

地方分権化のアクターとなるコミュニケーション、村議会、CVD、特別委員会の能力はまだ不十分であり、これら組織の構成員の役割も明確となっていないが、今後の動向を考慮しつつ、COGES の効果的な連携パートナーを見極め、必要に応じキーパーソン（教育分野の担当者）の能力強化面を支援することも有効と考えられる。

2009年の地方分権化における資金委譲の実現は、FTI 触媒資金獲得に因るところが大きいため、FTI の支援終了後 2012 年以降の資金委譲の予算担保がどのように実現されるのかなど、今後の動向に注意する必要がある。

以上

